

# 成田市総合保健福祉計画

住みなれた地域で安心して暮らせる

ふれあい  
交流のまち 成田

平成 21年 3月

成田市

N A R I T A



## はじめに



近年、少子高齢化が急速に進展し、核家族や共働き家庭の増加、生活スタイルの変化などにより、家族機能の低下や地域社会における住民相互のつながりも希薄化しており、地域社会そのものが変容してきています。

そのような中で、子どもも高齢者も障がいがあってもなくても、誰もが住みなれた地域で、自分らしく、できる限り自立した生活を続けられることが大切であり、そのための新たな支え合いの仕組みづくりが求められています。

本計画は、市民、地域の団体、事業者、行政が協働し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すもので、子ども、高齢、障がいなどの各分野の保健・福祉を、総合的かつ計画的に推進する計画としています。

計画の基本理念である「住みなれた地域で安心して暮らせる<sup>ふれあい</sup>交流のまち 成田」の実現を目指し、市民の皆様と協働しながら、地域福祉の推進に向けて取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、基礎調査にかかるアンケートにご協力をいただきました市民の方々や関係機関の皆様、また市民懇談会に参加いただきました皆様、そして成田市保健福祉審議会委員の皆様から、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

成田市長 小 泉 一 成



# 目次

---

序 計画の策定にあたって .....	1
第1章 計画策定の趣旨 .....	2
第2章 計画の性格 .....	3
第3章 計画の期間 .....	4
第4章 計画の策定体制 .....	5
第1部 保健福祉サービスの現状と課題 .....	7
第1章 市の概況 .....	8
1. 市全体の状況 .....	8
2. 地域の状況 .....	11
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題 .....	18
1. 子ども人口 .....	18
2. 子ども家庭福祉の現状 .....	20
3. 子どものいる保護者のアンケートから .....	23
4. 子ども家庭福祉の課題 .....	27
第3章 高齢者の現状と課題 .....	28
1. 高齢者人口と世帯 .....	28
2. 要介護認定者 .....	29
3. 主な福祉サービス .....	30
4. 介護保険の現状 .....	31
5. 生きがいつくり・社会参加について .....	32
6. 高齢者のアンケートから .....	33
7. 高齢者福祉の課題 .....	36
第4章 障がい者の現状と課題 .....	37
1. 障がい者数 .....	37
2. 主な福祉サービス .....	39
3. 障がいのある人のアンケートから .....	41
4. 障がい者福祉の課題 .....	44
第5章 地域福祉の現状と課題 .....	45
1. 民生委員・児童委員 .....	45
2. 成田市社会福祉協議会 .....	46
3. 地区社会福祉協議会 .....	48
4. 一般市民のアンケートから .....	49
5. 地域福祉の課題 .....	53
第6章 各種計画の進捗状況 .....	54

<b>第2部 住みなれた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指して</b> .....	57
<b>第1章 施策展開の基本的方向</b> .....	58
1. 基本理念 .....	58
2. 基本目標 .....	59
<b>第2章 福祉社会の将来像</b> .....	60
1. 人々の姿 .....	60
2. まちの姿 .....	63
<b>第3章 将来予測と数値目標</b> .....	64
1. 人口・対象者の見通し .....	64
2. 数値目標 .....	67
<b>第4章 施策の体系</b> .....	69
<b>第3部 住みなれた地域で安心して暮らせる福祉社会を築くために</b> .....	71
<b>第1章 重点施策の推進</b> .....	72
1. 地域における交流の場づくり .....	72
2. 情報提供の充実と情報の共有化の推進 .....	73
3. 災害時要援護者を支援するための総合的な仕組みづくり .....	73
<b>第2章 地域福祉の推進</b> .....	74
1. 支えあう地域づくり .....	74
2. 利用者主体の福祉サービス .....	76
3. 人にやさしいまちづくり .....	77
<b>第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進</b> .....	78
1. 子どもの健康づくりと福祉の充実 .....	78
2. 子どもがのびのび育つまちづくり .....	79
3. 子育て家庭への支援 .....	80
4. 子育てと仕事の両立支援 .....	81
<b>第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進</b> .....	82
1. 健康づくりの推進 .....	82
2. 生きがいづくりの推進 .....	84
3. 安心して暮らせる環境づくり .....	85
4. 住みよい生活環境の整備 .....	87
<b>第5章 障がい者の保健福祉の推進</b> .....	88
1. 健やかで安心して暮らせる保健・医療の充実 .....	88
2. 個性と可能性を伸ばす保育・教育の充実 .....	89
3. 豊かな生活を支える福祉の充実 .....	90
4. 社会参加の促進 .....	91

<b>第4部 計画の推進に向けて</b> .....	93
<b>第1章 市民・行政等の役割分担</b> .....	94
1. 市民、家庭に期待される役割 .....	94
2. 地域社会に期待される役割 .....	94
3. 団体等に期待される役割 .....	95
4. 企業に期待される役割 .....	95
5. 行政の役割 .....	96
<b>第2章 計画の推進</b> .....	97
1. 計画の推進 .....	97
2. 行財政の効率的運用 .....	97
<b>資料編</b> .....	99
1. 団体アンケート調査の結果 .....	100
2. 市民懇談会の結果 .....	106
3. 成田市保健福祉審議会設置条例 .....	116
4. 成田市保健福祉審議会委員名簿 .....	118
5. 成田市保健福祉審議会への諮問と答申 .....	119



## 序 計画の策定にあたって

# 第1章 計画策定の趣旨

---

本市では、平成 15 年3月に「住みなれた地域で安心して暮らせる福祉都市 成田」を基本理念に、『成田市総合保健福祉計画』を策定し、計画に沿った事業実施に努め、保健福祉の向上を図ってきました。

しかし、計画策定以降、少子高齢化や核家族化が一層進行するとともに、働く女性の増加に伴うライフスタイルの変化や生活習慣病の増加、長引く経済不況の影響等に伴うさまざまな社会問題が多様化し、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

国は「社会福祉基礎構造改革について」（平成 10 年6月）に基づき、さまざまな制度改革を進めてきました。

近年では、児童福祉分野で、平成 15 年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び企業は今後 10 年間の集中的・計画的な少子化対策の取り組みを推進することとしました。

高齢者福祉分野では、平成 17 年に「介護保険法」を改正し、予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの創設など、サービス体系の見直しを行いました。また、平成 20 年には「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正し、保険者に特定健康診査及び特定保健指導の実施を義務づけました。

障がい者福祉分野では、平成 15 年4月から利用者が自らサービスを選択し、事業者と契約する支援費制度を実施しましたが、平成 17 年 11 月には、新たに「障害者自立支援法」を制定しました。この法律では、障がいのある人の地域生活移行と就労支援を進め、これまで障がい種別ごとに提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の中で提供する仕組みとしました。

このような状況のもとで、市民のだれもが、生涯にわたって人権が尊重され、市民一人ひとりが、住みなれた地域でいきいきと安心して生活を送れるよう、総合的・体系的な保健福祉施策のより一層の推進が求められています。また、市民一人ひとりがサービスの利用者であると同時に、サービスの担い手としても期待されており、市民と行政が協働して地域福祉を進めていくことが必要になっています。

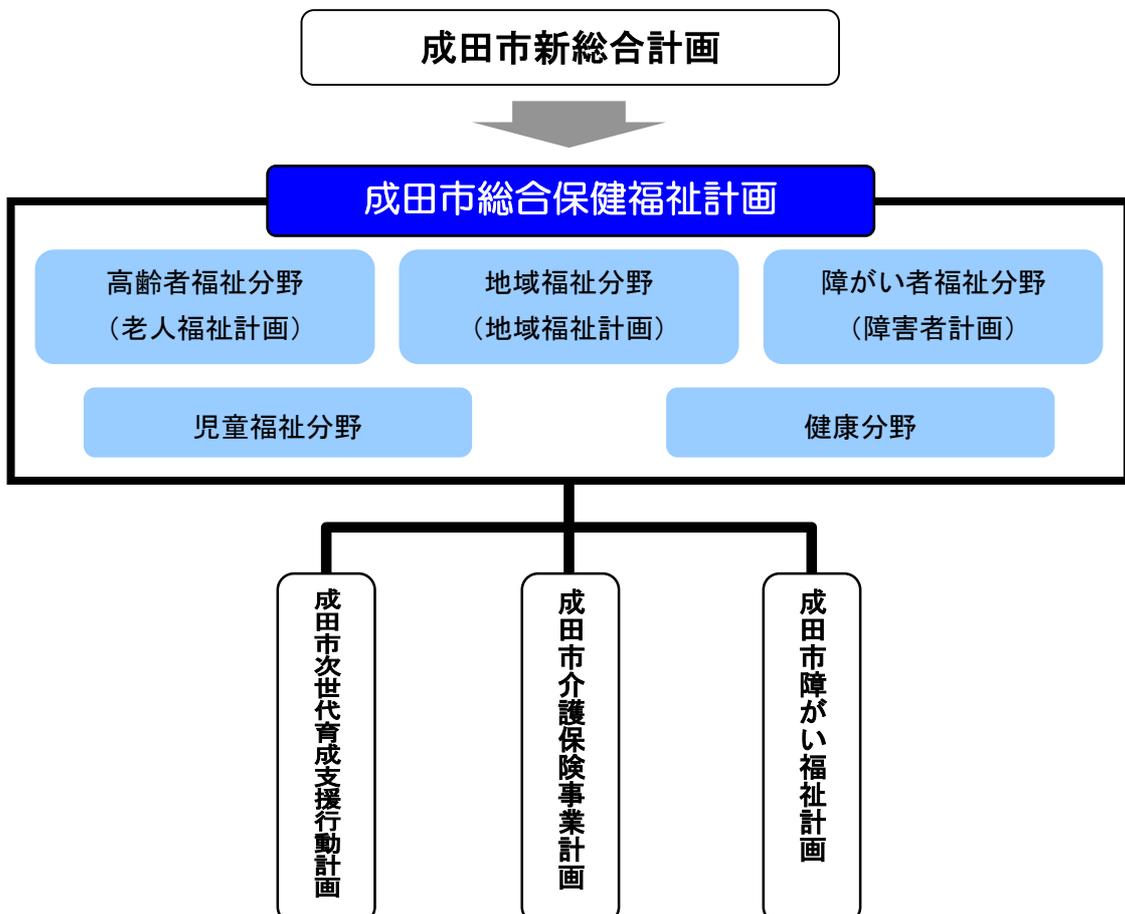
本計画は、保健福祉を取り巻くさまざまな環境の変化を踏まえ、現行の『成田市総合保健福祉計画』を見直すとともに、すべての市民を視野に入れた保健福祉関連施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

## 第2章 計画の性格

本計画は次のような性格を持っています。

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」、障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」として位置づけます。
- 本計画は、国の「少子化社会対策大綱」及び「健康日本21」を踏まえて策定しています。
- 本計画は、上位計画の『成田市新総合計画』をはじめ、関連する本市の他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、本市の保健福祉推進の目標であると同時に、すべての市民が健康づくりや福祉の問題について論議を深め、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針として位置づけられるものです。
- 本計画は、保健福祉にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

### 計画の位置づけ（イメージ）



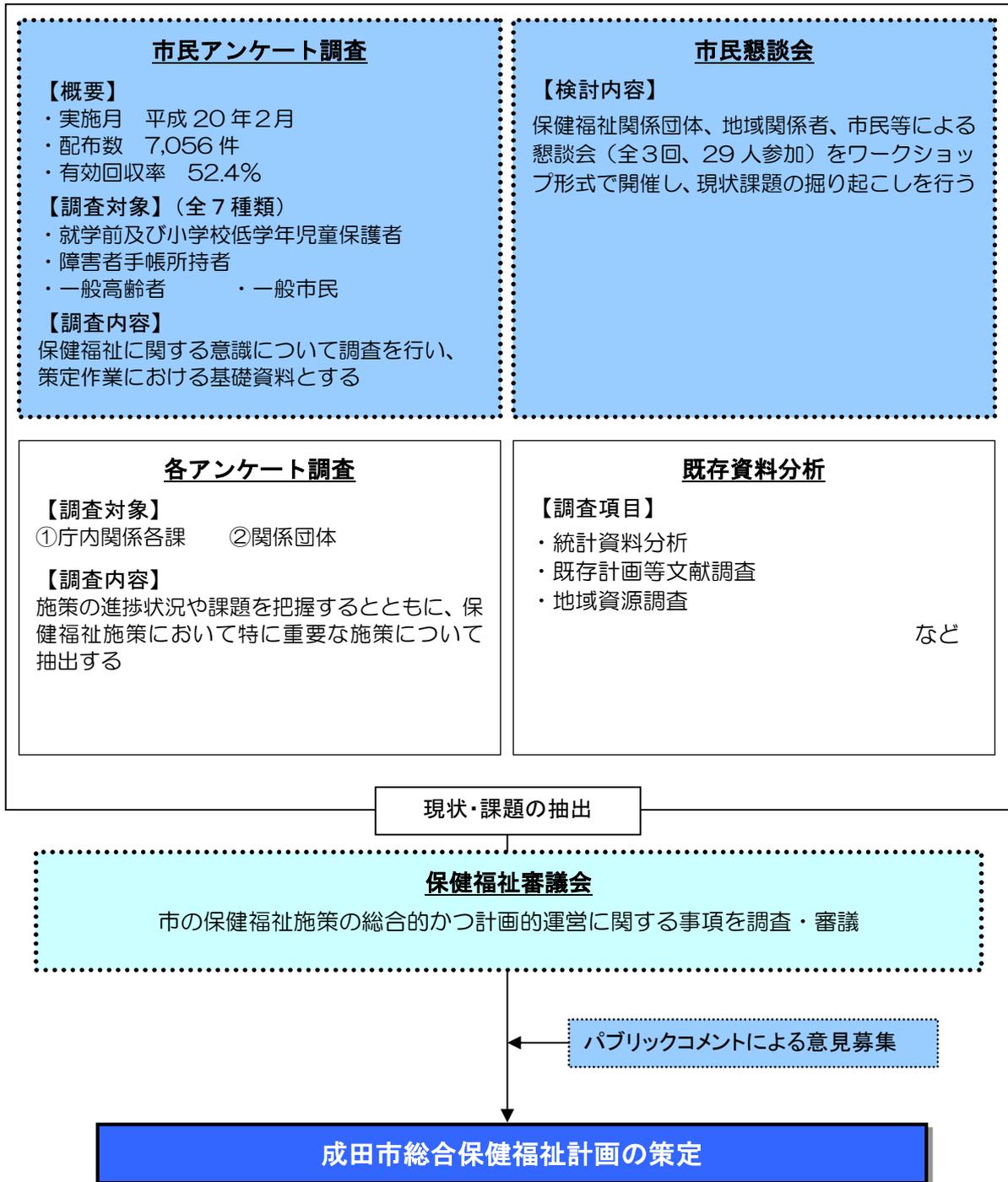
### 第3章 計画の期間

本計画は、平成 21 年度を初年度とし、平成 26 年度までの6ヶ年とします。

	平 成					
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
成田市総合保健福祉計画	本計画期間					
成田市次世代育成支援行動計画	前期計画	後期計画				
成田市介護保険事業計画	第 4 期計画			第 5 期計画		
成田市障がい福祉計画	第 2 期計画			第 3 期計画		

## 第4章 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下の体制にて現状・課題の抽出と計画内容の協議を進めました。



※ **.....** は、市民参画による策定プロセスを示す



## **第1部 保健福祉サービスの現状と課題**

# 第1章 市の概況

## 1. 市全体の状況

### (1) 人口

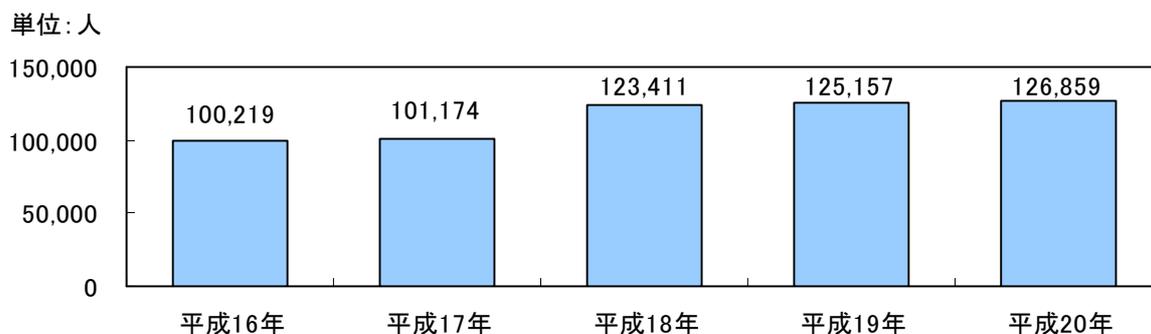
#### ①人口・年齢階層別人口

本市の人口は、年々増加し続けており、平成18年3月に香取郡下総町、同郡大栄町の2町との合併を経て、平成20年の人口は、126,859人となっています。

また、人口ピラミッドを県と比較すると、県よりも20代、30代の比率が高くなっていることが伺えます。

#### ■人口の推移

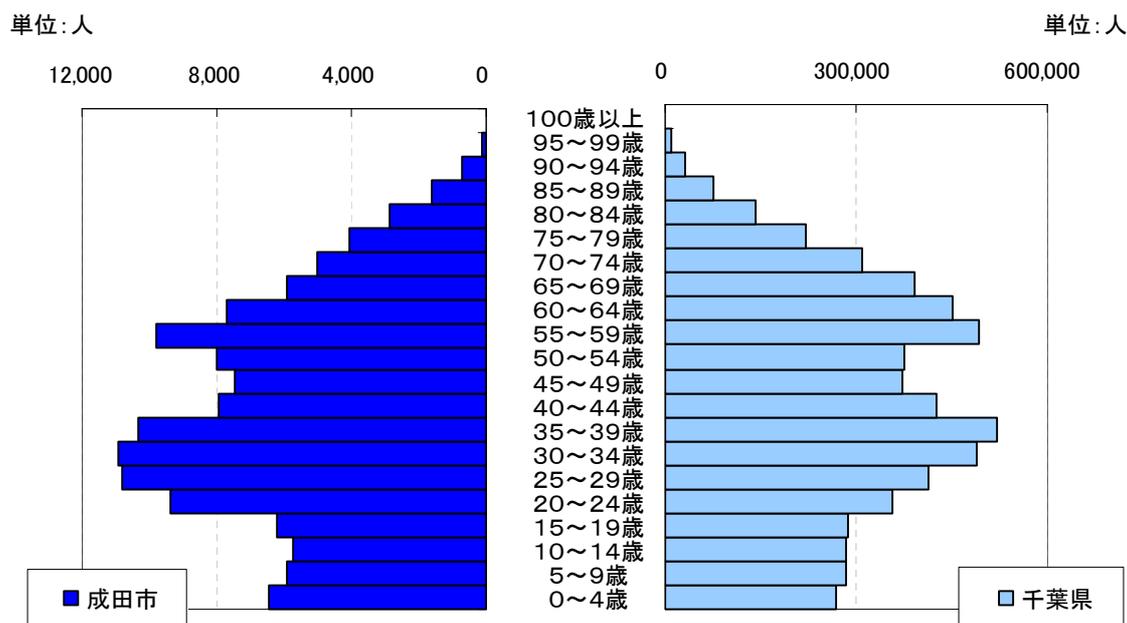
(各年3月31日現在)



資料: 住民基本台帳登録者・外国人登録者数

#### ■人口ピラミッドによる県との比較

(平成20年4月1日現在)

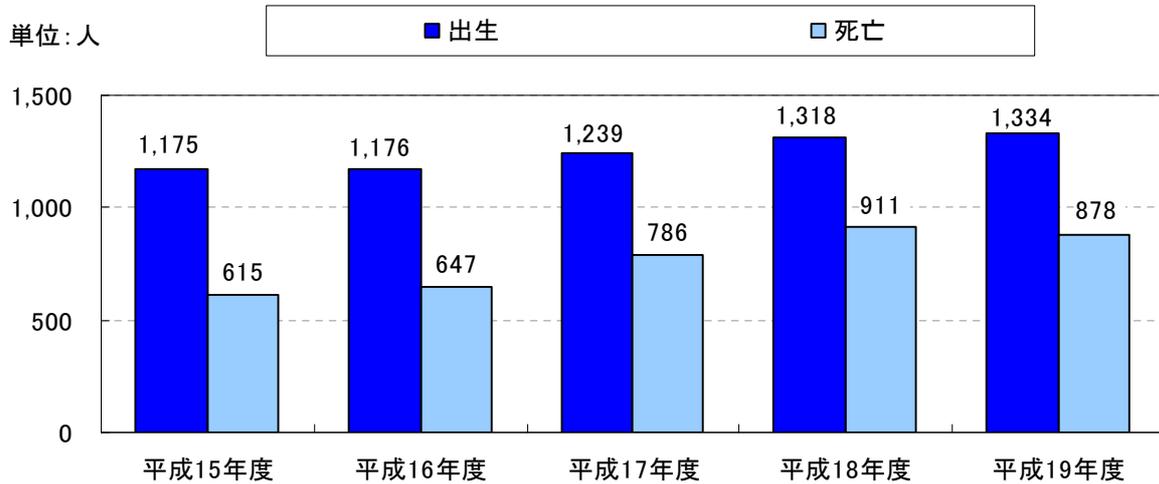


資料: 千葉県

## ②自然動態の状況

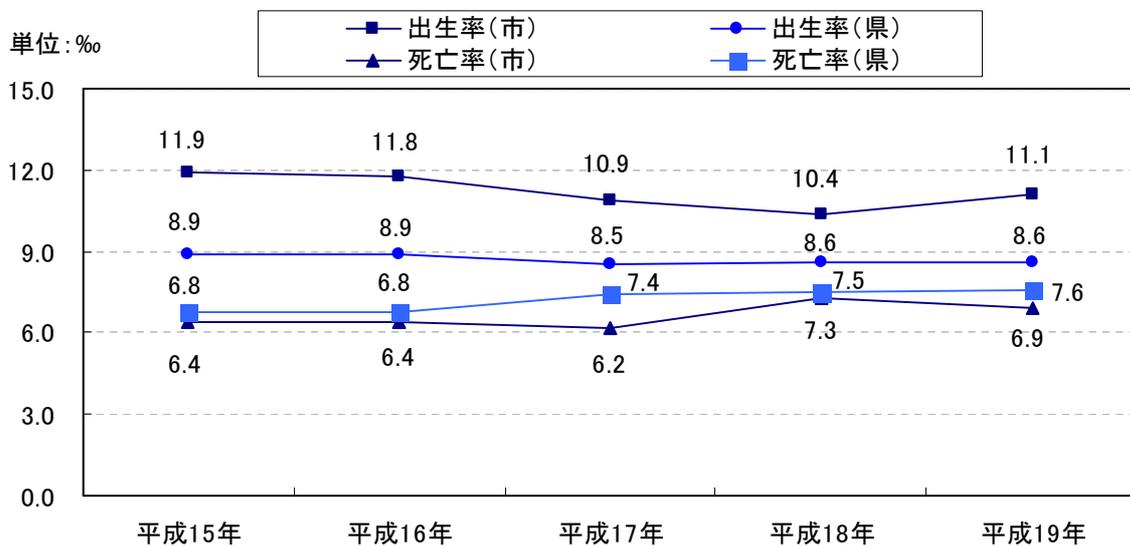
自然動態の状況としては、出生が死亡を上回っており、増加傾向にあります。また、県の人口動態によると、人口1,000人あたりの出生率は本市が11.1人となっており、県平均の8.6人を大きく上回っています。

### ■出生と死亡の推移



資料：企画課

### ■出生率と死亡率の推移

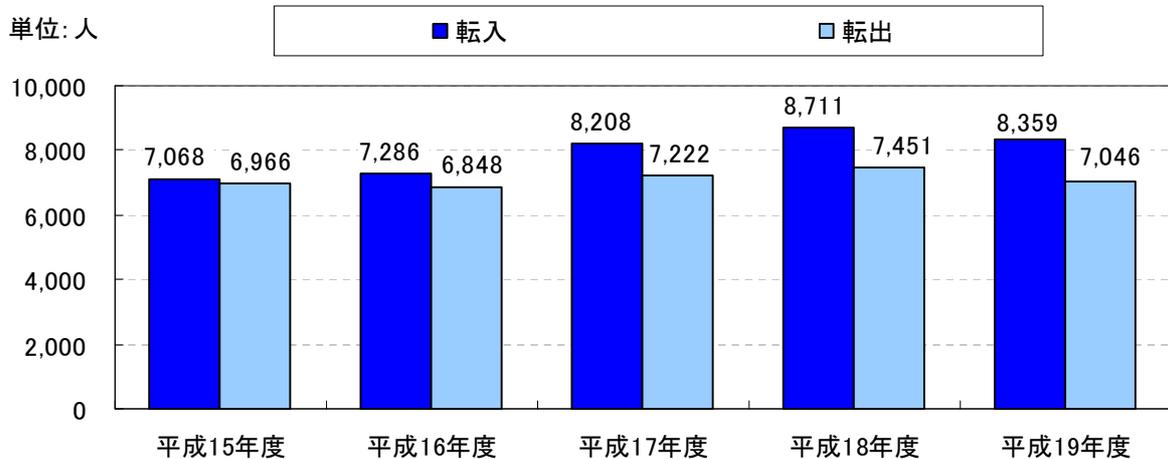


資料：千葉県

### ③社会動態の状況

社会動態の状況としては、転入が転出を上回っており、増加傾向にあります。

#### ■転入と転出の推移



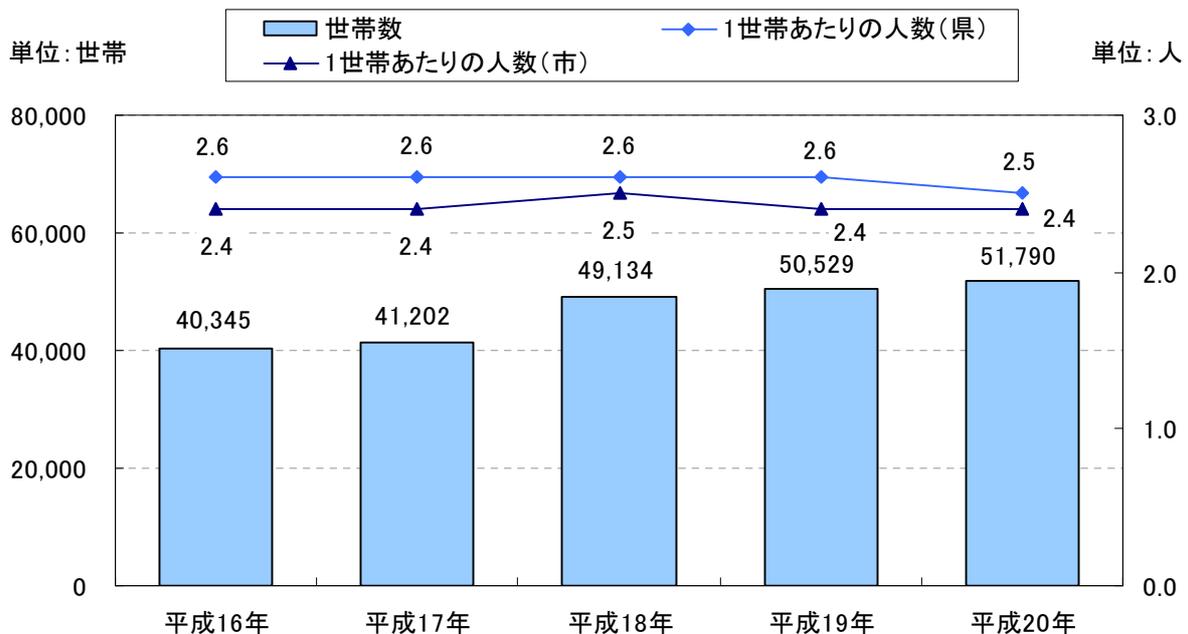
資料：企画課

### (2) 世帯

世帯数については、年々増加する傾向にあります。また、1世帯あたりの人数については、ここ数年は2.4人でほぼ一定しています。

#### ■世帯数の推移

(各年3月31日現在)



資料：住民基本台帳

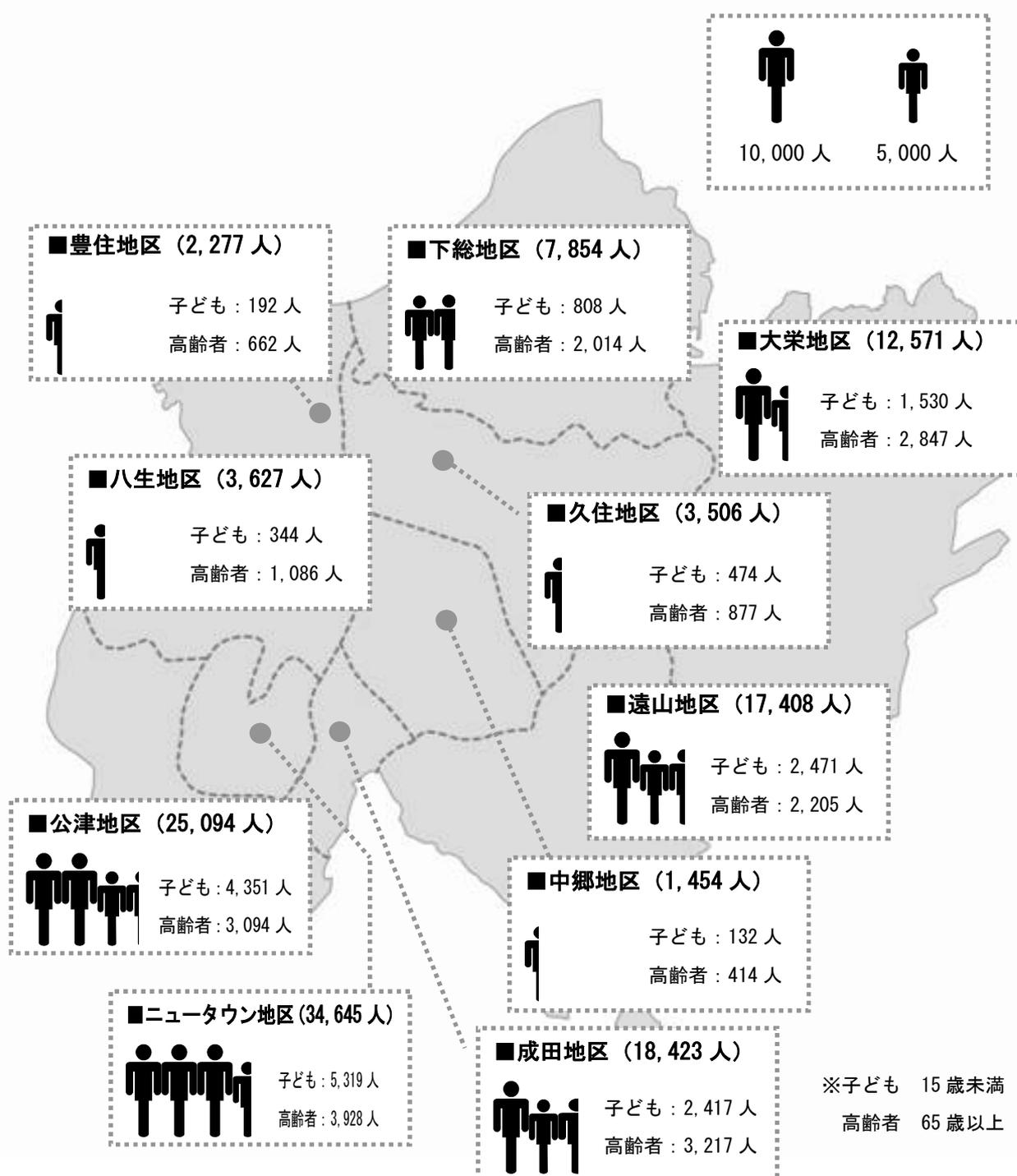
## 2. 地域の状況

### (1) 地区別人口

平成 20 年 3 月末現在の各地区別人口の状況をみると、ニュータウン地区が 34,645 人で最も多く、次いで、公津地区が 25,094 人、成田地区が 18,423 人となっています。

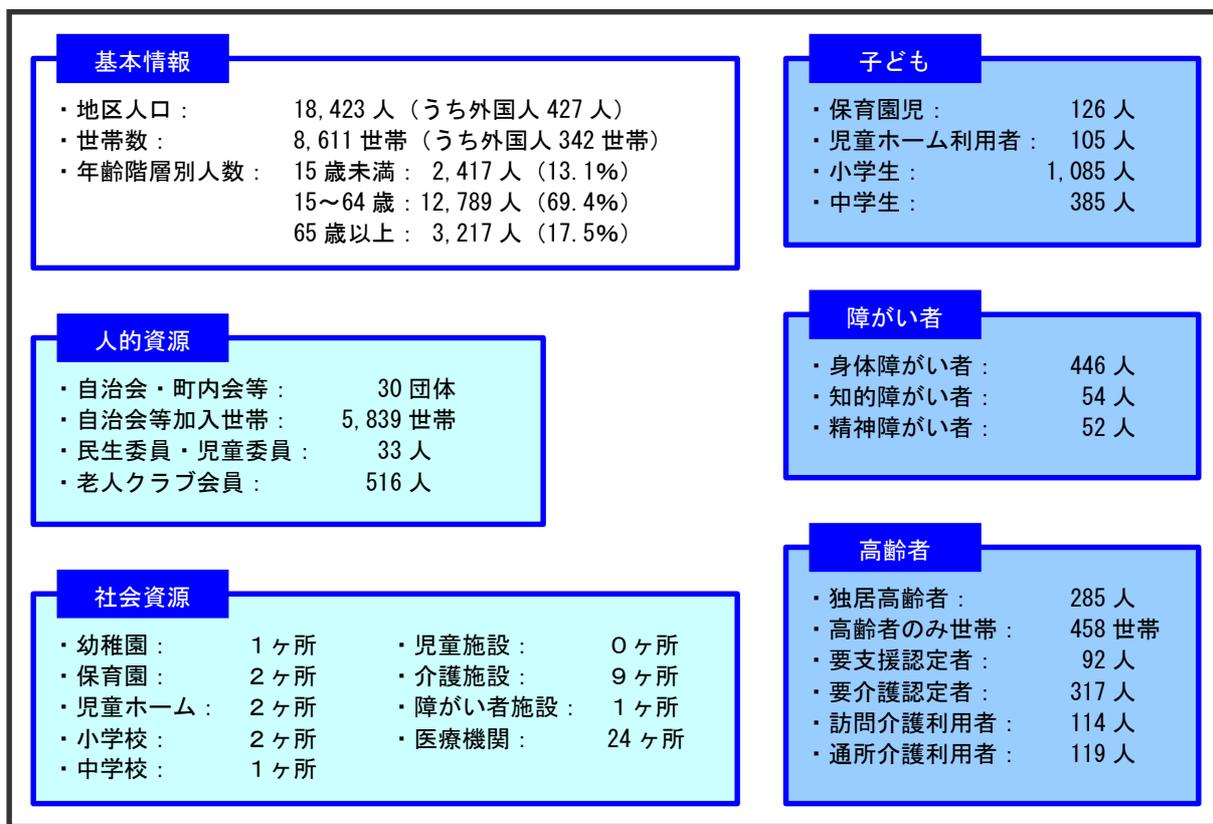
市南部の人口が多い状況となっています。

■地区別人口の状況（住民基本台帳登録者・外国人登録者数、平成 20 年 3 月 31 日現在）

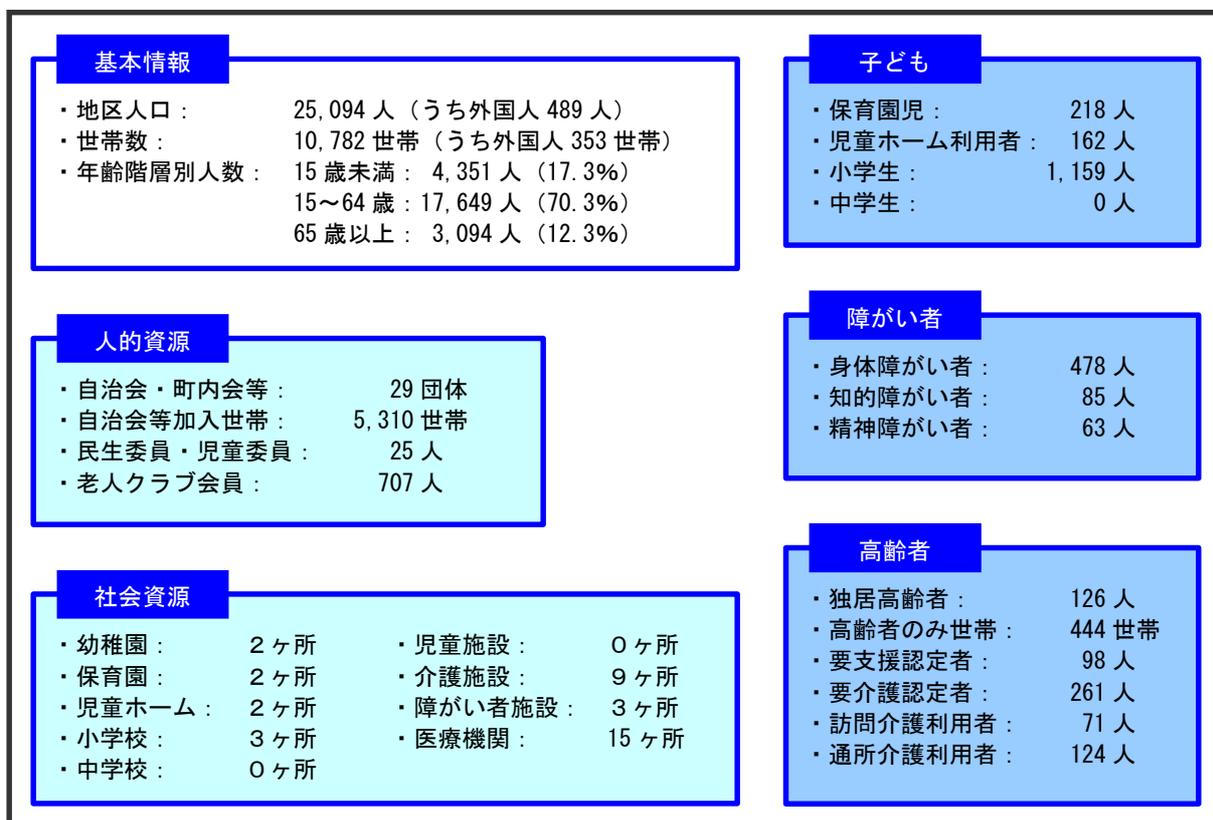


## (2) 各地域の状況

### ①成田地区



### ②公津地区



※数値等は平成20年3月末で、小学生・中学生数は、学校所在地で計上しています。

### ③八生地区

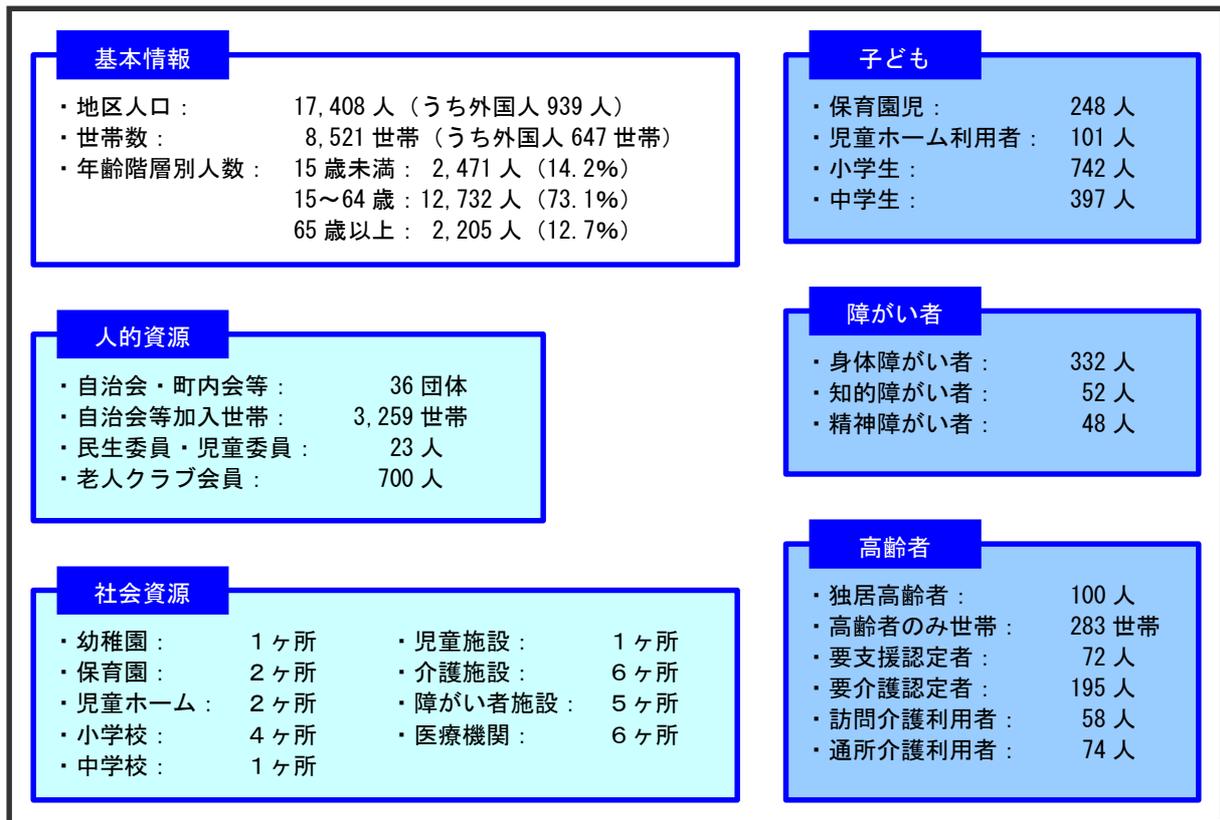
<p><b>基本情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区人口： 3,627人（うち外国人18人）</li> <li>・世帯数： 1,336世帯（うち外国人17世帯）</li> <li>・年齢階層別人数： 15歳未満： 344人（9.5%） 15～64歳： 2,197人（60.6%） 65歳以上： 1,086人（29.9%）</li> </ul>	<p><b>子ども</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児： 24人</li> <li>・児童ホーム利用者： 0人</li> <li>・小学生： 92人</li> <li>・中学生： 0人</li> </ul>										
<p><b>人的資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会等： 9団体</li> <li>・自治会等加入世帯： 953世帯</li> <li>・民生委員・児童委員： 11人</li> <li>・老人クラブ会員： 444人</li> </ul>	<p><b>障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者： 104人</li> <li>・知的障がい者： 12人</li> <li>・精神障がい者： 7人</li> </ul>										
<p><b>社会資源</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・幼稚園： 0ヶ所</td> <td>・児童施設： 0ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・保育園： 1ヶ所</td> <td>・介護施設： 9ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・児童ホーム： 0ヶ所</td> <td>・障がい者施設： 0ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・小学校： 1ヶ所</td> <td>・医療機関： 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・中学校： 0ヶ所</td> <td></td> </tr> </table>	・幼稚園： 0ヶ所	・児童施設： 0ヶ所	・保育園： 1ヶ所	・介護施設： 9ヶ所	・児童ホーム： 0ヶ所	・障がい者施設： 0ヶ所	・小学校： 1ヶ所	・医療機関： 1ヶ所	・中学校： 0ヶ所		<p><b>高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者： 27人</li> <li>・高齢者のみ世帯： 132世帯</li> <li>・要支援認定者： 25人</li> <li>・要介護認定者： 131人</li> <li>・訪問介護利用者： 23人</li> <li>・通所介護利用者： 49人</li> </ul>
・幼稚園： 0ヶ所	・児童施設： 0ヶ所										
・保育園： 1ヶ所	・介護施設： 9ヶ所										
・児童ホーム： 0ヶ所	・障がい者施設： 0ヶ所										
・小学校： 1ヶ所	・医療機関： 1ヶ所										
・中学校： 0ヶ所											

### ④中郷地区

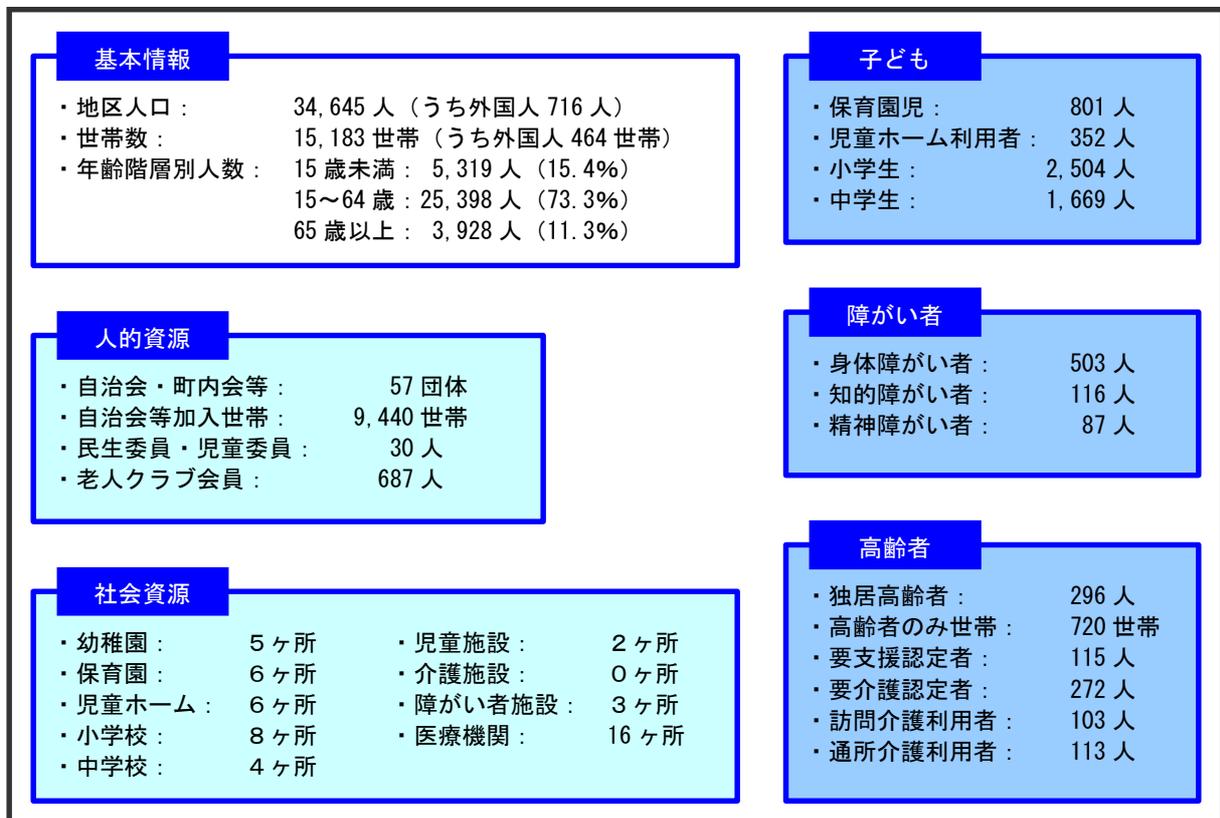
<p><b>基本情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区人口： 1,454人（うち外国人6人）</li> <li>・世帯数： 474世帯（うち外国人5世帯）</li> <li>・年齢階層別人数： 15歳未満： 132人（9.1%） 15～64歳： 908人（62.4%） 65歳以上： 414人（28.5%）</li> </ul>	<p><b>子ども</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児： 34人</li> <li>・児童ホーム利用者： 0人</li> <li>・小学生： 46人</li> <li>・中学生： 0人</li> </ul>										
<p><b>人的資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会等： 12団体</li> <li>・自治会等加入世帯： 362世帯</li> <li>・民生委員・児童委員： 9人</li> <li>・老人クラブ会員： 140人</li> </ul>	<p><b>障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者： 42人</li> <li>・知的障がい者： 7人</li> <li>・精神障がい者： 6人</li> </ul>										
<p><b>社会資源</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・幼稚園： 0ヶ所</td> <td>・児童施設： 0ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・保育園： 1ヶ所</td> <td>・介護施設： 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・児童ホーム： 0ヶ所</td> <td>・障がい者施設： 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・小学校： 1ヶ所</td> <td>・医療機関： 0ヶ所</td> </tr> <tr> <td>・中学校： 0ヶ所</td> <td></td> </tr> </table>	・幼稚園： 0ヶ所	・児童施設： 0ヶ所	・保育園： 1ヶ所	・介護施設： 1ヶ所	・児童ホーム： 0ヶ所	・障がい者施設： 1ヶ所	・小学校： 1ヶ所	・医療機関： 0ヶ所	・中学校： 0ヶ所		<p><b>高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者： 5人</li> <li>・高齢者のみ世帯： 43世帯</li> <li>・要支援認定者： 16人</li> <li>・要介護認定者： 49人</li> <li>・訪問介護利用者： 8人</li> <li>・通所介護利用者： 31人</li> </ul>
・幼稚園： 0ヶ所	・児童施設： 0ヶ所										
・保育園： 1ヶ所	・介護施設： 1ヶ所										
・児童ホーム： 0ヶ所	・障がい者施設： 1ヶ所										
・小学校： 1ヶ所	・医療機関： 0ヶ所										
・中学校： 0ヶ所											



## ⑦遠山地区



## ⑧ニュータウン地区



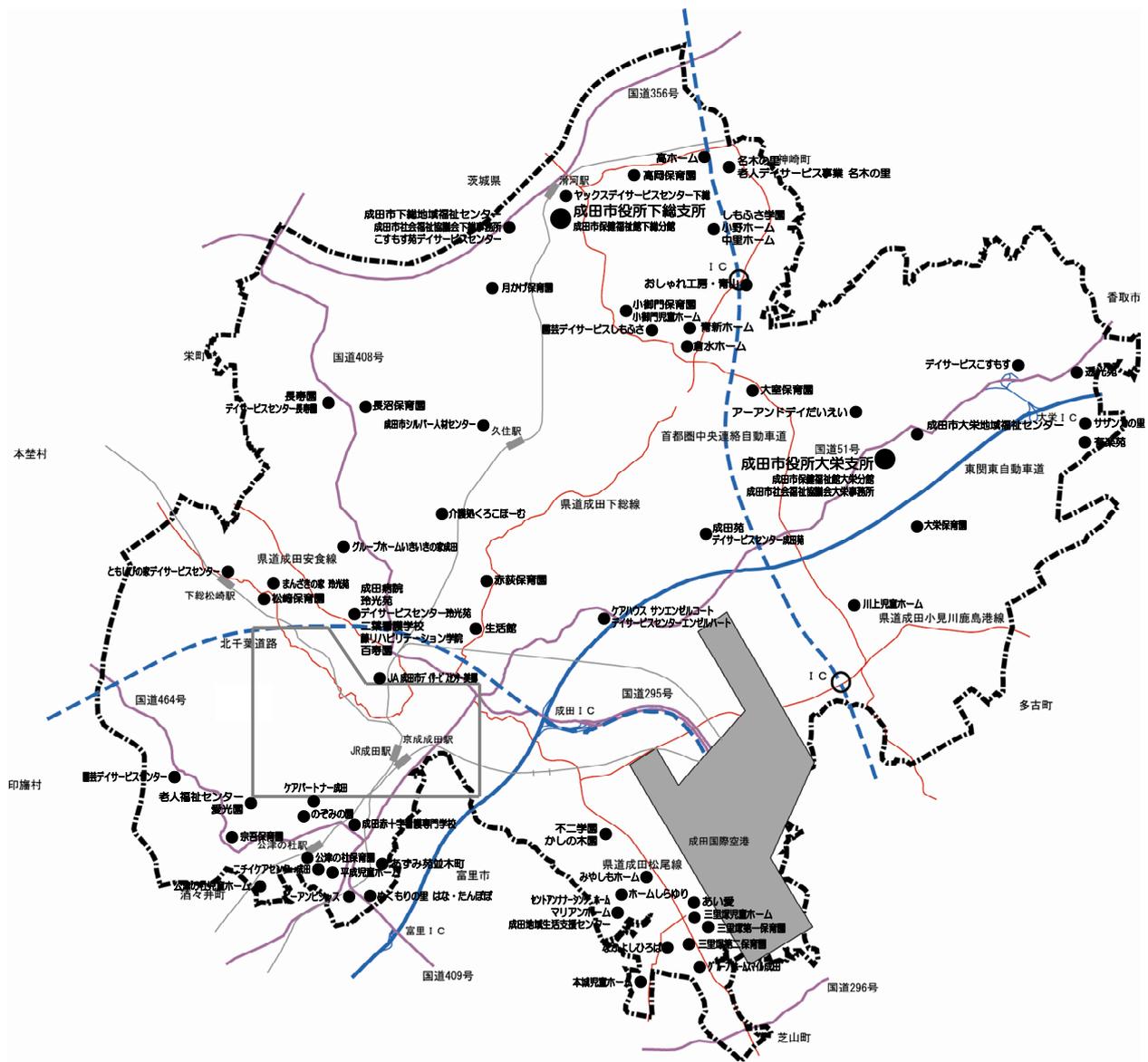
## ⑨下総地区

<p><b>基本情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区人口： 7,854人（うち外国人91人）</li> <li>・世帯数： 2,769世帯（うち外国人81世帯）</li> <li>・年齢階層別人数： 15歳未満： 808人（10.3%） 15～64歳： 5,032人（64.1%） 65歳以上： 2,014人（25.6%）</li> </ul>	<p><b>子ども</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児： 168人</li> <li>・児童ホーム利用者： 21人</li> <li>・小学生： 327人</li> <li>・中学生： 195人</li> </ul>
<p><b>人的資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会等： 42団体</li> <li>・自治会等加入世帯： 2,269世帯</li> <li>・民生委員・児童委員： 17人</li> <li>・老人クラブ会員： 709人</li> </ul>	<p><b>障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者： 231人</li> <li>・知的障がい者： 24人</li> <li>・精神障がい者： 22人</li> </ul>
<p><b>社会資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園： 0ヶ所</li> <li>・保育園： 3ヶ所</li> <li>・児童ホーム： 1ヶ所</li> <li>・小学校： 4ヶ所</li> <li>・中学校： 1ヶ所</li> <li>・児童施設： 0ヶ所</li> <li>・介護施設： 5ヶ所</li> <li>・障がい者施設： 7ヶ所</li> <li>・医療機関： 3ヶ所</li> </ul>	<p><b>高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者： 86人</li> <li>・高齢者のみ世帯： 247世帯</li> <li>・要支援認定者： 53人</li> <li>・要介護認定者： 175人</li> <li>・訪問介護利用者： 43人</li> <li>・通所介護利用者： 98人</li> </ul>

## ⑩大栄地区

<p><b>基本情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区人口： 12,571人（うち外国人392人）</li> <li>・世帯数： 4,402世帯（うち外国人312世帯）</li> <li>・年齢階層別人数： 15歳未満： 1,530人（12.2%） 15～64歳： 8,194人（65.2%） 65歳以上： 2,847人（22.6%）</li> </ul>	<p><b>子ども</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児： 169人</li> <li>・児童ホーム利用者： 67人</li> <li>・小学生： 609人</li> <li>・中学生： 359人</li> </ul>
<p><b>人的資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会等： 48団体</li> <li>・自治会等加入世帯： 2,872世帯</li> <li>・民生委員・児童委員： 24人</li> <li>・老人クラブ会員： 583人</li> </ul>	<p><b>障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者： 350人</li> <li>・知的障がい者： 46人</li> <li>・精神障がい者： 45人</li> </ul>
<p><b>社会資源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園： 1ヶ所</li> <li>・保育園： 1ヶ所</li> <li>・児童ホーム： 1ヶ所</li> <li>・小学校： 5ヶ所</li> <li>・中学校： 1ヶ所</li> <li>・児童施設： 1ヶ所</li> <li>・介護施設： 4ヶ所</li> <li>・障がい者施設： 2ヶ所</li> <li>・医療機関： 5ヶ所</li> </ul>	<p><b>高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者： 153人</li> <li>・高齢者のみ世帯： 228世帯</li> <li>・要支援認定者： 76人</li> <li>・要介護認定者： 252人</li> <li>・訪問介護利用者： 37人</li> <li>・通所介護利用者： 38人</li> </ul>

■ 社会福祉施設等位置図



## 第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

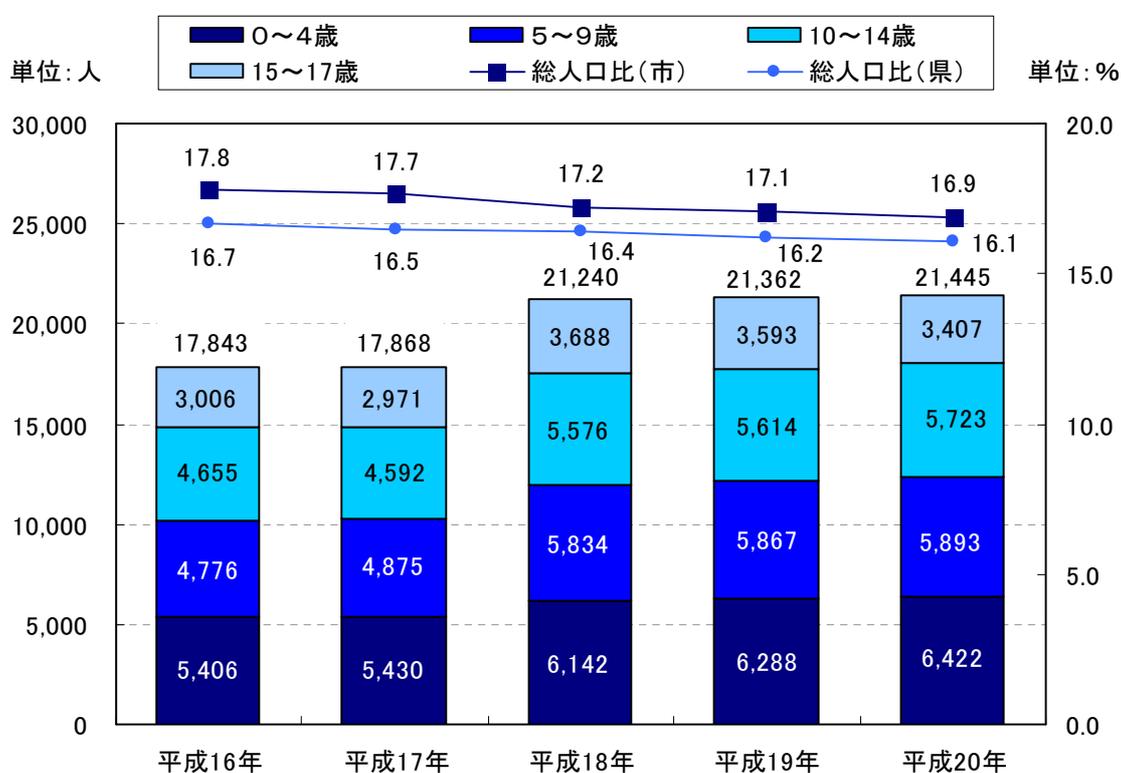
### 1. 子ども人口

18歳未満の子ども人口は年々増加しており、平成20年3月31日現在で21,445人となっています。しかし、総人口に対する子どもの割合は減少しており、平成20年で16.9%となっています。

また、母子家庭や父子家庭の状況としては、増加しており、平成20年で1,154世帯となっています。

#### ■児童人口の推移

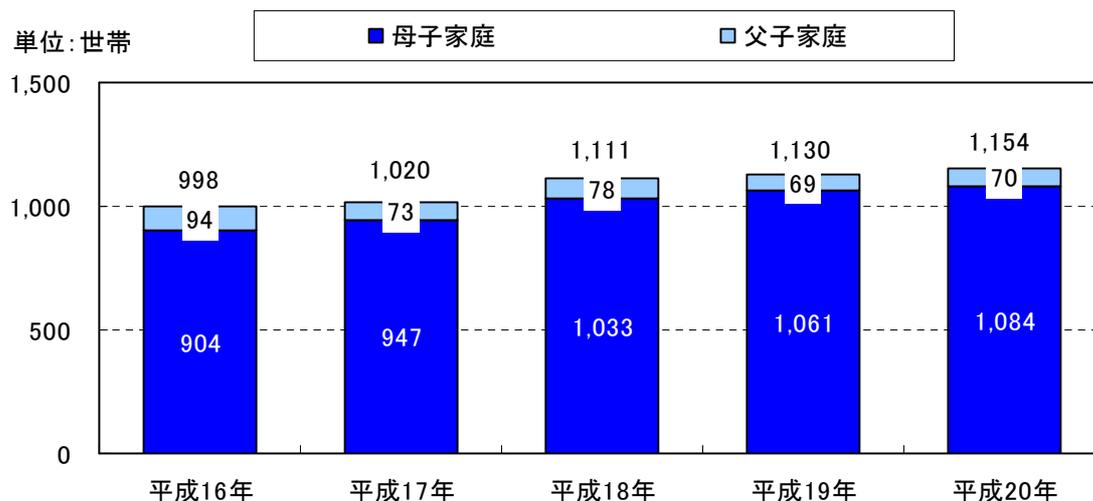
(各年4月1日現在)



資料：千葉県

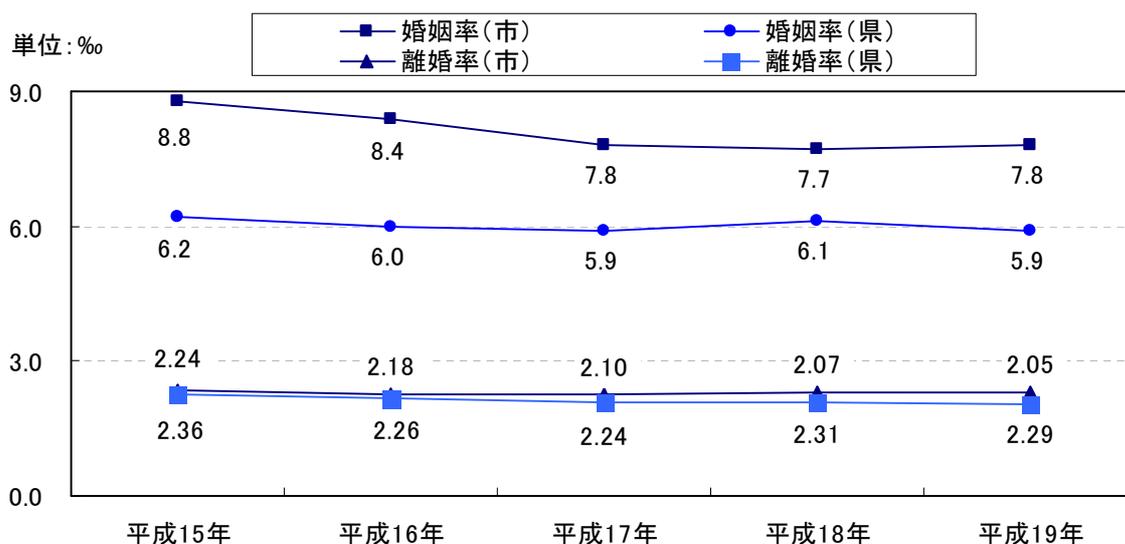
■母子・父子家庭世帯数の推移

(各年4月1日現在)



資料：児童家庭課

■婚姻率と離婚率の状況



資料：千葉県

## 2. 子ども家庭福祉の現状

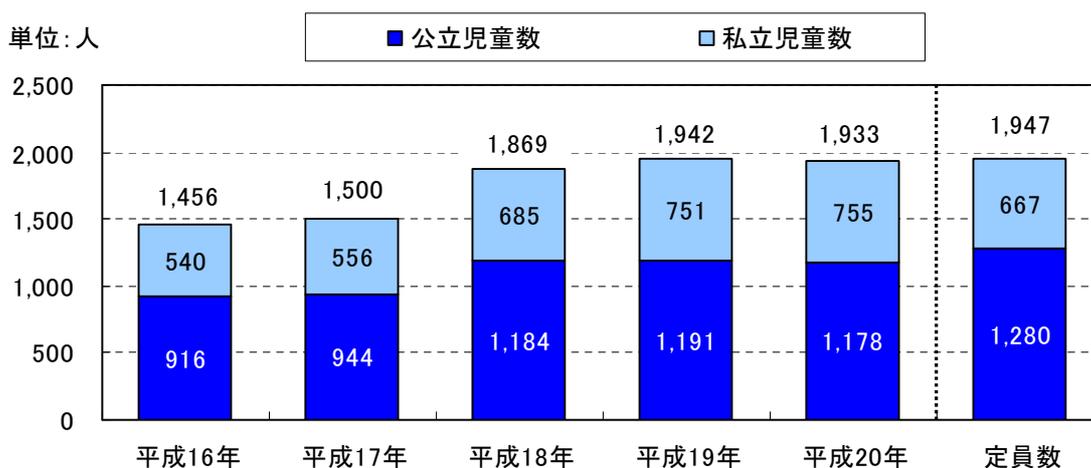
### (1) 保育園の入園状況

本市では、12ヶ所の公立保育園と8ヶ所の私立保育園で子どもの保育にあたっています（この他に管外委託もあり）。

入園児童数は、平成20年で1,933人となっています。

#### ■保育園入園児童数の推移

(各年4月現在)



資料：児童家庭課

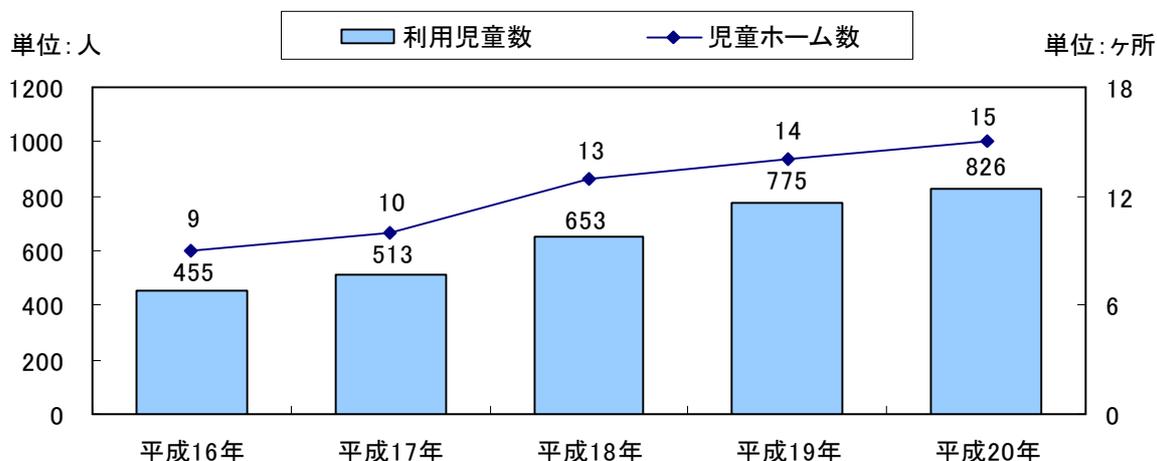
### (2) 児童ホーム

放課後児童対策としての児童ホームは、15ヶ所で開催しています。

利用児童数は年々増加しており、平成20年で826人となっています。

#### ■児童ホーム数と利用児童数の推移

(各年4月現在)

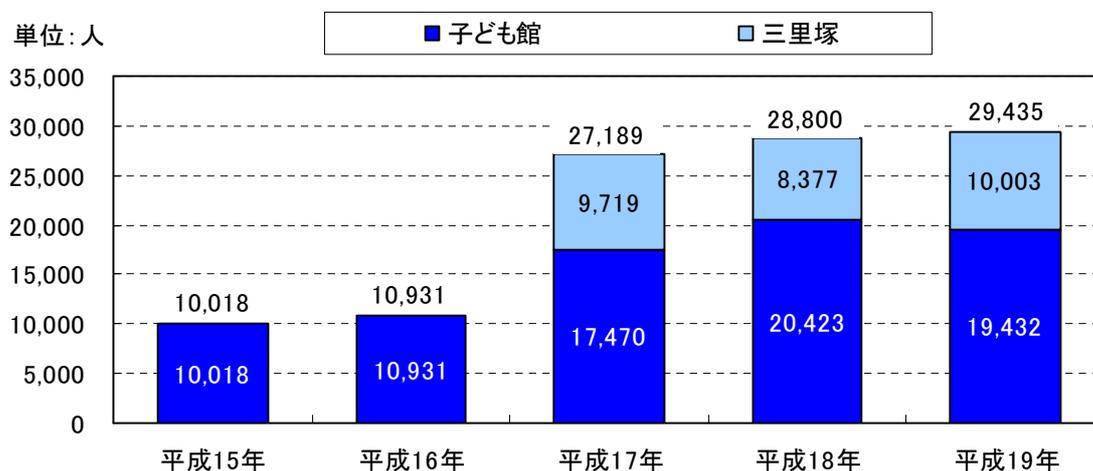


資料：児童家庭課

### (3) 子育て支援事業 “なかよしひろば”

子どもが安心して遊び、保護者が子育て仲間と出会い交流できる場として、平成 15 年5月に子ども館に、平成 17 年7月には三里塚コミュニティセンター内に “なかよしひろば” を開設しました。

#### ■ “なかよしひろば” の利用者数の推移



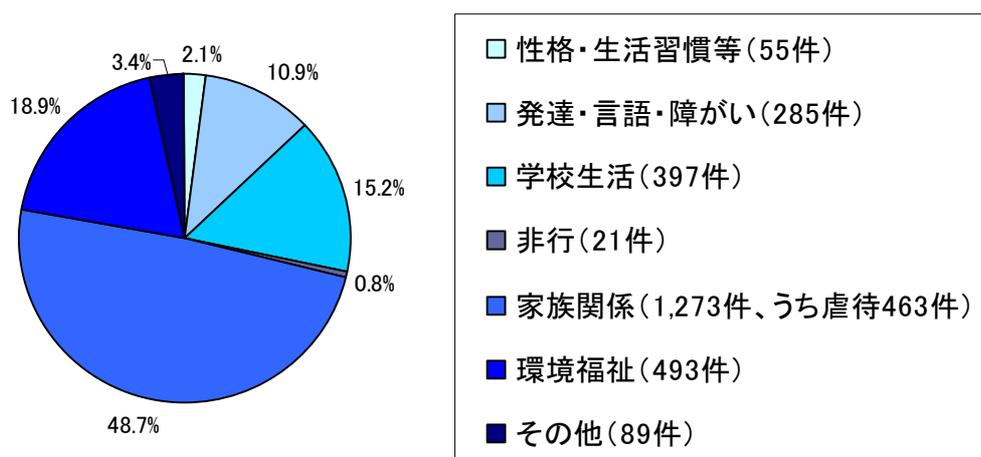
資料：児童家庭課

### (4) 家庭児童相談

児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し、4名の家庭児童相談員・母子自立支援員が専門的立場から家庭における児童養育等について相談を受けています。

#### ■ 相談内容の内訳（平成 19 年度）

年間相談件数：2,613 件



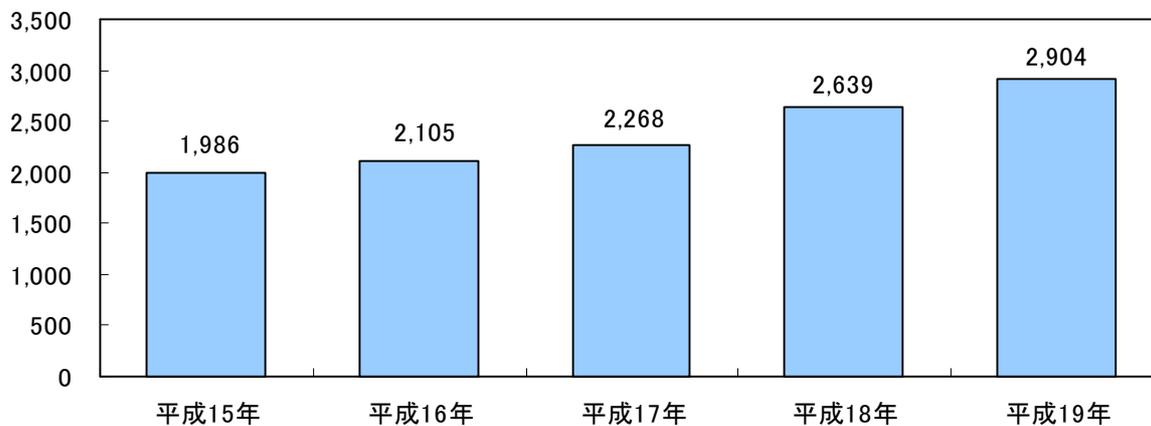
資料：児童家庭課

## (5) 児童扶養手当

児童扶養手当の受給者は年々増加しており、平成19年で延べ2,904人となっています。

### ■児童扶養手当の受給者数の推移（4月、8月、12月支給）

単位：人



資料：児童家庭課

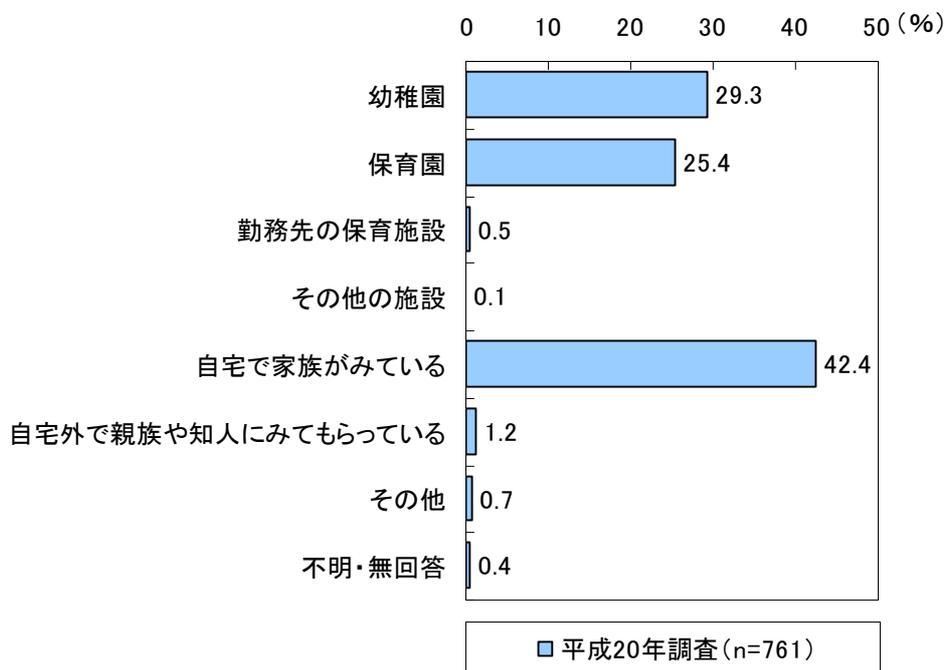
### 3. 子どものいる保護者のアンケートから

#### (1) 保育サービスについて

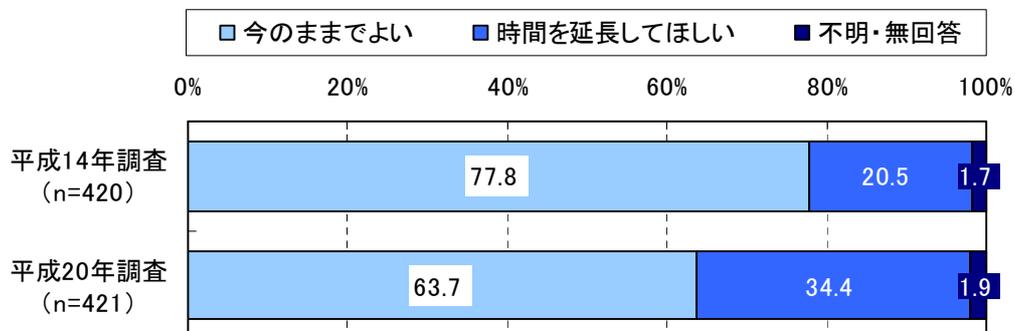
平日の保育の状況としては、「自宅で家族がみている」が4割を超えて最も高く、次いで「幼稚園」や「保育園」が3割弱となっています。

また、就学前児童への保育時間については、「今のままでよい」が63.7%と高くなっているものの、前回調査と比較して、「時間を延長してほしい」が13.9ポイント増加しています。

■平日の主な保育について（就学前児童保護者対象調査 平成20年調査）



■現在の保育時間について（就学前児童保護者対象調査）

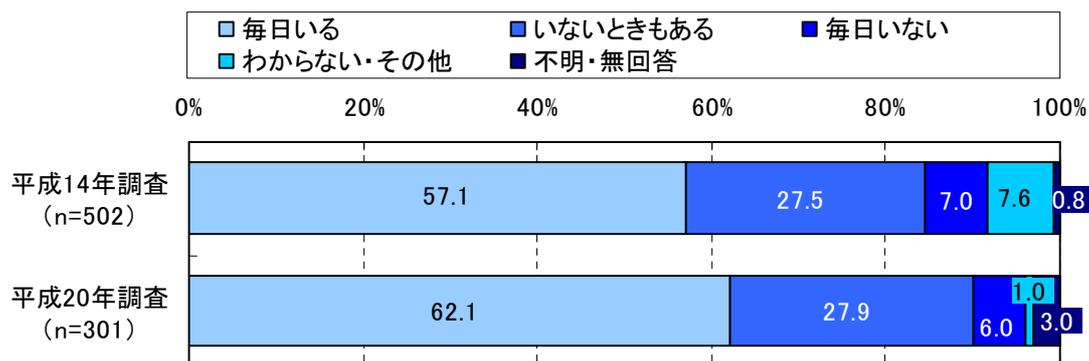


## (2) 放課後の過ごし方

帰宅時、家族が家にいるかについては、「毎日いる」が6割を超えて最も高く、次いで「いないときもある」が3割弱となっています。

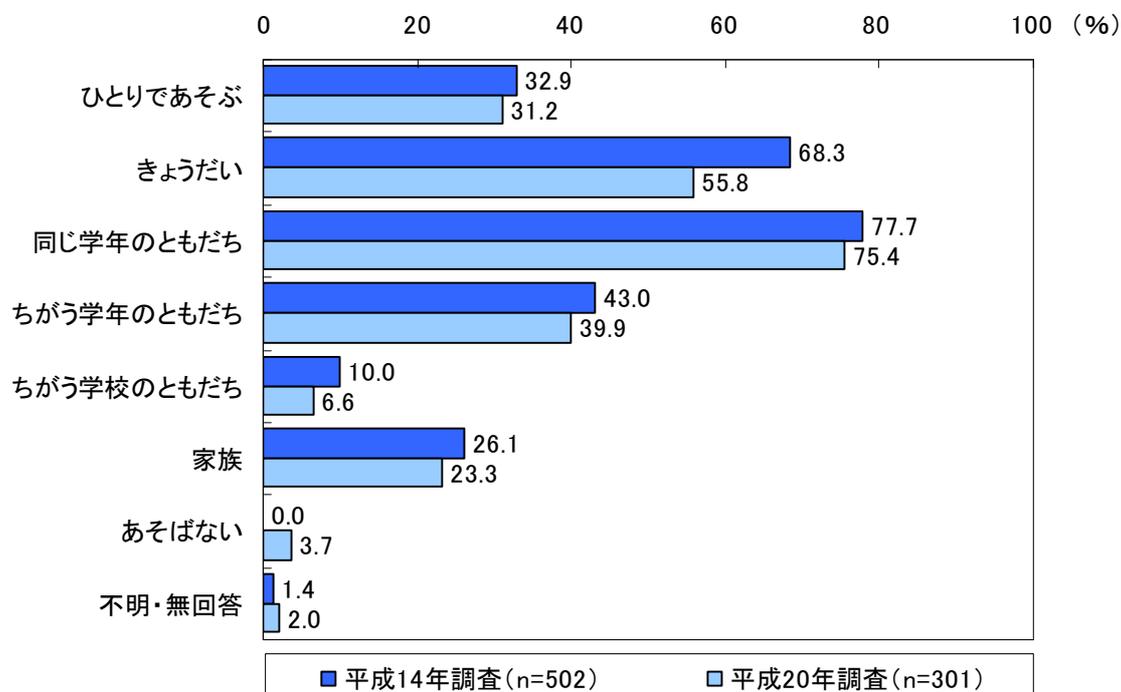
また、帰宅後の遊び相手としては、「同じ学年のともだち」が7割を超えて最も高くなっています。「きょうだい」も5割を超えて高くなっていますが、前回調査よりも12.5ポイント減少しています。

### ■帰宅時に家に家族がいるか（小学校児童保護者対象調査）



※本設問には小学生自身が回答しています。

### ■帰宅後の遊び相手（小学校児童保護者対象調査）

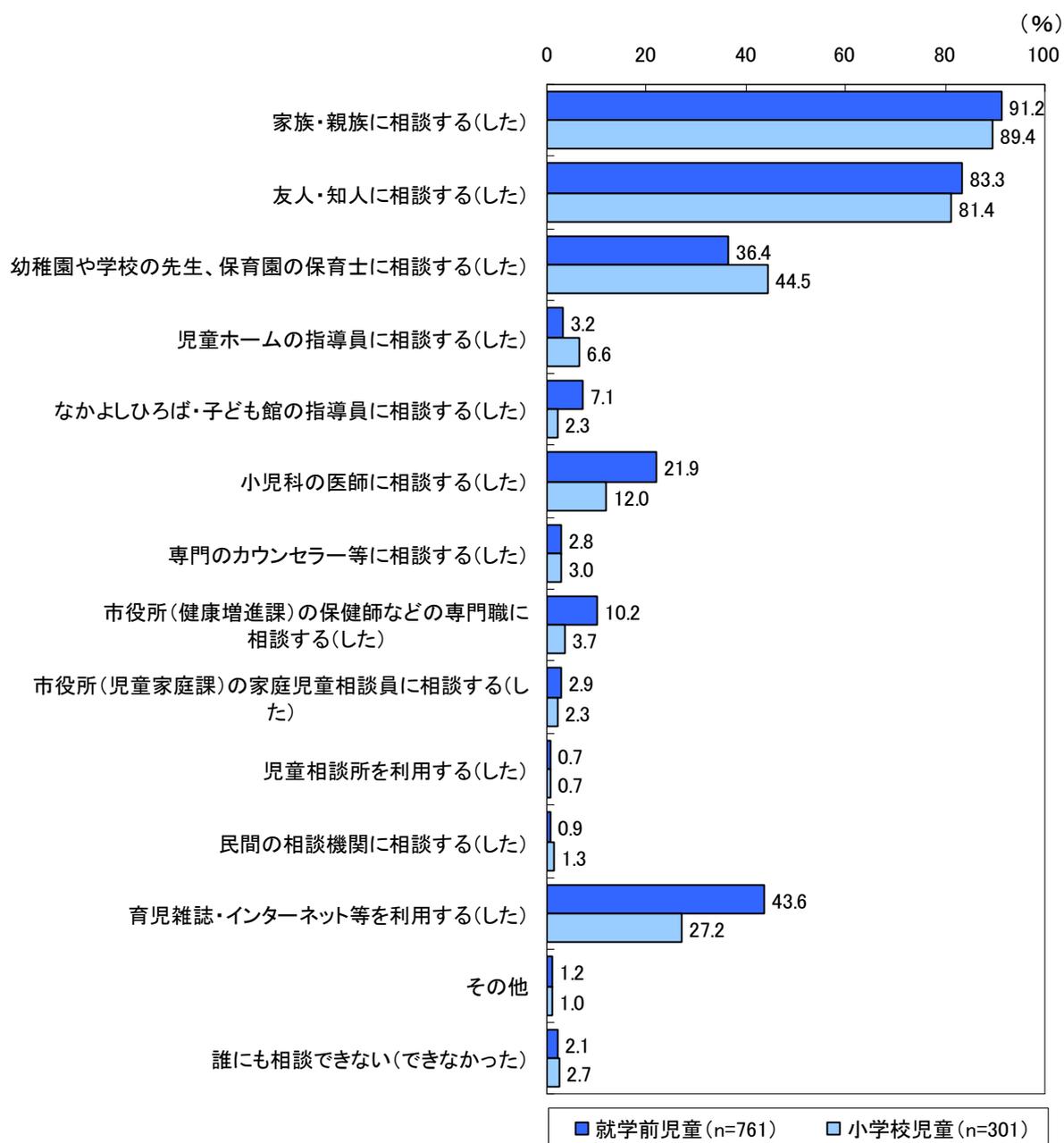


※本設問には小学生自身が回答しています。

### (3) 子育ての悩みの解決方法について

子育ての悩みの解決方法については、「家族・親族」や「友人・知人」に相談する人が、就学前児童、小学校児童ともに8～9割と高くなっています。また、「育児雑誌・インターネット等」を利用する人が前回調査※よりも大きく増加しています。その一方、市役所の保健師や相談員等への相談は、相対的に低くなっています。

#### ■子育ての悩みの解決方法

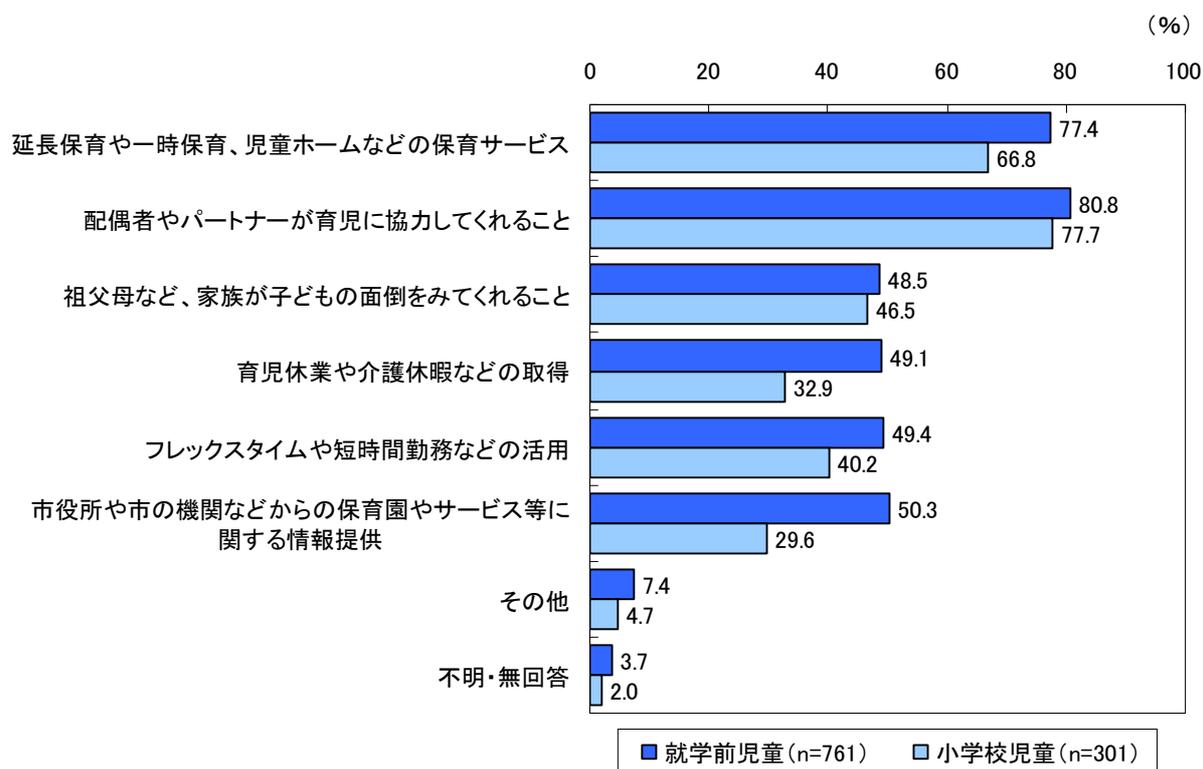


※平成14年調査では、育児雑誌・インターネット等の利用は、就学前児童で23.0%、小学校児童で11.8%となっている。

#### (4) 仕事と子育てを両立するうえで必要なこと

仕事と子育てを両立するうえで必要なこととしては、就学前児童と小学校児童の保護者ともに「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が8割前後と最も高くなっています。また、就学前児童保護者では、育児休業の取得やフレックスタイム制の活用など、事業者の理解を求める意見も多くなっています。

#### ■仕事と子育てを両立するうえで重要なこと



#### (5) 保健福祉施策の相対比較（重要度が高く、満足度の低いもの）

##### ■就学前児童保護者

- ・福祉手当の支給などの経済的支援の充実
- ・高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実
- ・働く意欲のある人への就労支援の充実 等

##### ■小学校低学年児童保護者

- ・安心して子どもを生き育てられる子育て環境の充実
- ・福祉手当の支給などの経済的支援の充実
- ・高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実 等

## 4. 子ども家庭福祉の課題

### (1) 家庭や地域の「育てる力」の再構築

市南部にニュータウンが立地していることもあり、以前より核家族化が進行している状況となっています。さらに、近年転入及び転出が増加しており、地域とのつながりが希薄化し、子育てしている家族が孤立化しやすい状況もあるため、今後さらに、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制づくりが必要になっています。

また、アンケート調査結果では、仕事と子育てを両立するうえで必要なこととして、配偶者やパートナーの育児協力が最も高くなっています。固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が共に育児に参加できるよう、男性を中心とした意識改革が求められています。

### (2) きめ細やかな保育サービスの充実

本市においても少子高齢化は進んでいるものの、児童人口は依然として増加している状況にあります。保育園の入園児童数も年々増加傾向にあり、保育時間の延長についても要望があることから、これらの多様な保育ニーズに対応できるサービスの充実が必要となっています。

また、ここ数年児童ホームの増設を進めていますが、必要とする児童が地域で児童ホームを利用できるよう整備していくことが求められています。

### (3) 相談支援体制の充実

アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みの相談相手として、家族や友人、知人など、身近な人々にかたよる傾向があり、市役所の保健師や相談員等への専門的な相談は、顕著に低くなっています。相談内容によっては、身近な人々だけでは解決できない内容もあるため、今後さらにさまざまな相談機関が気軽に相談できるよう体制づくりを図るとともに、各機関がより連携を図ることが必要となっています。

また、従来の窓口や電話等での対応だけでなく、インターネット等を活用した相談支援体制の検討も求められています。

### (4) 要保護児童への取り組みの推進

家庭児童相談室における相談件数は増加しているとともに、虐待を含む家族関係や発達・障がいなどの相談内容が増加しています。ひとり親家庭の世帯数も年々増加しており、要保護児童への取り組みを、地域と連携してさらに推進していく必要があります。

## 第3章 高齢者の現状と課題

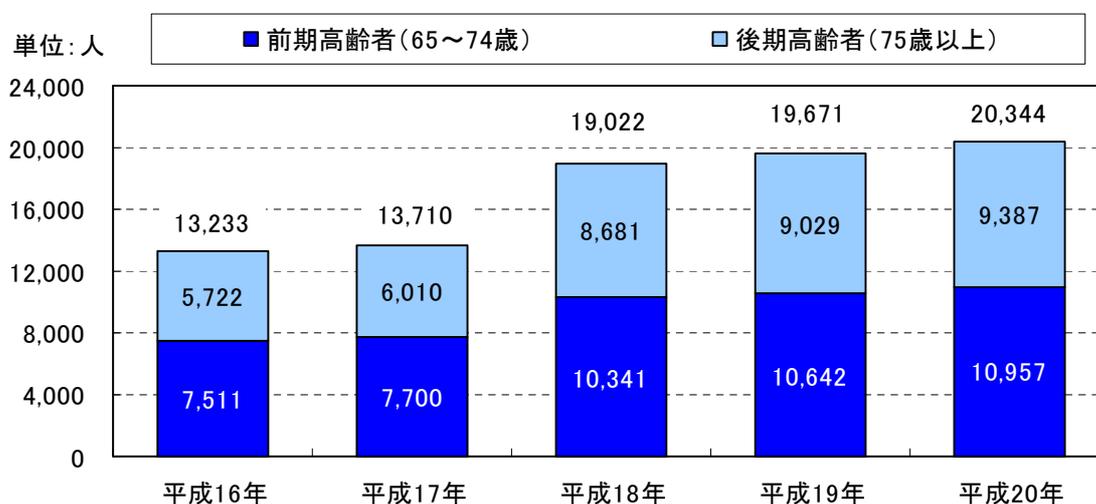
### 1. 高齢者人口と世帯

本市の65歳以上人口は、年々増加しており、平成20年4月1日現在20,344人となっています。

高齢化率については、国及び県よりも低いものの、平成20年4月1日現在16.0%となっており、年々やや高くなっています。

#### ■高齢者人口の推移

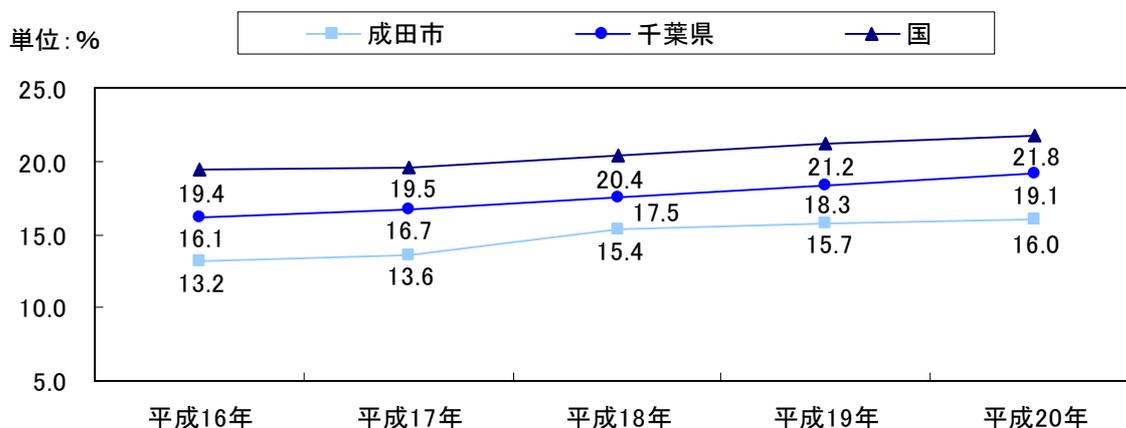
(各年4月1日現在)



資料：千葉県

#### ■高齢化率の推移

(各年4月1日現在)

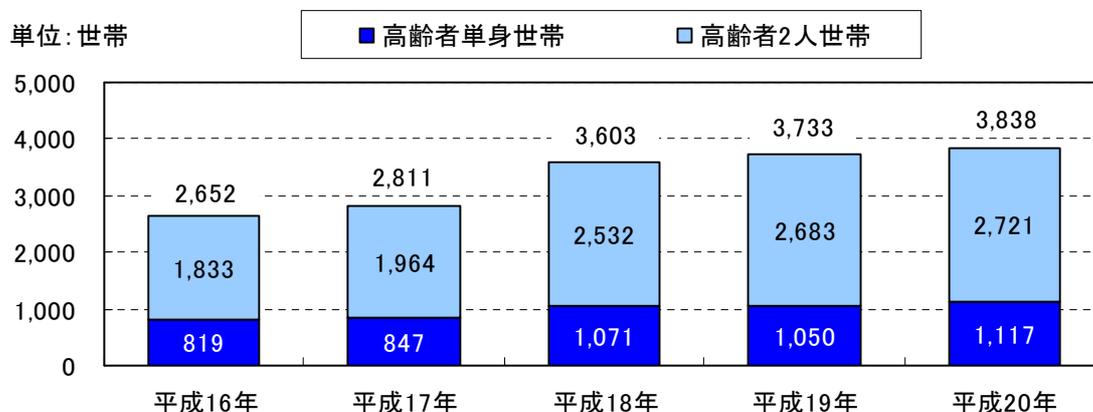


資料：千葉県

高齢者単身世帯・高齢者2人世帯については、年々増加しており、平成20年4月1日現在、高齢者単身世帯で1,117世帯、高齢者2人世帯は2,721世帯となっています。

■高齢者単身世帯・高齢者2人世帯の推移

(各年4月1日現在)



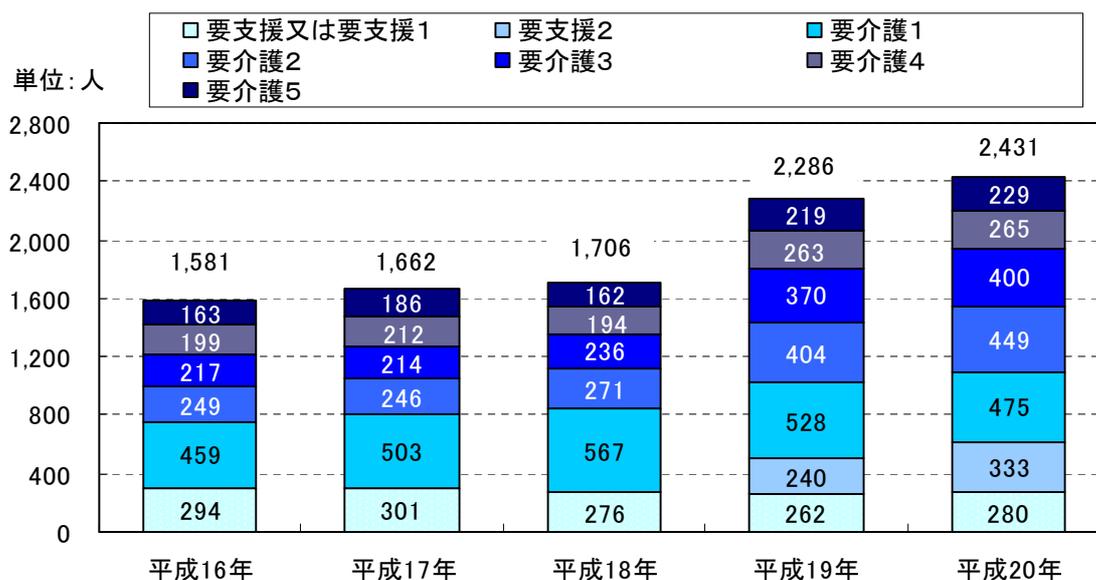
※高齢者2人世帯とは、65歳以上の方のみで構成された2名以上の世帯を言います。

資料：高齢者福祉課

## 2. 要介護認定者

要介護認定者については、年々増加しており、特に平成18年の合併で高齢化率の高い下総地区と大栄地区が加わったことで、平成19年以降2,000人を超えています。また、高齢者千人に対する要介護認定者数は119.5人となっています。

■要介護認定者数



資料：介護保険課

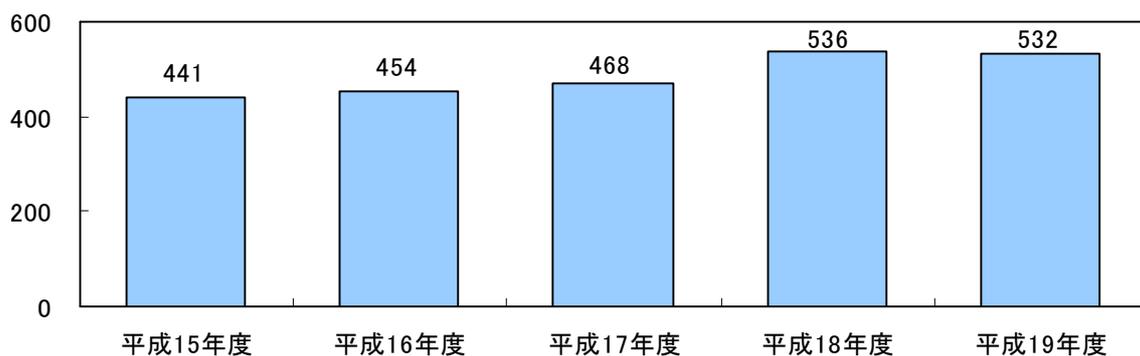
### 3. 主な福祉サービス

#### (1) 緊急通報装置の貸与

65 歳以上のひとり暮らし高齢者、またはそれに準ずる世帯等の方を対象に、急な事故や病気の際、ペンダント型の発信機を押すだけで緊急事態を通報する装置を貸与しています。平成 15 年度以降利用者は年々増加しており、平成 19 年度では 532 人となっています。

#### ■緊急通報装置の貸与

単位：人

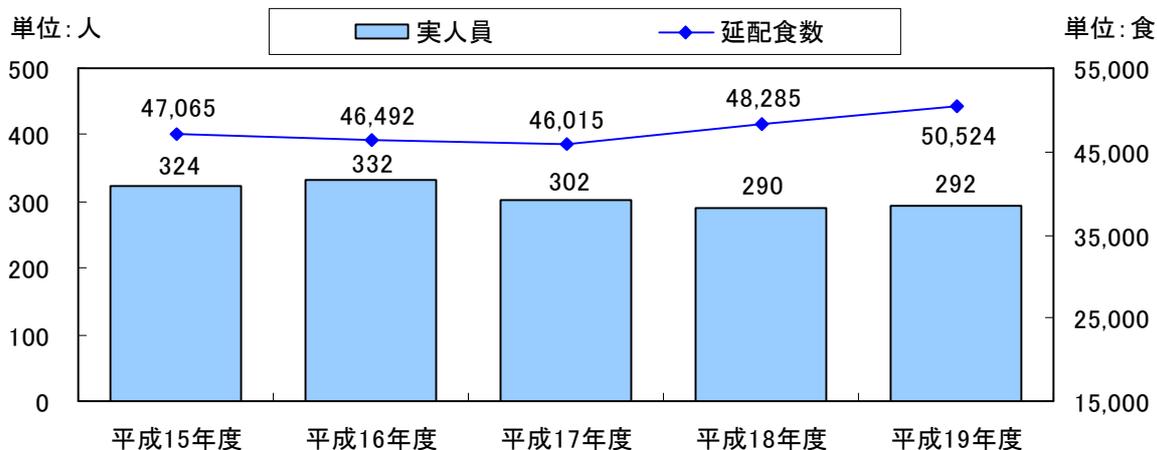


資料：高齢者福祉課

#### (2) 配食サービス

おおむね 65 歳以上の高齢者世帯（日中高齢者のみの世帯を含む）の方を対象に、食生活の改善と安否確認を目的として、昼食を届けています。利用者は平成 16 年度以降やや減少していますが、延配食数は増加しています。

#### ■配食サービス



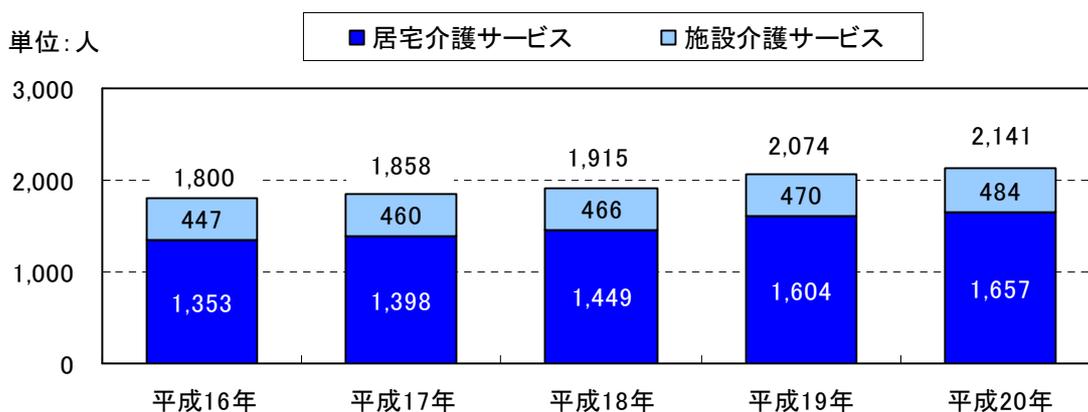
資料：高齢者福祉課

## 4. 介護保険の現状

介護保険サービスの利用者数は年々増加しており、平成20年には2,141人となっています。特に居宅介護サービスの利用者数が増加しており、平成20年と平成16年を比較すると、約1.22倍伸びています。

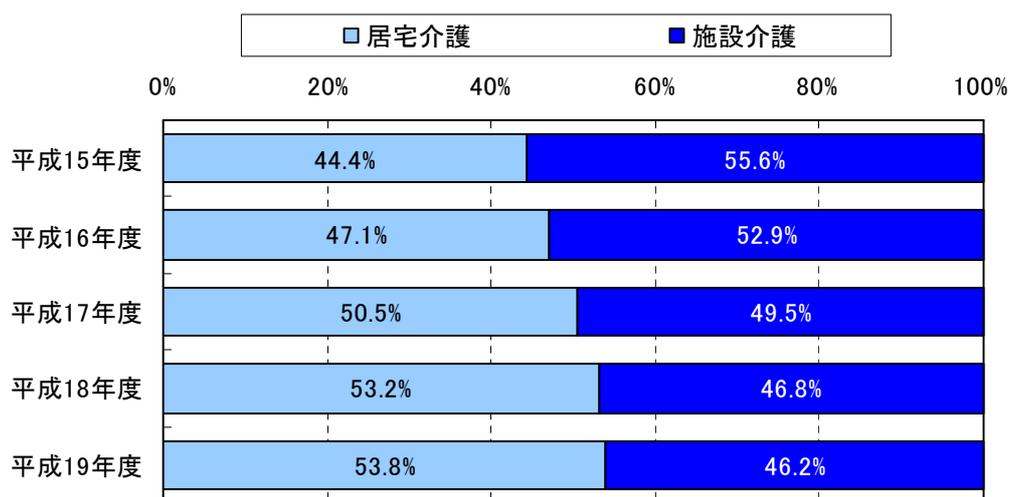
また、介護給付費における居宅介護・施設介護の割合については、平成16年度まで施設介護のほうが上回っていましたが、平成17年度以降居宅介護が上回っています。

### ■介護保険サービスの利用者数



資料：介護保険課

### ■介護給付費における居宅介護・施設介護の割合



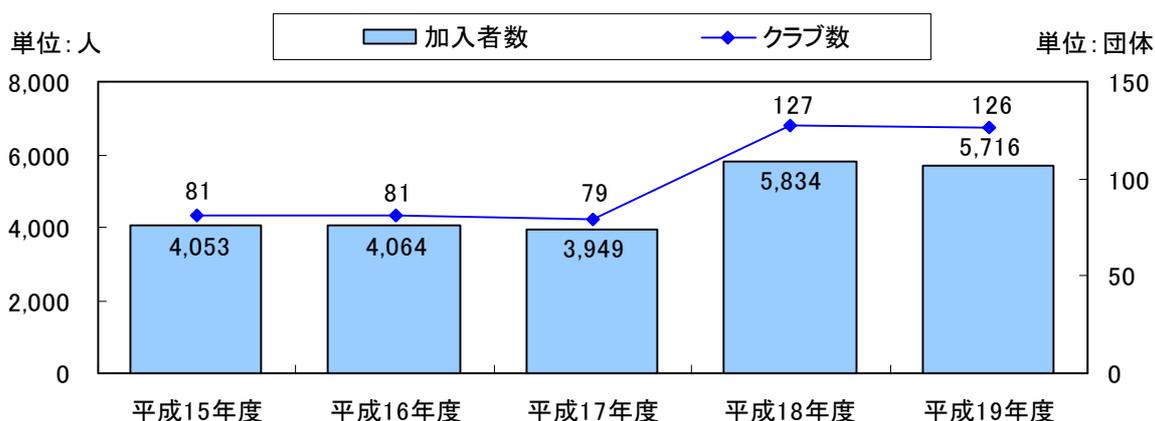
資料：介護保険課

## 5. 生きがいづくり・社会参加について

### (1) 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の方を対象に、老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設立されたもので、教養講座の開催・健康増進のための活動・社会奉仕活動などを行っています。

#### ■老人クラブ数と加入者数

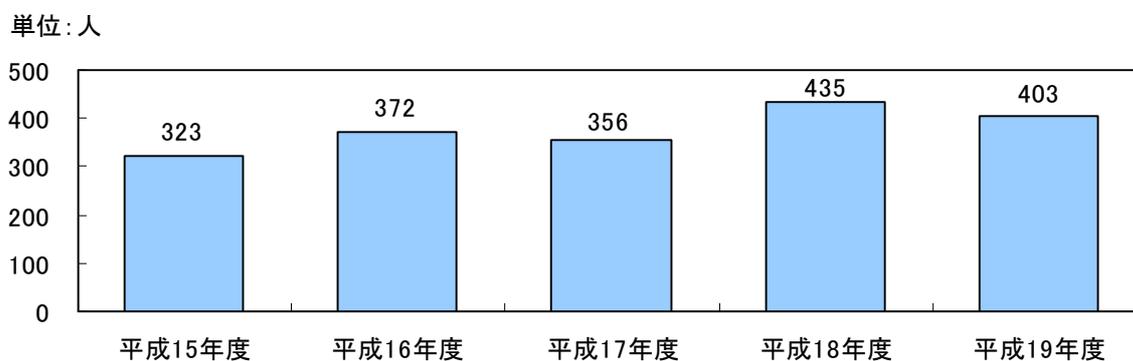


資料：高齢者福祉課

### (2) シルバー人材センター

シルバー人材センターは地域社会と連携して、高齢者の知識・経験・能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に組織的に提供する高齢者の自主的な団体で、知事から許可された公益法人です。

#### ■シルバー人材センター会員数



資料：高齢者福祉課

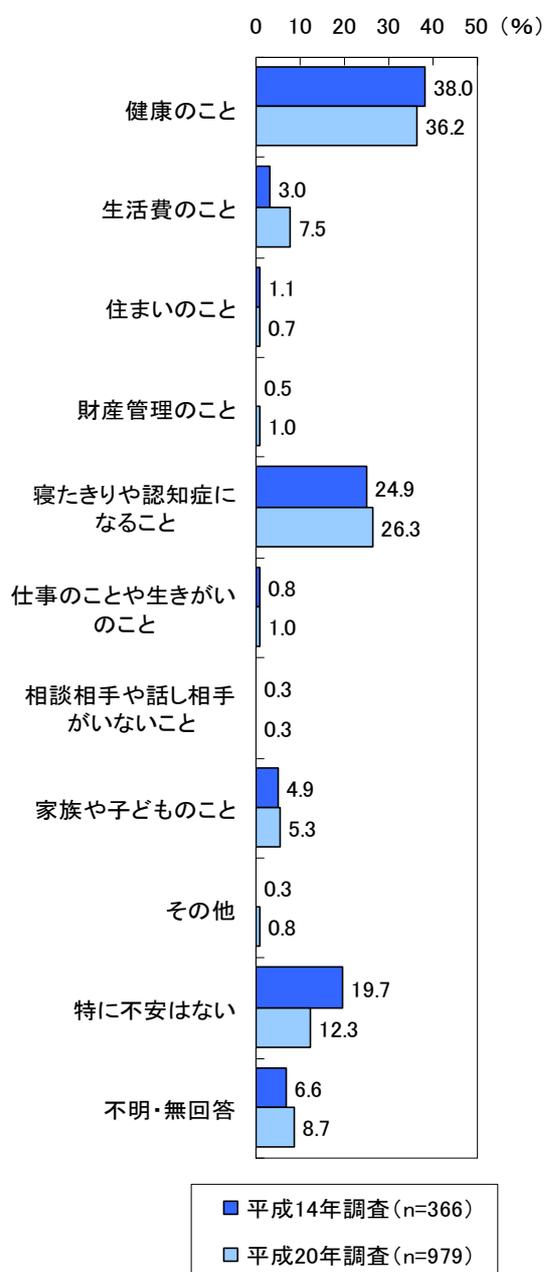
## 6. 高齢者のアンケートから

### (1) 現在不安に思っていることと、相談相手

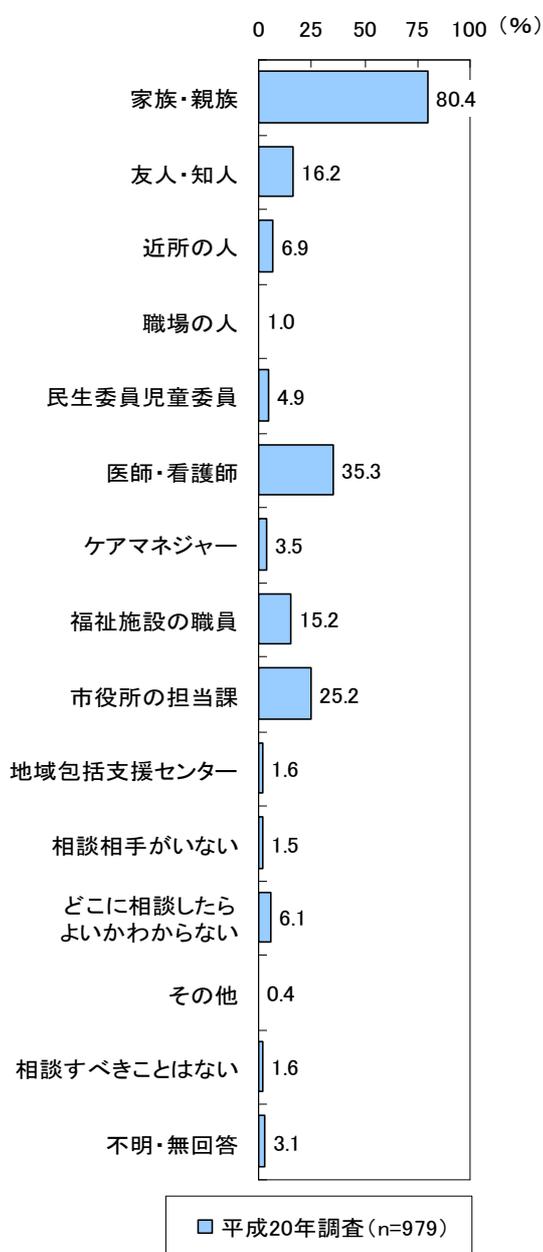
現在不安に思っていることとしては、前回調査と同様に「健康のこと」が約4割と最も高くなっています。また、「特に不安はない」は前回調査よりもやや低くなっています。

また、健康や福祉についての相談相手としては、「家族・親族」が約8割で最も高くなっており、次いで「医師・看護師」や「市役所の担当課」となっています。子育て世帯と違い、「友人・知人」や「近所の人」は低くなっています。

■現在不安に思っていること



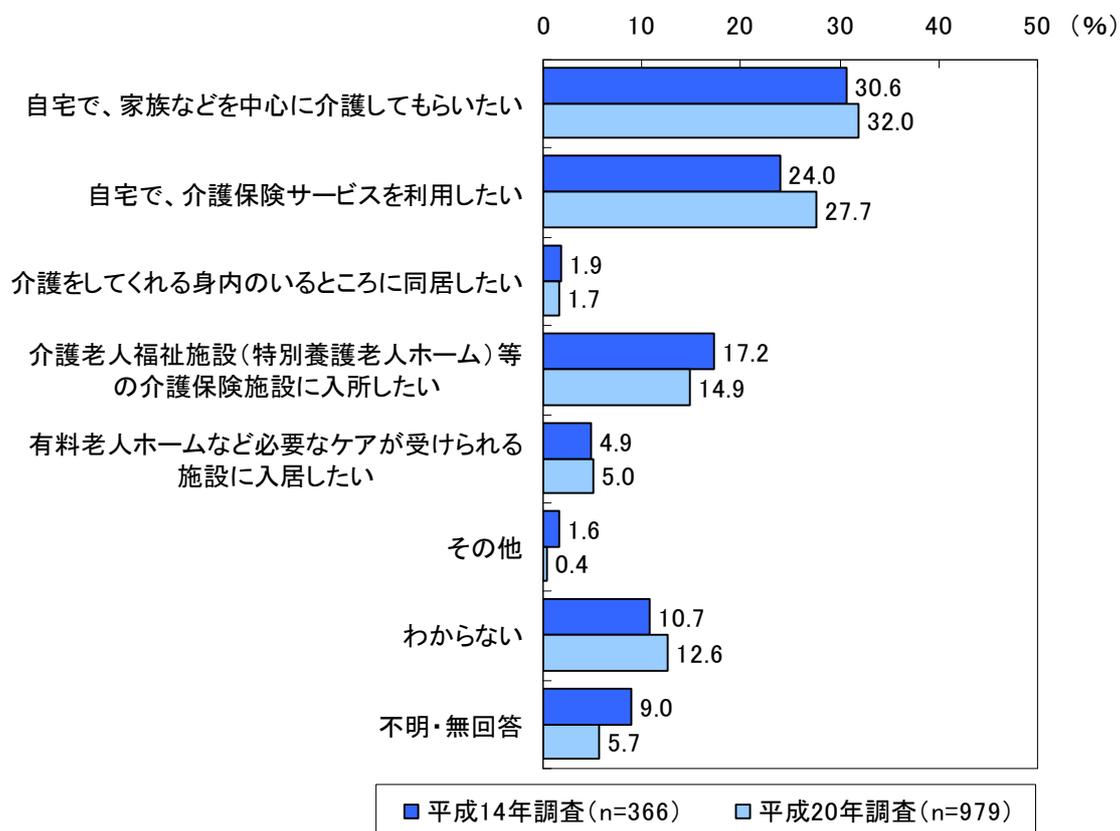
■健康や福祉についての相談相手



## (2) 希望する介護方法

希望する介護方法については、「自宅で、家族などを中心に介護してもらいたい」や「自宅で、介護保険サービスを利用したい」といった在宅介護を希望する人が約6割となっており、前回調査よりもやや増加しています。

### ■どのような介護方法をしてほしいか

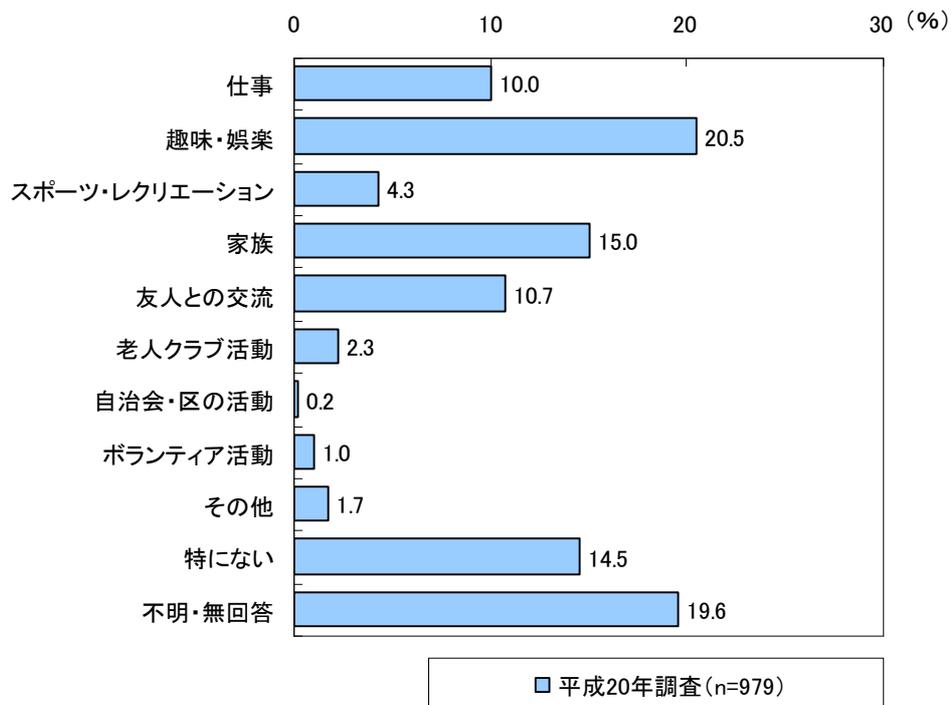


### (3) 生きがいづくり

現在の生きがいについては、「趣味・娯楽」が約2割で最も高く、次いで「家族」や「特にない」となっています。

また、老人クラブ活動や自治会活動、ボランティア活動などは顕著に低くなっています。

#### ■現在の生きがい



### (4) 保健福祉施策の相対比較（重要度が高く、満足度の低いもの）

#### ■一般高齢者

- ・ 自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実
- ・ 高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実
- ・ 災害のときの避難誘導體制の整備・充実
- ・ 福祉手当の支給などの経済的支援の充実 等

## 7. 高齢者福祉の課題

### (1) 高齢者の健康づくりと介護予防の取り組み

本市は国や県平均よりも高齢化率は低いものの、高齢者人口は年々増加している状況です。高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康づくりに対して、積極的に取り組んでいくことが大切です。アンケート調査結果では、現在不安に思っていることとして、健康に関することが最も多くなっており、今後はさらに健康づくりへの意識を高めていくとともに、普段からのさまざまな健康づくりや疾病予防などの取り組みを地域全体に広げていくことが重要です。

また、要介護認定者についても、重度者・軽度者ともに年々増加しており、要介護状態や軽度者の重度化を防ぐため、生活機能の低下が軽度である段階での効果的な介護予防の取り組みが必要となっています。

### (2) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住みなれた家庭や地域で一日でも長く生活できるよう、在宅生活を継続するためのさまざまな支援が求められています。

本市においても、介護給付費における居宅介護の割合が年々増加しており、また、アンケート調査結果でも在宅介護を希望する割合が前回調査よりも増加していることから、今後も住みなれた地域で生活したいというニーズに応えるため、必要なサービスが身近で提供される体制づくりが重要となります。

また、高齢者単身世帯や高齢者2人世帯が年々増加しており、これらの世帯が地域で安心して生活できるよう、福祉サービス等の充実とともに、地域での見守り活動等の地域福祉活動の促進も必要となっています。

### (3) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るためには、身近な地域の中で生活の幅を広げ、他の世代と触れ合いながら社会参加していくことが重要です。

しかし、アンケート調査結果では、高齢者の生きがいとして趣味や娯楽、家族との団らんなどが多くなっていますが、老人クラブ活動や自治会活動、ボランティア活動などは顕著に低くなっています。

本市においても、今後、団塊世代を中心とした高齢者の活躍が期待されており、長年培ってきた知識や経験をさまざまな地域活動に生かし、地域も高齢者自身も元気になれる仕組みづくりが求められています。

## 第4章 障がい者の現状と課題

### 1. 障がい者数

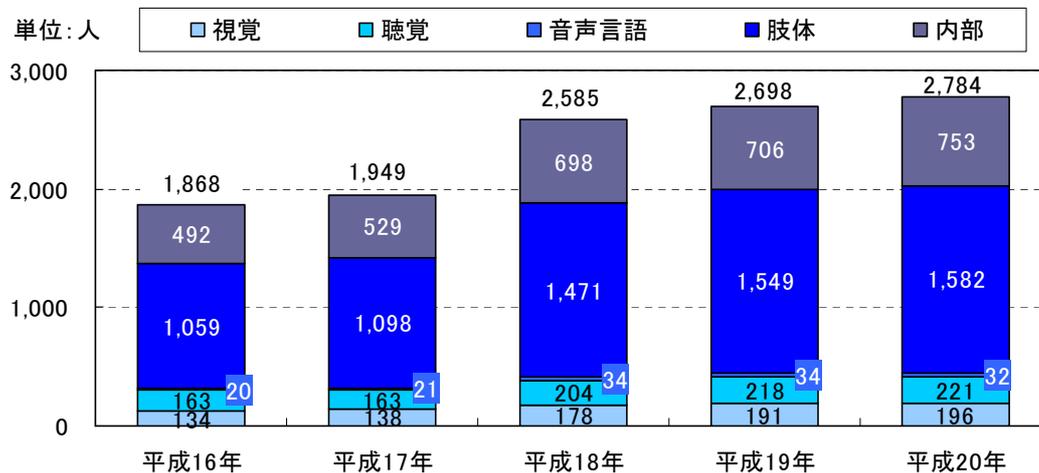
#### (1) 手帳所持者数

本市における身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は、年々増加しており、平成20年3月末現在で2,784人となっています。人口千人に対する身体障がい者数は22.4人となっています。

また、知的障がい者（療育手帳所持者）数についても、増加しており、平成20年3月末現在で530人となっています。人口千人に対する知的障がい者数は4.3人となっています。

#### ■身体障害者手帳所持者の推移

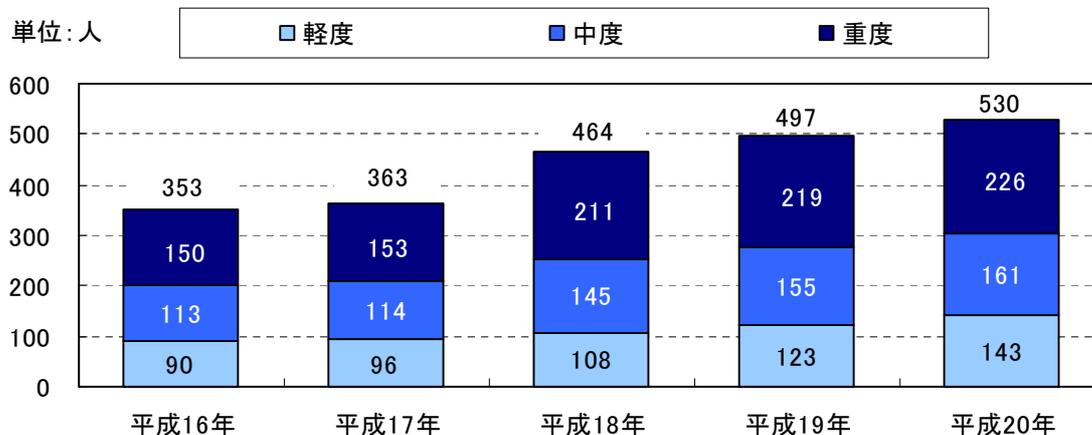
(各年3月31日現在)



資料：障がい者福祉課

#### ■療育手帳所持者の推移

(各年3月31日現在)

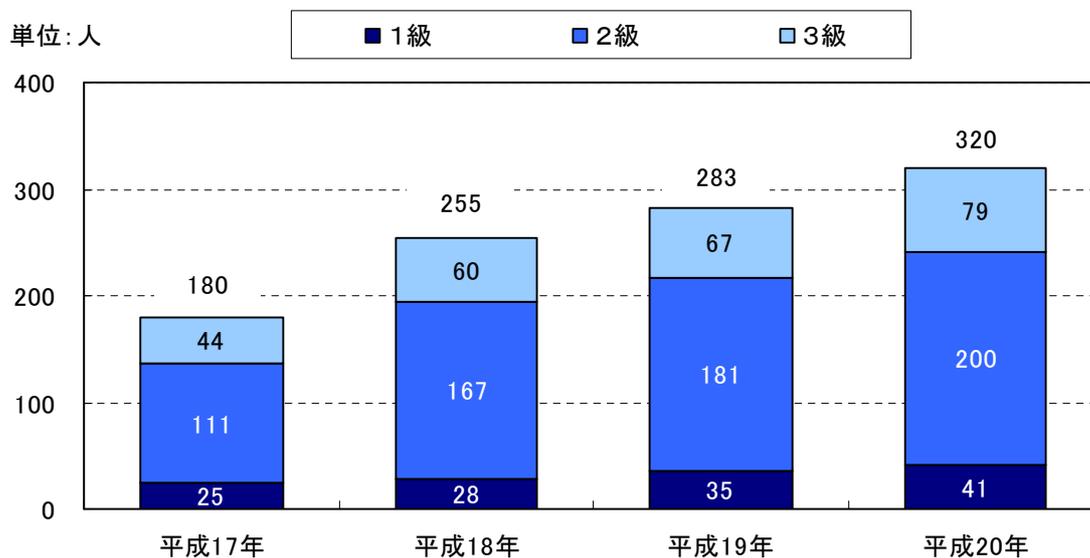


資料：障がい者福祉課

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数についても増加しており、平成 20 年 3 月末現在で 320 人となっています。人口千人に対する精神障がい者数は 2.6 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年 3 月 31 日現在)

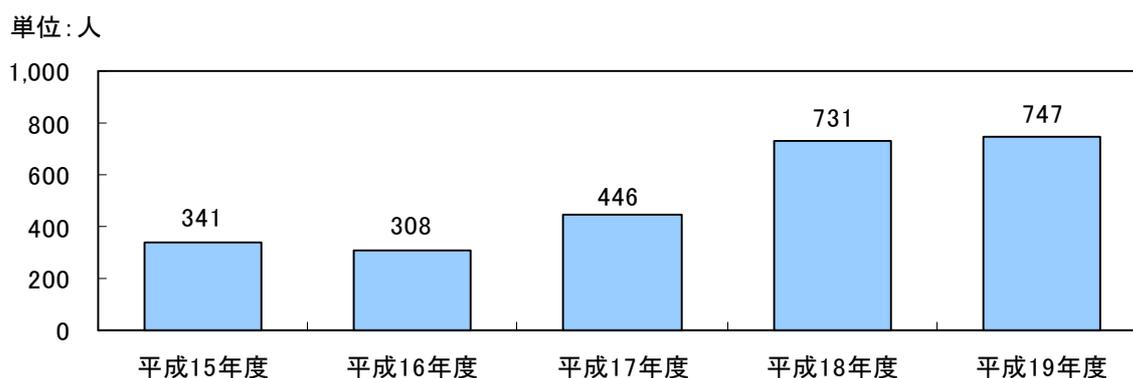


資料：障がい者福祉課

(2) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数は増加しており、平成 19 年度で 747 人となっています。

■自立支援医療の利用者の推移



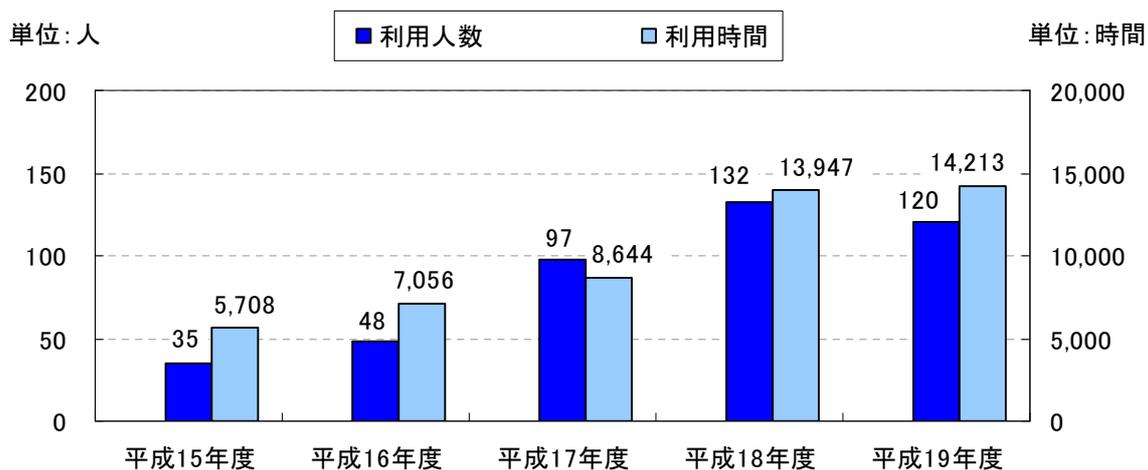
資料：千葉県精神保健福祉センター

## 2. 主な福祉サービス

### (1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において、家事や入浴・排せつなどの介護サービスを行っています。

#### ■居宅介護利用人数と利用時間の推移



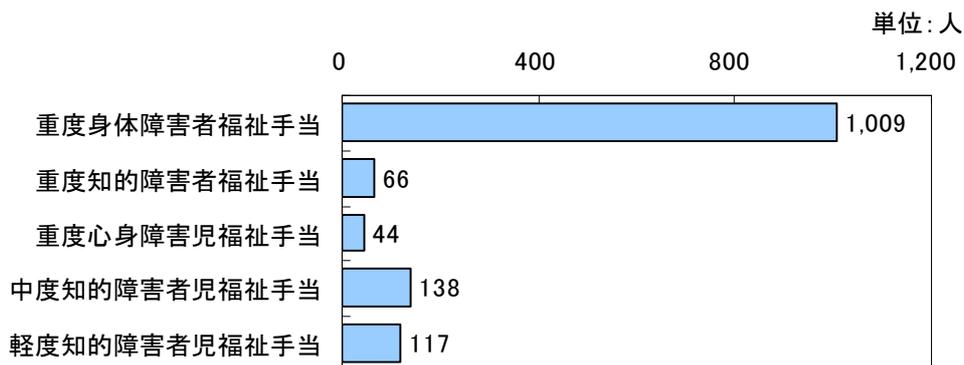
※平成18年度、19年度は移動支援を含む

資料：障がい者福祉課

### (2) 福祉手当

障がいの程度に応じて手当を支給しています。

#### ■福祉手当支給者数（平成19年度）



資料：障がい者福祉課

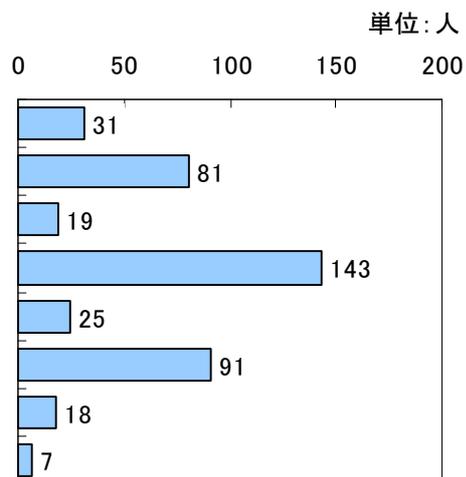
### (3) 福祉施設

福祉施設の入所状況としては、身体障がい者が 31 人に対し、知的障がい者が 81 人と多くなっています。また、通所状況としては、知的障がい者が 143 人と多くなっており、障がい児が 91 人となっています。

また、グループホーム等への入居状況としては、知的障がい者が 18 人、精神障がい者が 7 人となっています。

■福祉施設の入・通所状況等

区分	障がい種別	人数
入所	身体障がい者	31
	知的障がい者	81
通所	身体障がい者	19
	知的障がい者	143
	精神障がい者	25
	障がい児	91
グループホーム等	知的障がい者	18
	精神障がい者	7



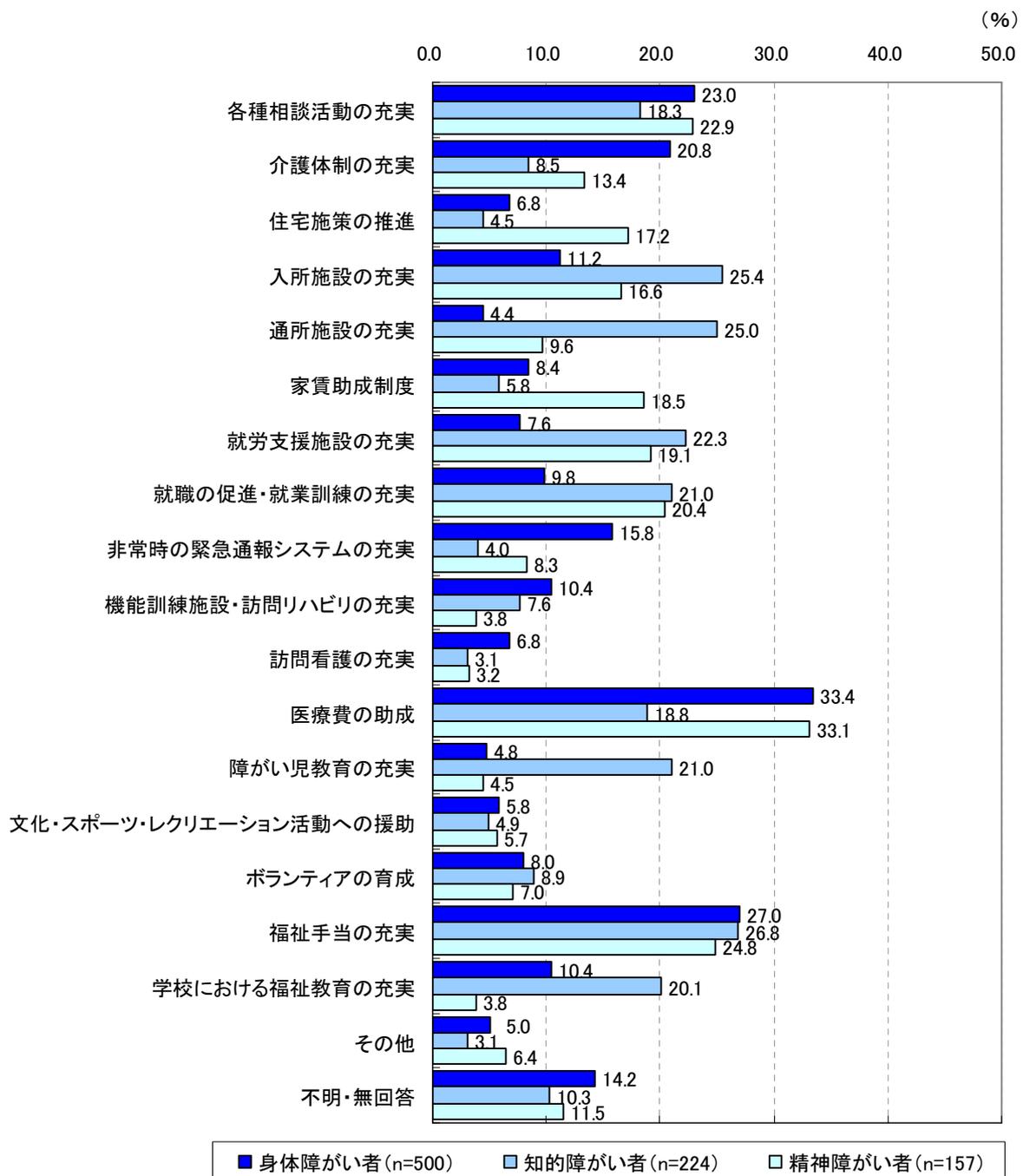
(平成 20 年 4 月 1 日現在)

### 3. 障がいのある人のアンケートから

#### (1) 市が力を入れるべき施策について

市が力を入れるべき施策については、身体障がい者や精神障がい者では「医療費の助成」や「福祉手当の充実」が高くなっています。一方、知的障がい者では、「福祉手当の充実」や入所・通所の「施設の充実」が高くなっていますが、身体及び精神障がい者よりも、「障がい児教育の充実」や「学校における福祉教育の充実」が相対的に高くなっています。

#### ■障がい者が住みよいまちにするため、市が力を入れること

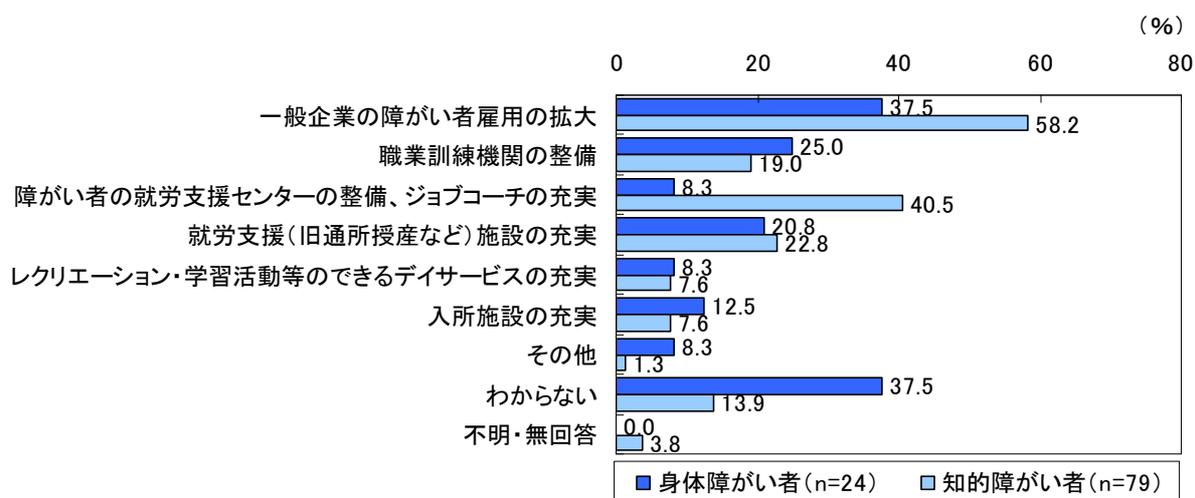


## (2) 就労支援について

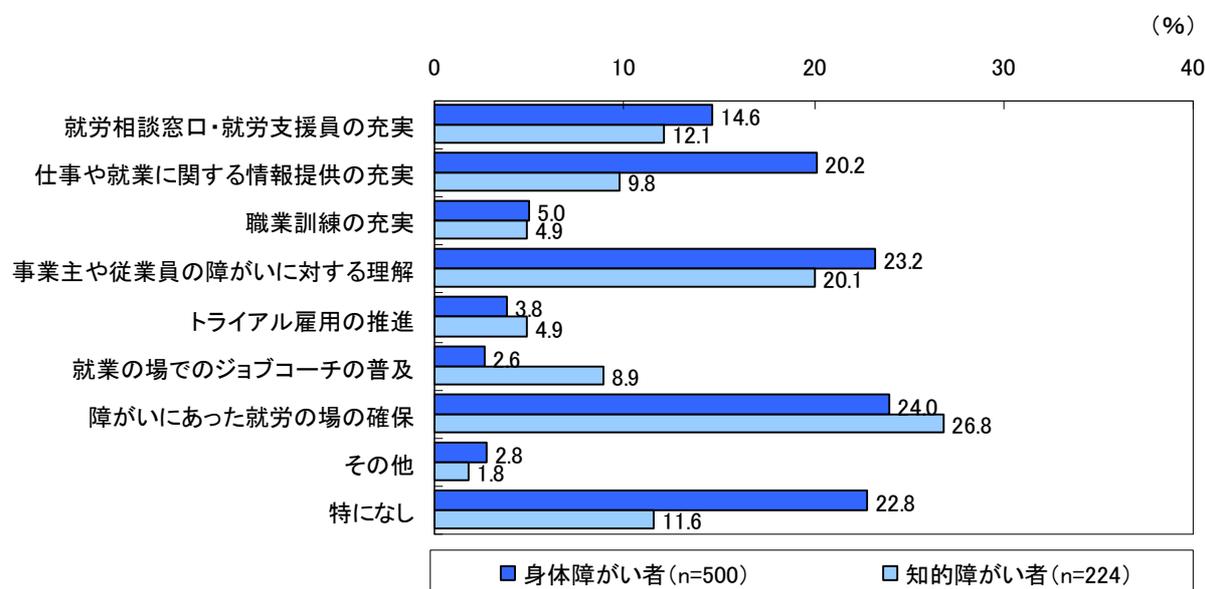
学校教育修了後の進路のために望む対策としては、身体及び知的障がい者ともに「一般企業の障がい者雇用の拡大」が最も高くなっており、特に、知的障がい者で一般就労を望む声が大きくなっています。

また、仕事上で特に必要な課題解決や支援については、「障がいにあった就労の場の確保」や「事業主や従業員の障がいに対する理解」が高くなっています。

### ■学校教育修了後の進路のために望む対策



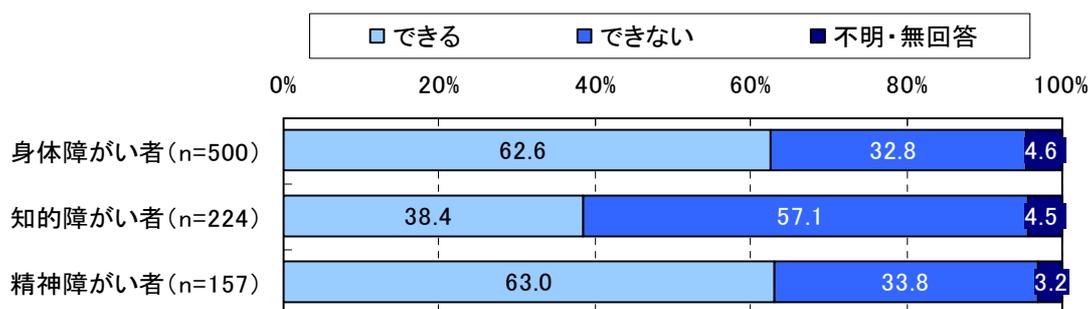
### ■仕事上で特に必要な課題解決や支援



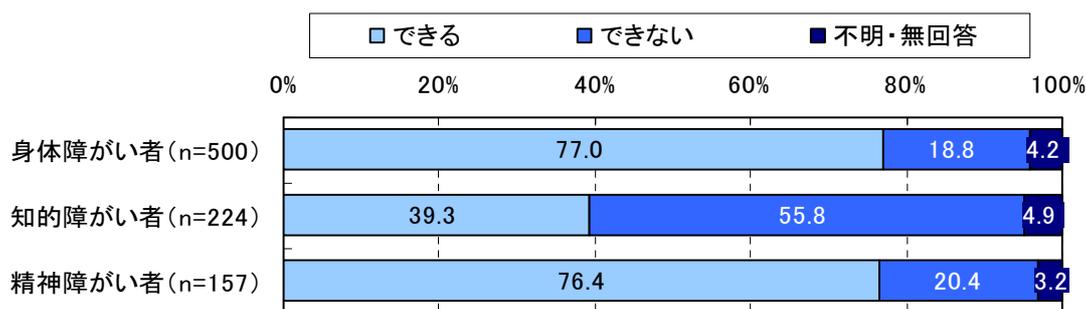
### (3) 災害時の自力での避難及び通報

災害時にひとりで避難できるかについては、身体障がい者及び精神障がい者では「できる」人が6割を超えています。知的障がい者では4割弱にとどまっています。また、火事などの非常時に周囲の人に通報できるかについては、身体障がい者及び精神障がい者では「できる」人が7割を超えています。知的障がい者では4割弱にとどまっています。

#### ■火事や地震などの災害時にひとりで避難できるか



#### ■火事などの非常時に周囲の人に知らせることができるか



### (4) 保健福祉施策の相対比較（重要度が高く、満足度の低いもの）

#### ■身体障がい者

- ・道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
- ・高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実
- ・サービス利用の手続きの簡素化
- ・働く意欲のある人への就労支援の充実 等

#### ■知的障がい者

- ・差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実
- ・働く意欲のある人への就労支援の充実
- ・保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上 等

#### ■精神障がい者

- ・差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実
- ・働く意欲のある人への就労支援の充実
- ・サービス利用の手続きの簡素化 等

## 4. 障がい者福祉の課題

### (1) 保健・医療・福祉・教育の連携強化

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見と治療、早期療育や適性を踏まえた教育など、単独の機関だけにとどまらない、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携は重要な課題です。個人情報の保護に配慮しながら、ライフステージにあわせて一貫した支援ができるよう情報の共有化を進めていくことが必要です。

### (2) 障がいの理解

市民や地域に対して障がいと障がいのある人に対する理解を進めていくことは、諸施策の基本となる重要な課題です。そのため、障がいのある人とない人が交流する機会の充実や、福祉教育等を通じて、障がいがある人も一市民として地域で暮らせるよう、一層の取り組みが必要となっています。

### (3) 社会的な自立支援

障がいのある人が自立した社会生活を営むためには、仕事や住居が重要な課題です。アンケート調査結果では、一般就労の機会やジョブコーチ等の雇用促進制度の充実、多様な障がいにあった就労の場の確保や、グループホームなどの住まいの確保が求められています。

今後はさらに、一般企業を中心として障がい者雇用の拡大を働きかけていくとともに、就労を継続していくためのさまざまな支援を充実していくため、各関係機関のさらなる連携やグループホーム等の整備が必要となっています。

### (4) 災害等の緊急時の対応の確立

災害等の緊急時において、避難行動についての要援護者への対応が急務となっています。アンケート調査結果では、災害時にひとりで避難「できない」、あるいは火事などの非常時に周囲の人に知らせることが「できない」という回答が、知的障がい者では半数以上に及んでいます。

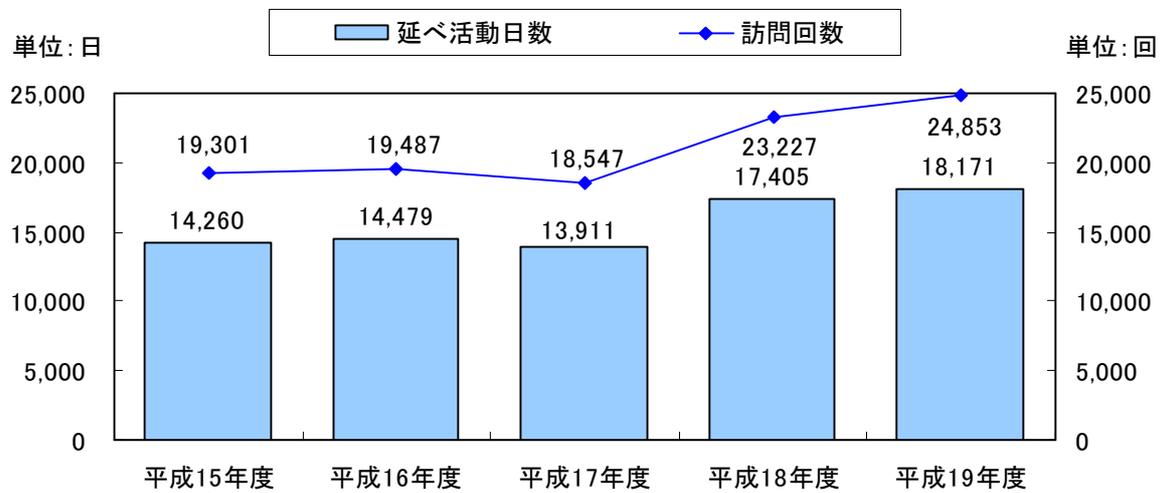
今後は関係機関の連携を強化し、障がいのある人それぞれの障がい特性に応じて、避難行動の支援や情報伝達手段の確保、地域のネットワークによる対応の充実等が求められています。

## 第5章 地域福祉の現状と課題

### 1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者で、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動を行っています。本市では、現在 194 名の民生委員・児童委員（主任児童委員 20 名を含む）がそれぞれに担当地域を受け持ち、個別援助活動をしています。

#### ■活動状況の推移



資料：社会福祉課

## 2. 成田市社会福祉協議会

成田市社会福祉協議会は、地域の住民が主体となり福祉の関係者及び団体の参加を得て、その地域の問題を法律や制度にしばられることなく、みんなで話し合い協力しあって、自主的に福祉を高めていくことを目的とした民間組織です。

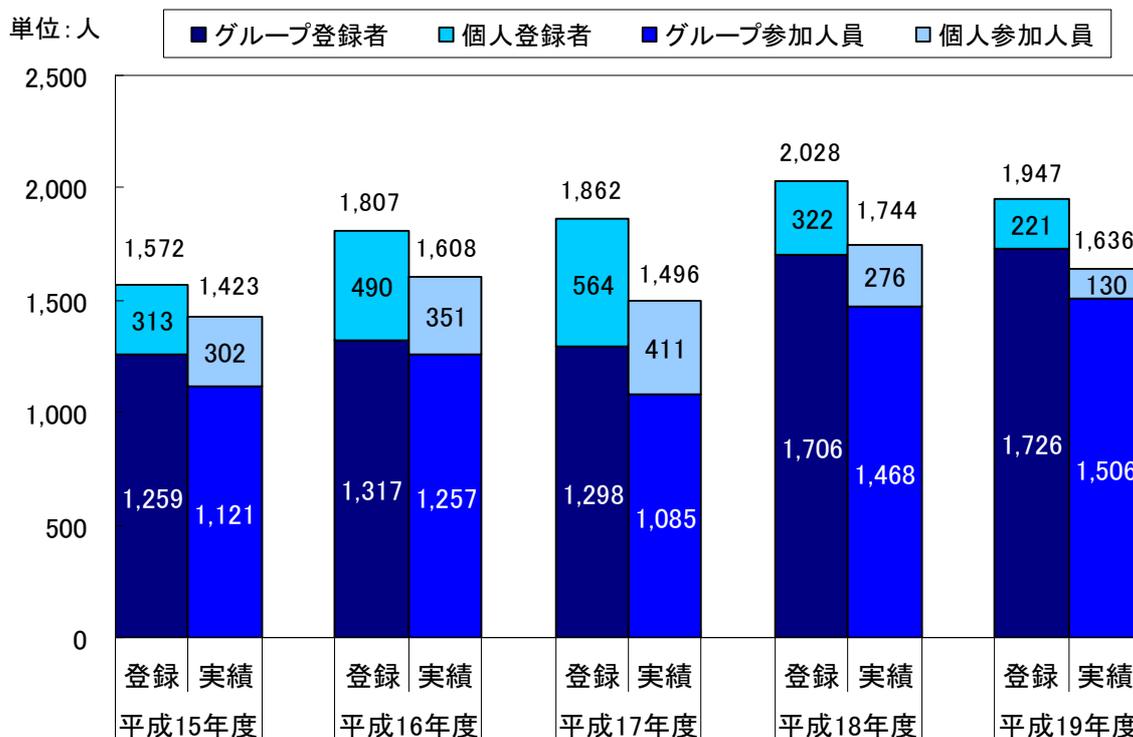
### (1) ボランティア活動

ボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、運営を行っています。

ボランティアセンターにグループ登録している団体や人は年々増加していますが、個人登録者は平成18年度以降減少しています。また、活動実績についても同様となっています。

#### ■ ボランティア活動登録者と活動実績

(各年3月31日現在)



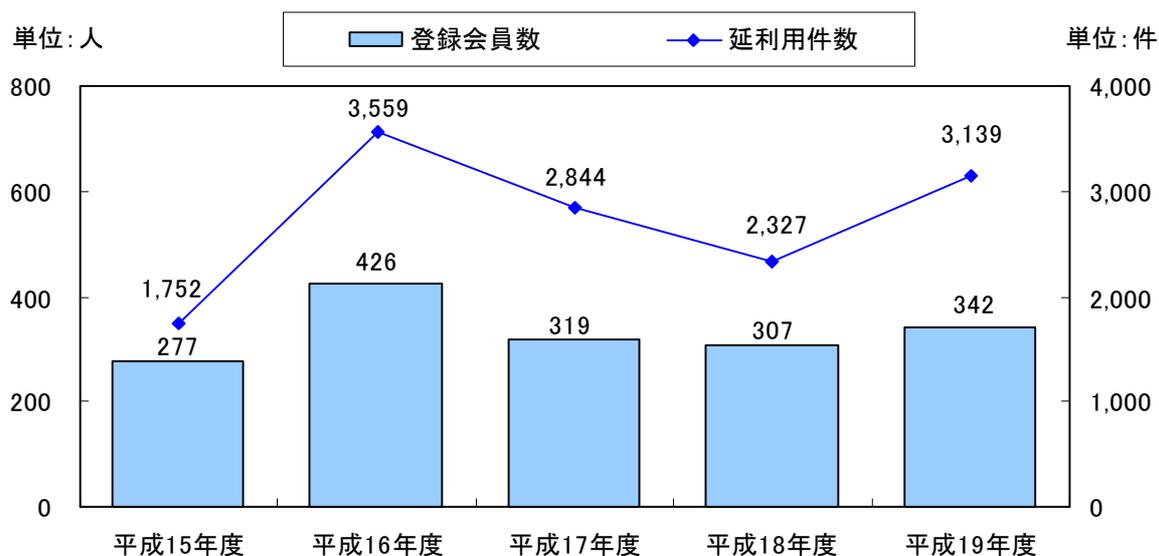
資料：成田市社会福祉協議会

## (2) 在宅福祉サービス事業（成田おたすけ隊、なりたファミリー・サポート・センター）

成田おたすけ隊は、相互扶助の精神を基調とする市民の参加協力による家事援助を中心とした適正で低廉な料金の在宅福祉サービスを提供しています。

また、なりたファミリー・サポート・センターは、「困ったときはお互いさま」の精神で市民の参加協力により、子育て支援を中心としたサービスを提供しています。（従前は、「子育てサポート隊」の名称で事業を実施していましたが、平成19年4月より「なりたファミリー・サポート・センター」に改組しました。）

### ■在宅福祉サービス事業の活動実績



資料：成田市社会福祉協議会

### 3. 地区社会福祉協議会

本市には、16の小域福祉圏（地区社会福祉協議会）があり、独居老人給食等サービス事業（市委託事業）やふれあいいきいきサロン等の事業を実施しています。

#### ■地区社会福祉協議会の主な事業

	事業名			
	独居老人給食等サービス事業	ふれあいいきいきサロン事業	広報紙の発行	その他
成田	○	○	○	・施設見学研修 ・中学生の施設体験学習 等
公津	○	○	○	・友愛訪問 ・あおぞら会への助成、参加 等
八生	○	○	○	・お楽しみ演芸会（敬老会） ・移動ふれあいサロン 等
中郷	○	○		・独居老人、寝たきり老人慰問品配布 ・お年寄りを囲む会（敬老会） 等
久住	○	○	○	・ふれあいお楽しみ会（敬老会） ・小学校との交流・施設視察研修 等
豊住	○	○		・豊住ふれあいフェスティバル（敬老会） 等
遠山	○	○	○	・独居老人歳末慰問品配布 ・青少年児童福祉活動への助成 等
吾妻	○	○	○	・食事会 ・吾妻ふれ愛会（敬老会） 等
加良部	○	○	○	・独居高齢者の日帰りバス旅行 等
玉造	○	○	○	・料理教室 ・ふれ愛玉造（敬老会） 等
橋賀台	○	○	○	・0歳児健康教室（子育て支援） ・日帰り親睦会（バスで名所見学） 等
中台	○	○	○	・グランドゴルフ交流会 ・防災教育フェスタに参加 等
大利根	○	○		・敬老会 ・防犯ボランティア活動 等
小御門	○	○		・お年寄りの集い（敬老会） 等
大須賀	○	○		・大須賀小フェスティバル参加 ・独居老人へ花鉢の配布 等
昭栄	○	○		・ふれあい敬老会 ・防犯パトロール 等

資料：成田市社会福祉協議会

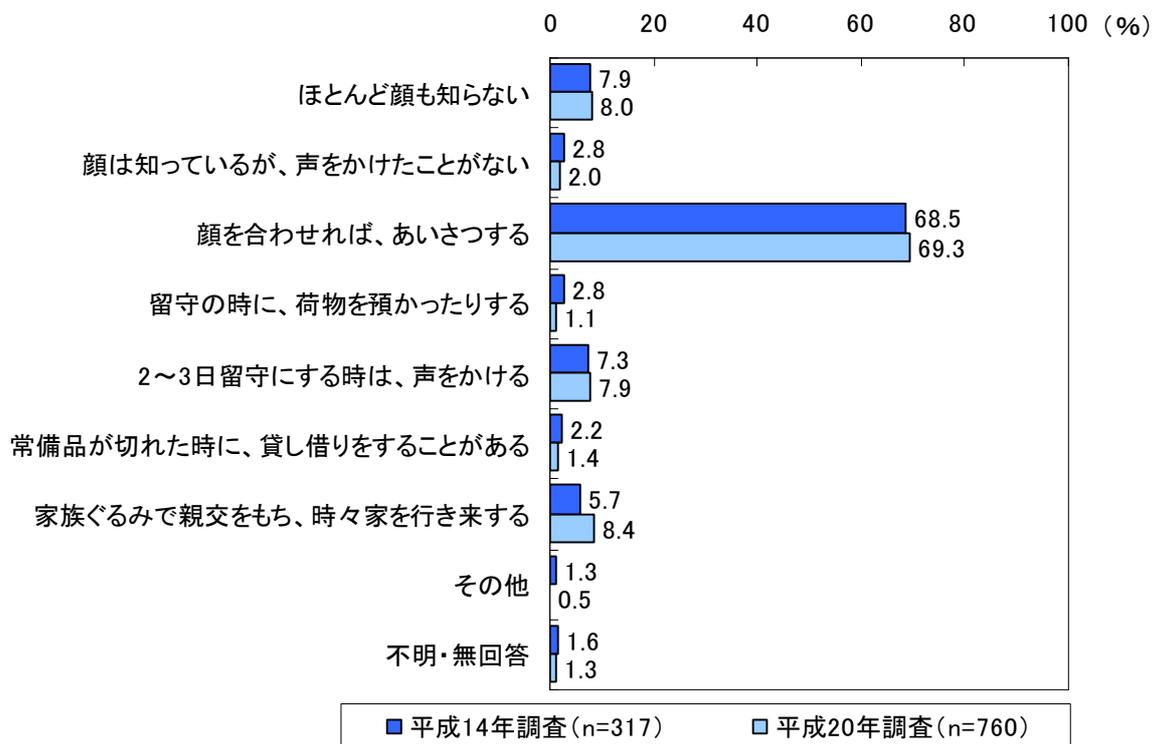
## 4. 一般市民のアンケートから

### (1) 地域との関わりについて

#### ①近所づきあいの程度について

普段の近所づきあいの程度については、前回調査と同様に「顔を合わせれば、あいさつする」が約7割となっています。また、「ほとんど顔も知らない」や「顔は知っているが、声をかけたことがない」が1割となっています。

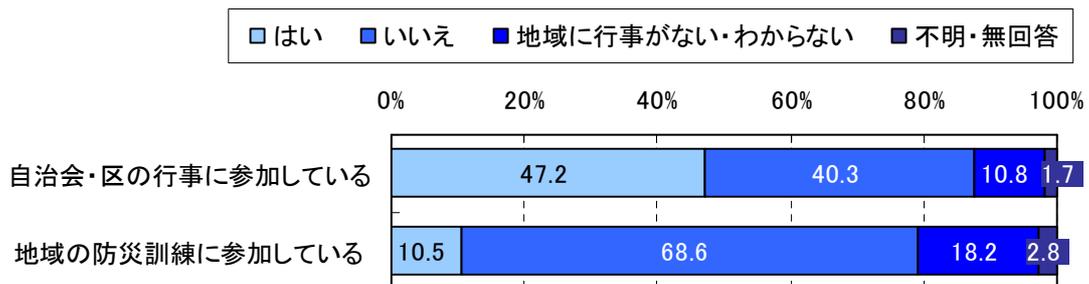
#### ■近所づきあいの程度について



#### ②地域活動への参加状況

自治会・区の行事に参加している人は約5割となっていますが、地域の防災訓練に参加している人は1割程度となっています。

#### ■地域活動への参加状況

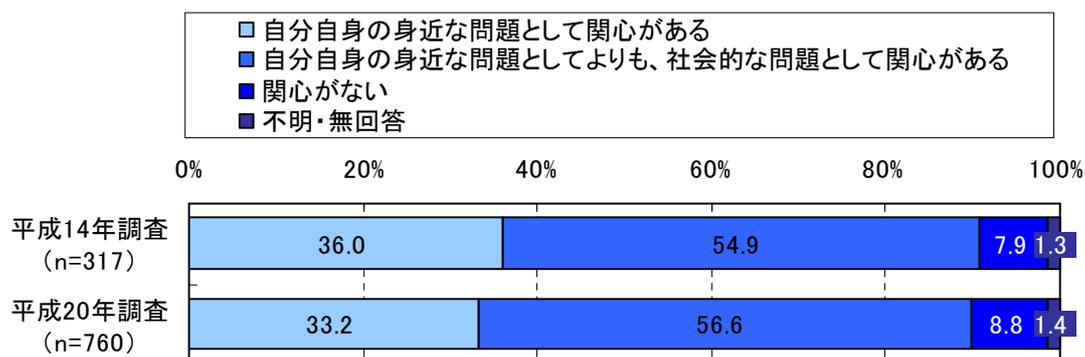


## (2) 市民の福祉意識について

### ①福祉への関心度

福祉への関心度については、約9割の人が『関心がある』と回答していますが、「自分自身の身近な問題として」よりも、「社会的な問題として関心がある」人のほうが多くなっています。

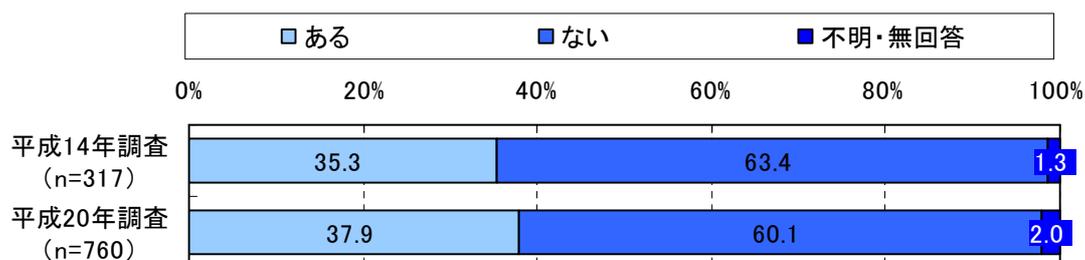
#### ■福祉への関心について



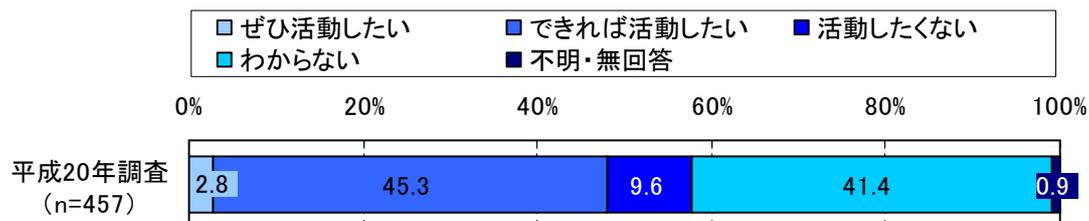
### ②ボランティア活動の経験

ボランティア活動をしたことがある人は、前回調査と同様に約4割となっています。また、ボランティア活動の経験がない人の参加意向については、半数の人が『活動したい』と回答していますが、「わからない」人も約4割となっています。

#### ■ボランティア活動の経験



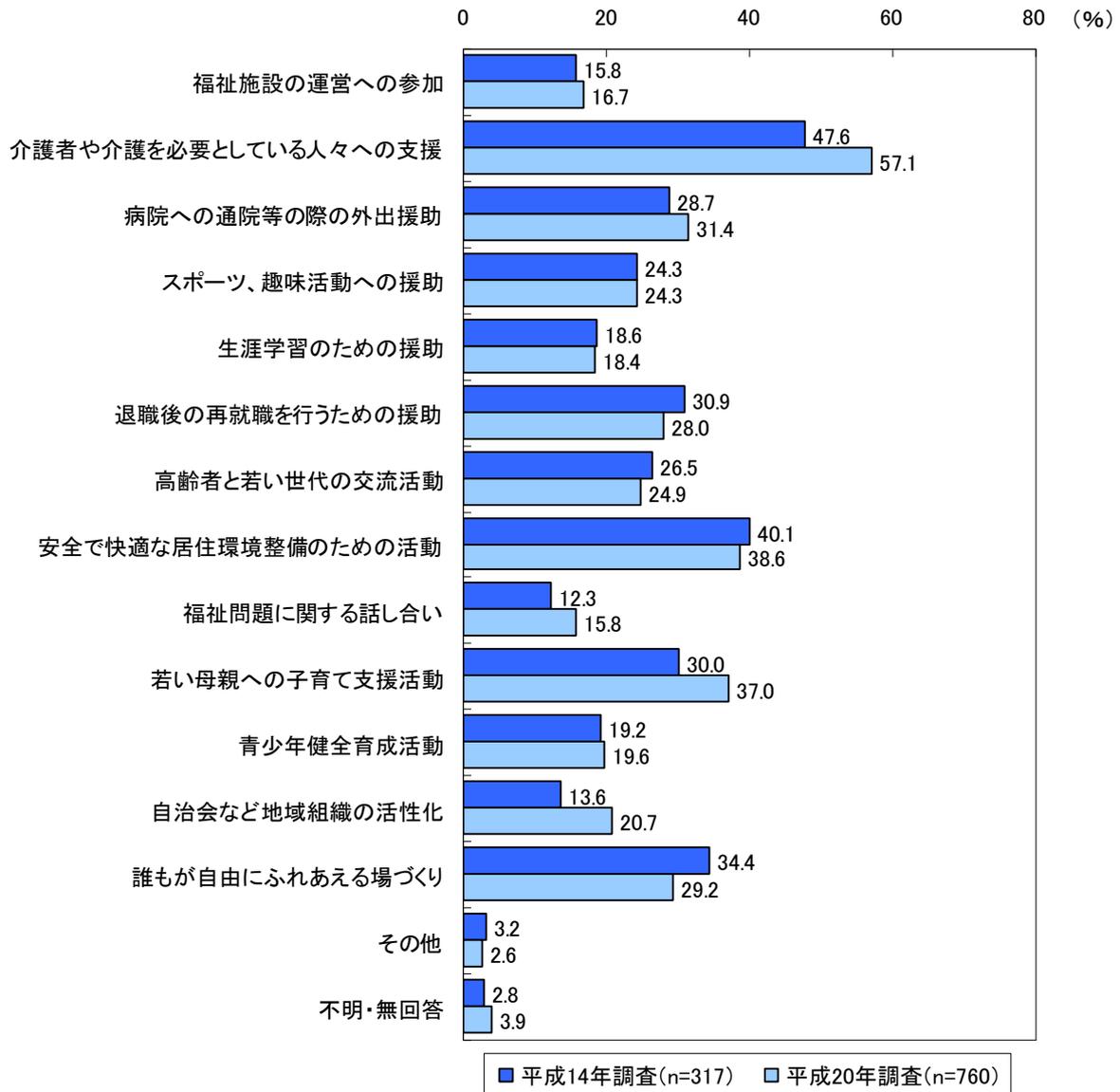
#### ■ボランティア活動への参加意向



### ③地域住民として地域福祉活動で取り組むべきこと

地域住民として地域福祉活動で取り組むべきこととしては、「介護者や介護を必要としている人々への支援」が前回調査と同様に最も高く、約6割となっています。また、「安全で快適な居住環境整備のための活動」と回答した人も、前回調査と同様に約4割となっています。

#### ■地域住民として地域福祉活動で取り組むべきこと



### (3) 保健福祉施策の相対比較（重要度が高く、満足度が低いもの）

#### ■一般市民

- ・安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実
- ・自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実
- ・高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実
- ・働く意欲のある人への就労支援の充実
- ・災害のときの避難誘導體制の整備・充実 等

## 5. 地域福祉の課題

### (1) 地域コミュニティの再構築

地域福祉を推進していくためには、地域でのふれあいや交流を通じて市民同士の日常的な付き合いを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが基盤となります。

しかし、アンケート調査結果では、近所づきあいの程度について、あいさつ程度が前回調査と同様に約7割を占めています。近年はさらに転入及び転出が増加しており、地域とのつながりが希薄化している地区も見受けられます。

今後はさらに、世代間を超えて、地域でのふれあいや交流の場や機会を確保し、地域コミュニティを再構築していくことが求められています。

### (2) 地域における見守りネットワークの構築

地域の中には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、地域から孤立している子育て中の家族など、さまざまな人々が悩みや不安を抱えて生活しています。

そのような人々を支援する地域の身近な相談窓口として、本市には194名の民生委員・児童委員が活動しています。近年は活動日数や訪問回数が増加していますが、個人情報保護法の問題もあり、地域を把握しにくい状況も出てきています。

今後は地域の中で見守りネットワークを構築し、プライバシー保護に留意しつつさまざまな課題を抱える人を早期に発見するとともに、気軽に相談できる体制を地域の中で整備することが求められています。

### (3) 地域福祉活動の活性化

地域福祉を推進していくためには、地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識と役割を持つことが重要となります。しかし、アンケート調査結果では、福祉を身近な問題としてよりも社会的な問題として捉えられている傾向があり、ボランティア活動の経験状況についても、前回調査とほぼ変わらない結果となっています。

また、成田市社会福祉協議会にあるボランティアセンターでも、ボランティアのグループ登録者は増加しているものの、個人登録者や個人参加状況は減少する傾向にあります。

今後はさらに、一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識を高め、気軽に地域福祉活動に参加できるよう体制づくりを進めるなど、地域福祉活動の活性化を図ります。

### (4) 地域ぐるみの防災・防犯体制の確立

火災や地震などの災害時において、高齢者や障がい者等の要援護者を救援するためには、地域による主体的な支援体制が不可欠となっています。しかし、アンケート調査結果では、地域の防災訓練に参加している人は1割程度にとどまっています。

また、最近では、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪質商法被害など、市民が犯罪に巻き込まれる恐れのある事件も多発しており、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、地域住民が協力して取り組む必要性が高まっています。

## 第6章 各種計画の進捗状況

子ども・高齢者・障がいにかかる計画の進捗状況は以下のとおりです。

計画名	事業名	19年度末実績	21年度目標	進捗率	
次世代育成支援行動計画 (平成17年3月策定) 計画期間 平成17～21年度	通常保育	20ヶ所	20ヶ所	100%	
	延長保育	19:00まで	13ヶ所	13ヶ所	100%
		20:00まで	5ヶ所	5ヶ所	100%
		21:00まで	3ヶ所	4ヶ所	75%
	休日保育	1ヶ所	2ヶ所	50%	
	病後児保育	1ヶ所	2ヶ所	50%	
	一時保育	7ヶ所	11ヶ所	64%	
	児童ホーム	14ヶ所	19ヶ所	74%	
	地域子育て支援センター	6ヶ所	7ヶ所	86%	
ファミリーサポートセンター	1ヶ所	1ヶ所	100%		

計画名	事業名	19年度末実績	20年度目標	進捗率	
老人保健福祉計画・第3期介護保健事業計画 (平成18年3月策定) 計画期間 平成18～20年度	地域包括支援センター	1ヶ所	1ヶ所	100%	
	地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護拠点	1ヶ所	5ヶ所	20%
		認知症対応型通所介護	5ヶ所	6ヶ所	83%
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	入所者数	61人	74人
	市内室数		81室		
	デイサービスセンター・デイケアセンター	20ヶ所	25ヶ所	80%	
	ショートステイ	48床	49床	98%	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	入所者数	223人	267人	84%
		市内室数	290床		
	介護老人保健施設	入所者数	183人	197人	91%
		市内室数	258床		
	介護療養型医療施設	入所者数	68人	68人	100%
		市内室数	60床		
	ケアハウス	入所者数	34人		
		市内室数	50室	50室	100%
養護老人ホーム	入所者数	33人	44人	75%	
高齢者生活支援ハウス	入所者数	4人	5人	80%	

計画名	事業名		20年10月 実績	20年度 目標	進捗率
障がい福祉計画 (平成19年3月策定) 計画期間 平成18～20年度	居宅介護(ホームヘルプサービス)等	利用者数	56人	50人	112%
		利用時間	1,045時間	1,250時間	84%
	児童デイサービス	利用者数	93人	84人	111%
		利用日数	589日	462日	127%
	短期入所(ショートステイ)	利用者数	24人	18人	133%
		利用日数	288日	349日	83%
	生活介護・療養介護		50人	32人	156%
	自立訓練		2人	9人	22%
	就労移行		5人	8人	63%
	就労継続(A・B型)		7人	17人	41%
	共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)		27人	29人	93%
	施設入所支援		21人	33人	64%
	地域活動支援センター	精神障害者地域生活支援センター	2ヶ所	2ヶ所	100%
		障害者デイサービスセンター	41人	40人	103%
	移動支援		44人	37人	119%
	日中一時支援		28人	17人	165%



## **第 2 部 住みなれた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指して**

# 第1章 施策展開の基本的方向

## 1. 基本理念

### ふれあい 住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田

経済的不況などの複雑化した社会状況の中、近年の少子化、高齢化、世帯人数の減少、共働き家庭の増加、離婚などさまざまな要因により、従来家庭が担っていた機能が弱体化しています。また、地域では助け合い意識が薄れ、市民一人ひとりの福祉ニーズは多様化・複雑化する傾向にあります。

さらに、本市は成田空港を有する国際都市であるとともに、平成18年3月には、下総町、大栄町と合併し、市域もさらに広がり、地域の特性や課題も多様化しています。

このような本市特有の社会環境に対応して、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、より地域の特性に応じたきめ細やかな保健福祉サービスの充実が不可欠であるとともに、地域に暮らす市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、支え合いや助け合うことが求められています。

平成18年度を初年度として策定された成田市新総合計画では、「市民が主役のまちづくり」を基本理念として、将来都市像の実現を目指すテーマのひとつとして「交流（ふれあい）」を掲げています。地域のさまざまな資源を活用し、個性かがやくまちをつくるためには、交流（ふれあい）を深めることが基盤となっています。

そこで、本計画では、総合計画が描くこの将来像を念頭に、市民や地域、行政等が協働して、交流（ふれあい）を基盤として保健福祉の充実を図っていくという思いを集約し、「住みなれた地域で安心して暮らせる交流（ふれあい）のまち 成田」を基本理念としました。

## 2. 基本目標

「住みなれた地域で安心して暮らせる<sup>ふれあい</sup>交流のまち 成田」を基本理念として、各施策を推進するための基本目標を次のように定めます。

### (1) みんながふれあい支えあえるまちづくり

地域に暮らす誰もが、ふれあい支えあいながら共に生きる地域社会をつくるため、すべての市民が地域福祉の意識を共有するとともに、地域福祉の担い手として主体的に取り組むまちづくりを目指します。また、福祉サービスの利用に結びつかない人や地域の中で孤立している人、緊急時にひとりで避難できない要援護者などを支援するため、地域や行政、関係機関、福祉サービス事業者等のネットワーク化を図り、支援の充実に努めます。

### (2) 社会参加と自立支援

市民一人ひとりが自らの経験と知識を生かしながら、さまざまな活動に参加し、いきいきと充実した暮らしが実現できるまちづくりを目指すとともに、誰もが必要なサービスを選択し、地域で自分らしく安定した生活が送れるよう、さまざまな支援に努めます。

### (3) 健康づくりとリハビリテーションの充実したまちづくり

保健・医療・福祉の連携を強化し、健康づくりや介護・疾病の予防、各種リハビリテーションの充実等、あらゆるライフステージに対応した幅広い施策を展開し、市民一人ひとりが心身ともに健康で充実して生活できるよう努めます。

### (4) きめ細やかなサービス提供

住みなれた地域で安心して暮らせるよう、個人の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供に努めます。

## 第2章 福祉社会の将来像

「住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田」を基本理念に、子どもや高齢者、障がい者など人々の幸せな姿や、住んでいてよかったと心から思えるまちの姿を目指し、本市の福祉社会の将来像としてその実現に努めます。

### 1. 人々の姿

#### (1) 子どもたちと家庭の姿

##### ①安心して出産・育児ができます。

- ・子どもの病気や発育発達のことで不安を持った時には、身近に子育ての仲間がいたり、気軽に相談できる機関があることで、子育ての不安が解消されています。
- ・家庭における家事や育児などの役割を、男女が協力して共に担っています。

##### ②健康の保持・増進に努めています。

- ・出産後の母と子どもの各種健康診査や健康相談、訪問指導などきめ細やかなサービスが身近な所で受けられ、母子ともに健康の保持・増進が図られています。
- ・幼児期から健康な生活習慣が身につき、「早寝・早起き」「楽しい食事」「元気な遊び」の大切さが認識されています。

##### ③保育や幼児教育が充実し、安心して子育てができます。

- ・延長保育や一時保育の充実により、安心して働くことができます。また、低年齢児保育も充実し、産休・育休明けの保護者の職場復帰が円滑に図られています。
- ・保育園や幼稚園では、障がいのあるなしにかかわらず保育や教育が受けられ、統合保育が進んでいます。
- ・専業主婦も一時保育などのサービスを利用することができ、育児の不安やストレスから開放される時間が持てます。保育園や幼稚園は、身近な相談機関として子育てを応援しています。

##### ④子どもと親が共に成長することができます。

- ・子育てに関する情報や、子どもの発達段階に応じた親のあり方、しつけの方法など、学習機会の充実が図られています。
- ・福祉や環境、人権、平和、国際理解、情報など、これからの社会で求められる能力や資質を身につけられる教育が進められています。
- ・子どもの個性や障がいの状況に即した教育が進められ、豊かな人間性と望ましい人間関係の形成が図られています。

## ⑤子どもたちがいきいきと生活しています。

- ・児童ホームや公園、遊び場などの整備が進められ、夢中で遊ぶ子どもたちの元気な声が聞こえてきます。
- ・子どもたちが主体的に社会活動やスポーツ活動に参加しています。
- ・地域ぐるみで健全育成活動が進められ、子どもたちを取り巻く環境の改善が進められています。
- ・子どもたちは自由に意見を述べることができ、それらの意見が家庭や社会のさまざまな場面で反映されています。

## (2) 成人期の人々の姿

### ①健康の保持・増進に努めています。

- ・日頃から健康の保持・増進に心がけ、自らの状況に合わせた好ましい生活習慣を身につけています。
- ・がん、生活習慣病などの疾病を早期発見するため、各種がん検診や特定健康診査などを受診し、健康づくりに努めています。
- ・気軽に利用できる相談機関があり、心身の悩みや不安が軽減されています。
- ・健康の維持増進のため、毎日ウォーキングなどの運動をしています。

### ②自らが地域の保健福祉の資源となっています。

- ・自分たちの福祉と健康づくりのために、自助グループをつくりみんなが支えあっています。
- ・自らの意思で、地域の福祉や健康づくりの担い手となり、自然体でボランティア活動が実践され、自らの生きがいつくりにも役立てています。

## (3) 高齢者、障がい者の姿

### ①健康の保持・増進に努めています。

- ・毎日、元気ですごせるように、積極的に健康づくりに努め、生きがいを持って生活しています。
- ・健康診査や各種がん検診などの健診結果をもとに、かかりつけ医の管理・指導を受けています。

### ②家庭、地域、施設において適切な援助を受けています。

- ・介護を必要とする高齢者や障がい者は、福祉サービスを自らの意思で選択し、地域での生活をできるかぎり維持することができます。
- ・介護者のための支援も充実し、介護疲れやストレスの解消が図られています。

### ③学び、そして働いています。

- ・いつでも、だれでも、学習の機会を持てる生涯学習システムと場の整備が進み、年齢や障がいの有無にかかわらず自分にあった学習をしています。
- ・市民を対象とした学習の機会が拡充され、講座などに積極的に参加しています。また、元気な高齢者が講師となり、これまで培った経験や技能を最大限発揮しています。
- ・シルバー人材センターでは新たな職域開拓を進め、会員が生きがいを感じながら働いています。
- ・障がい者の就労機会や場の整備が進み、事業主や共に働く従業員の理解も得られ、働く意欲が出てきています。
- ・就労が困難な障がい者には、作業や社会参加の場の確保が進み、自立への道を歩んでいます。

### ④高齢者も障がい者も、勇気と意欲と希望を持って生きています。

- ・自分でできることは自分でやり、できないことは「助けて」と援助を求めます。助けたり、助けられたり、地域が「一人ひとりの自立」を支えています。
- ・だれもが、文化活動や趣味などを楽しみ、できるかぎり生活の質の向上に努めています。
- ・福祉のまちづくりが進むとともに、高齢者や障がい者の移動手段が確保され、行動範囲が広がっています。
- ・障がい者の情報伝達手段が増え、地域の人々とのコミュニケーションを図ることができます。
- ・「地域で支えあう」という意識が普及するとともに、高齢者や障がい者もボランティアに参加し、生きがいを感じています。



並木町の老人クラブ会員による下校時の見守り活動

## 2. まちの姿

### ① だれもが一緒に暮らせる心のふれあうまちです。

- ・子どもや高齢者、障がい者用として特別な設備などを用意するのではなく、だれもが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン※を採用するなど、暮らしやすいまちづくりが進められています。

### ② だれもが平等に暮らせる明るいまちです。

- ・年齢の違いや障がいがあることによる不利益をなくし、あらゆる機会が平等に保障されだれもが等しく人生を楽しめるようなまちづくりが進められています。

### ③ だれもが自由に行動できる楽しいまちです。

- ・交通機関、道路、公園、公営住宅などの施設においては、段差の解消やエレベーターの設置、利用しやすいトイレの整備などの改善が図られ、だれもが行きたいところに行けるまちづくりが進められています。
- ・事業者の理解と協力により、公共施設に限らずショッピングセンターやホテルなどの公益施設においても、だれもが自由に行動できるまちづくりが進められています。

### ④ だれもが力強く生きる希望に満ちたまちです。

- ・年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、学び、働き、趣味やスポーツを楽しみ、地域活動に参加するなど、だれもが希望を持って力強く生きられるまちづくりが進められています。

### ⑤ みんなが助けあう福祉のまちです。

- ・子どもや高齢者、障がい者などが困っていたら、自然に援助の手が差し延べられ、また、多くの人たちがボランティア活動に参加し、あたたかい心のかよう福祉のまちづくりが進められています。

### ⑥ 一人ひとりが健康づくりの主体となるまちです。

- ・だれもが、健康づくりのために必要な支援や資源を利用することができ、健康的なまちづくりの主役になっています。

※「ユニバーサルデザイン」：高齢者や障がい者だけでなく、だれもが利用しやすいものをはじめから取り入れておこうという考えに基づいた空間または商品のデザイン。

## 第3章 将来予測と数値目標

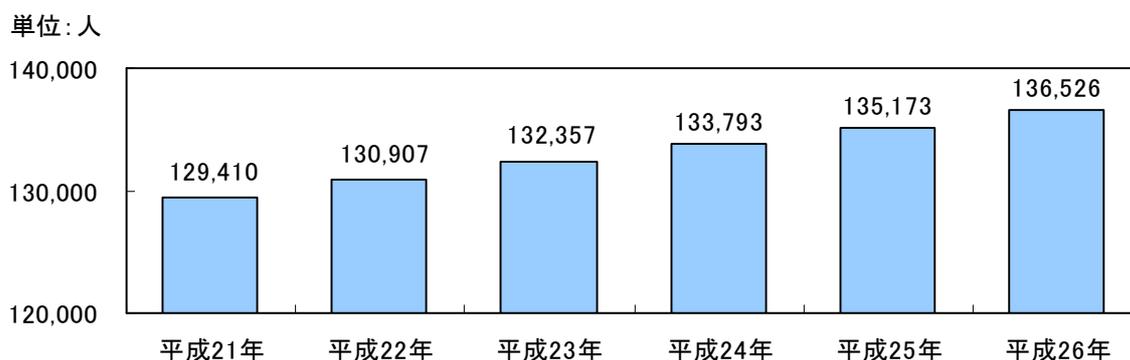
### 1. 人口・対象者の見通し

#### (1) 人口

本市の将来人口は計画最終年度（平成26年度）で、136,526人と想定しました。

#### ■人口の見通し

(各年10月1日)



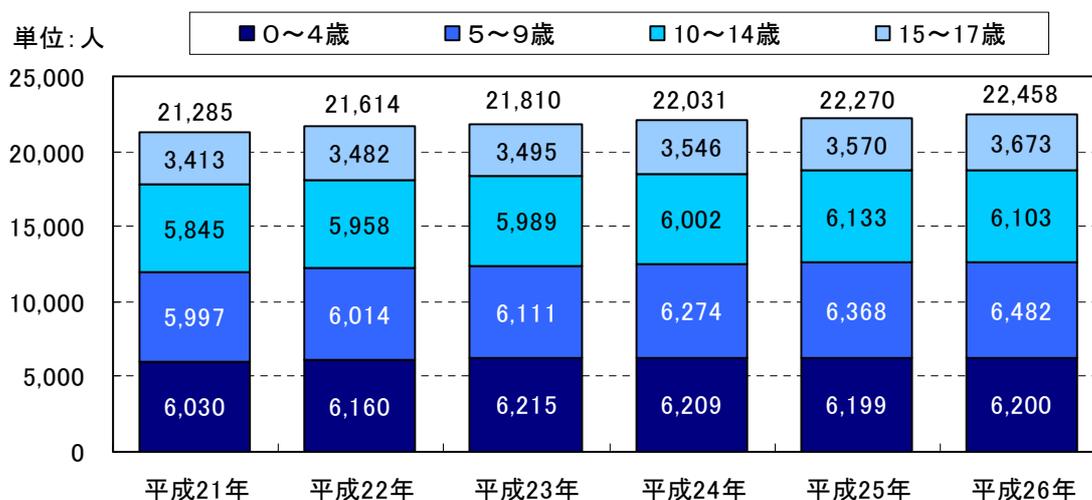
資料：介護保険課

#### (2) 子どもの数

18歳未満の子どもの数は、平成21年の21,285人から、平成26年には22,458人へとわずかに増加するものと想定します。

#### ■子どもの数の見通し

(各年10月1日)



資料：介護保険課

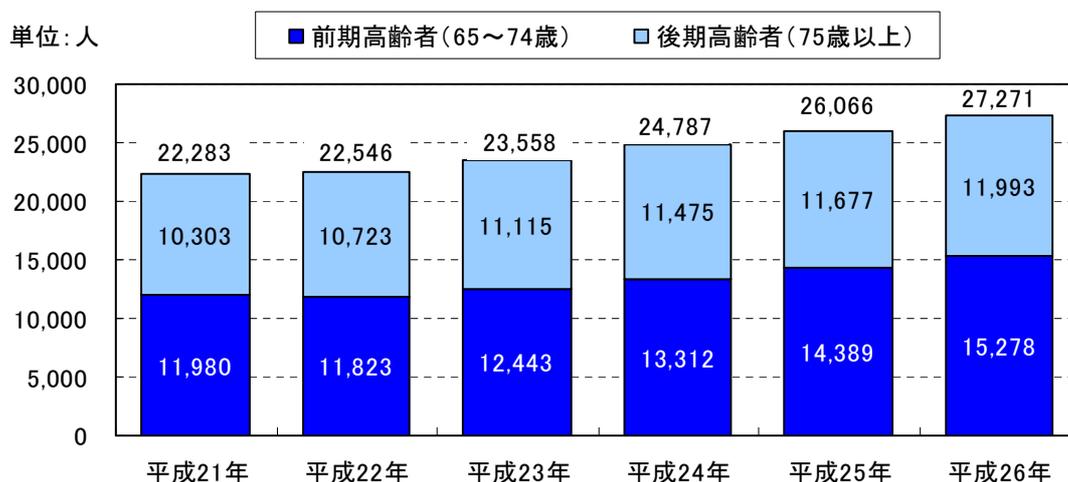
### (3) 高齢者数

#### ①前期高齢者・後期高齢者数

前期高齢者（65～74 歳）及び後期高齢者数（75 歳以上）をみると、前期高齢者は平成 21 年の 11,980 人から、平成 26 年には 15,278 人へ、後期高齢者は 10,303 人から 11,993 人へとそれぞれ増加するものと想定しています。

#### ■高齢者数の見通し

(各年 10 月 1 日)



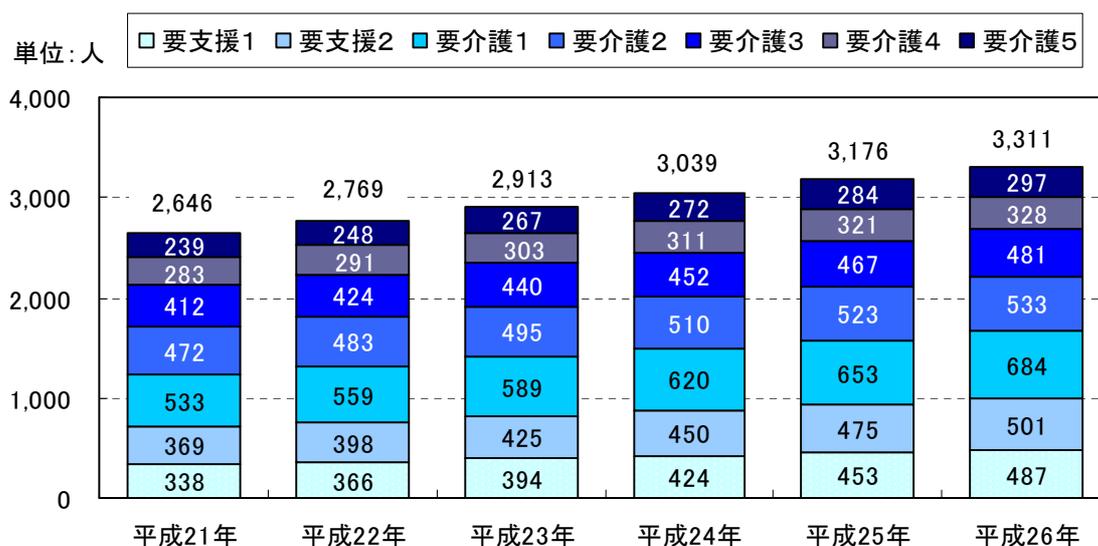
資料: 介護保険課

#### ②要介護認定者数

要介護認定者数は今後も増加し、平成 26 年には 3,311 人に達することが予想されます。特に、要支援者の伸びが大きくなることが予想されます。

#### ■要介護認定者数の見通し

(各年 10 月 1 日)



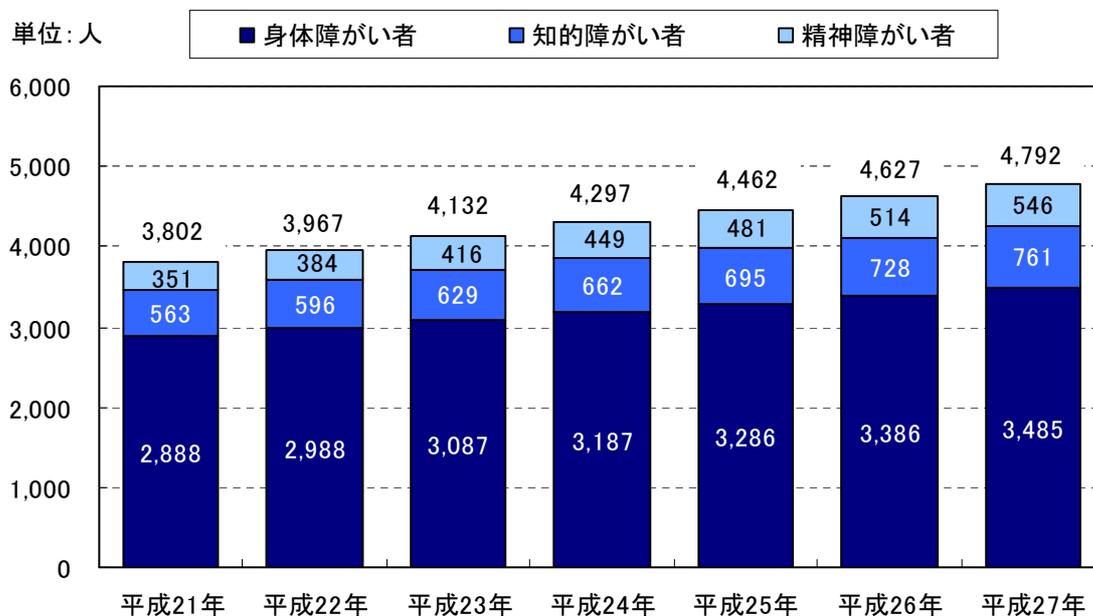
資料: 介護保険課

#### (4) 障がい者数

障がい者数は、平成 21 年の 3,802 人から平成 27 年には 4,792 人に増加するものと想定します。特に、精神障がい者数は、平成 27 年までに 1.56 倍増加することが見込まれます。

##### ■障がい者数の見通し

(各年 3 月 31 日)



資料：障がい者福祉課

## 2. 数値目標

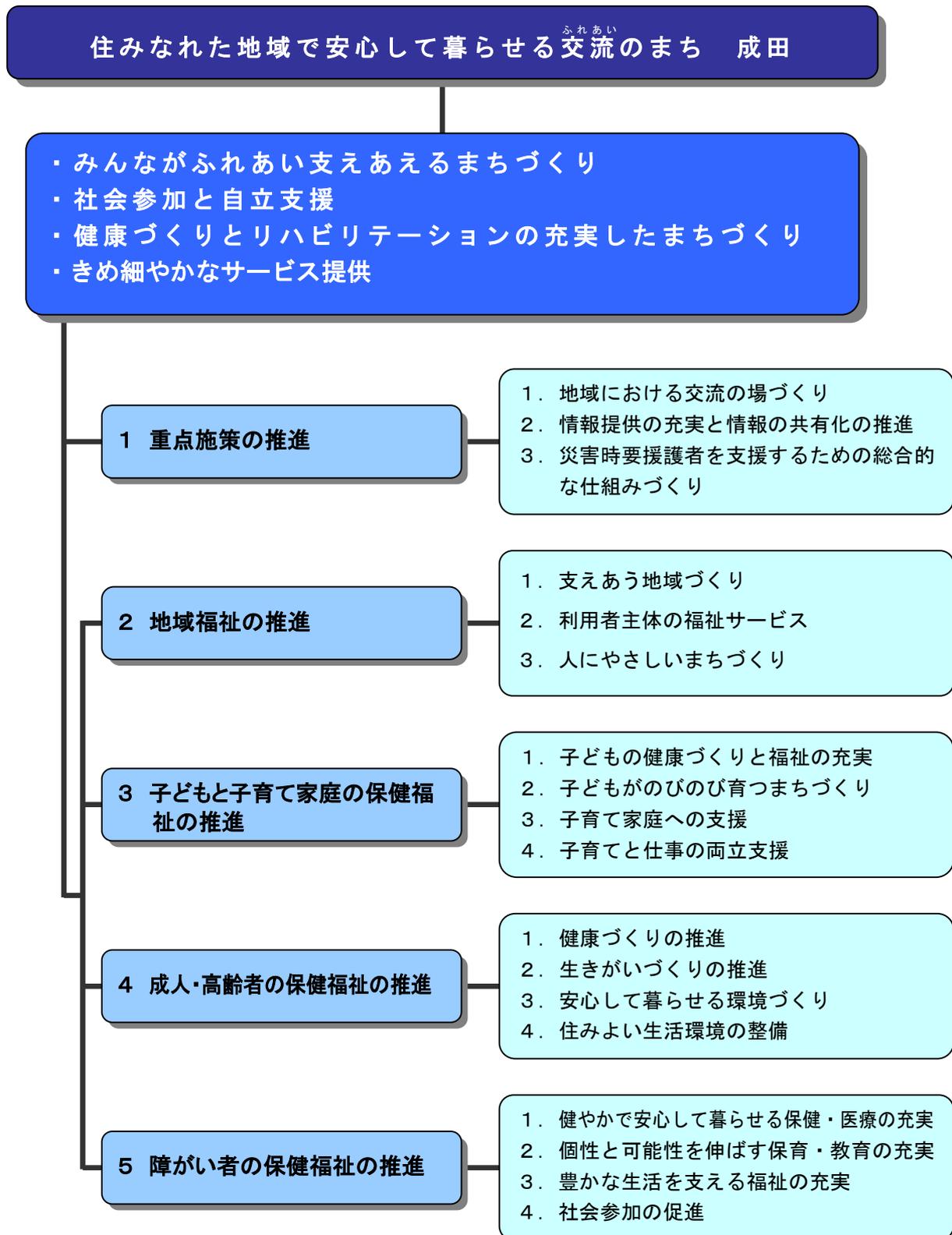
各種計画の数値目標は以下のとおりとなっています。

計画名	事業名	20年度 現況	21年度 目標	
次世代育成支援行動計画 計画期間 平成17～21年度 (平成17年3月策定)	通常保育	20ヶ所	20ヶ所	
	延長保育	19:00まで	13ヶ所	13ヶ所
		20:00まで	5ヶ所	5ヶ所
		21:00まで	3ヶ所	4ヶ所
	休日保育	1ヶ所	2ヶ所	
	病後児保育	1ヶ所	2ヶ所	
	一時保育	7ヶ所	11ヶ所	
	児童ホーム	15ヶ所	19ヶ所	
	地域子育て支援センター	6ヶ所	7ヶ所	
ファミリーサポートセンター	1ヶ所	1ヶ所		

計画名	事業名	20年度 現況	23年度 目標		
第4期介護保険事業計画 計画期間 平成21～23年度 (平成21年3月策定)	地域包括支援センター	1ヶ所	4ヶ所		
	地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護拠点	2ヶ所	4ヶ所	
		認知症対応型通所介護	利用者数	41人	53人
		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	市内整備室数	81室	90室
	デイサービスセンター・デイケアセンター	利用者数	538人	569人	
	ショートステイ	市内整備ベッド数	56床	69床	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者数	221人	269人	
		市内整備ベッド数	290床	362床	
	介護老人保健施設	入所者数	198人	210人	
		市内整備ベッド数	258床	276床	
	介護療養型医療施設	入所者数	63人	53人	
		市内整備ベッド数	60床	60床	
	ケアハウス	市内整備室数	50室	50室	
	特定施設(介護付有料老人ホーム)	市内整備室数	135室	135室	
養護老人ホーム	入所者数	33人	42人		
高齢者生活支援ハウス	入所者数	4人	5人		

計画名	事業名	20年度 現況	23年度 目標	
計画期間 平成21～23年度 (平成21年3月策定) 第2期障がい福祉計画	居宅介護(ホームヘルプサービス)等	利用者数	56人	62人
		利用時間	1,045時間	1,153時間
	児童デイサービス	利用者数	93人	99人
	短期入所(ショートステイ)	利用者数	24人	27人
		利用日数	288日	324日
	生活介護・療養介護		50人	173人
	自立訓練		2人	4人
	就労移行		5人	12人
	就労継続(A・B型)		7人	82人
	共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)		27人	55人
	施設入所支援		21人	90人
	地域活動支援センター		158人	163人
	移動支援		44人	50人
	日中一時支援		28人	34人

## 第4章 施策の体系





### **第 3 部 住みなれた地域で安心して暮らせる福祉社会を築くために**

# 第1章 重点施策の推進

## 1. 地域における交流の場づくり

地域の福祉力を高める前提として、地域住民同士が互いに知り合い、交流できる場・拠点づくりが必要となっています。

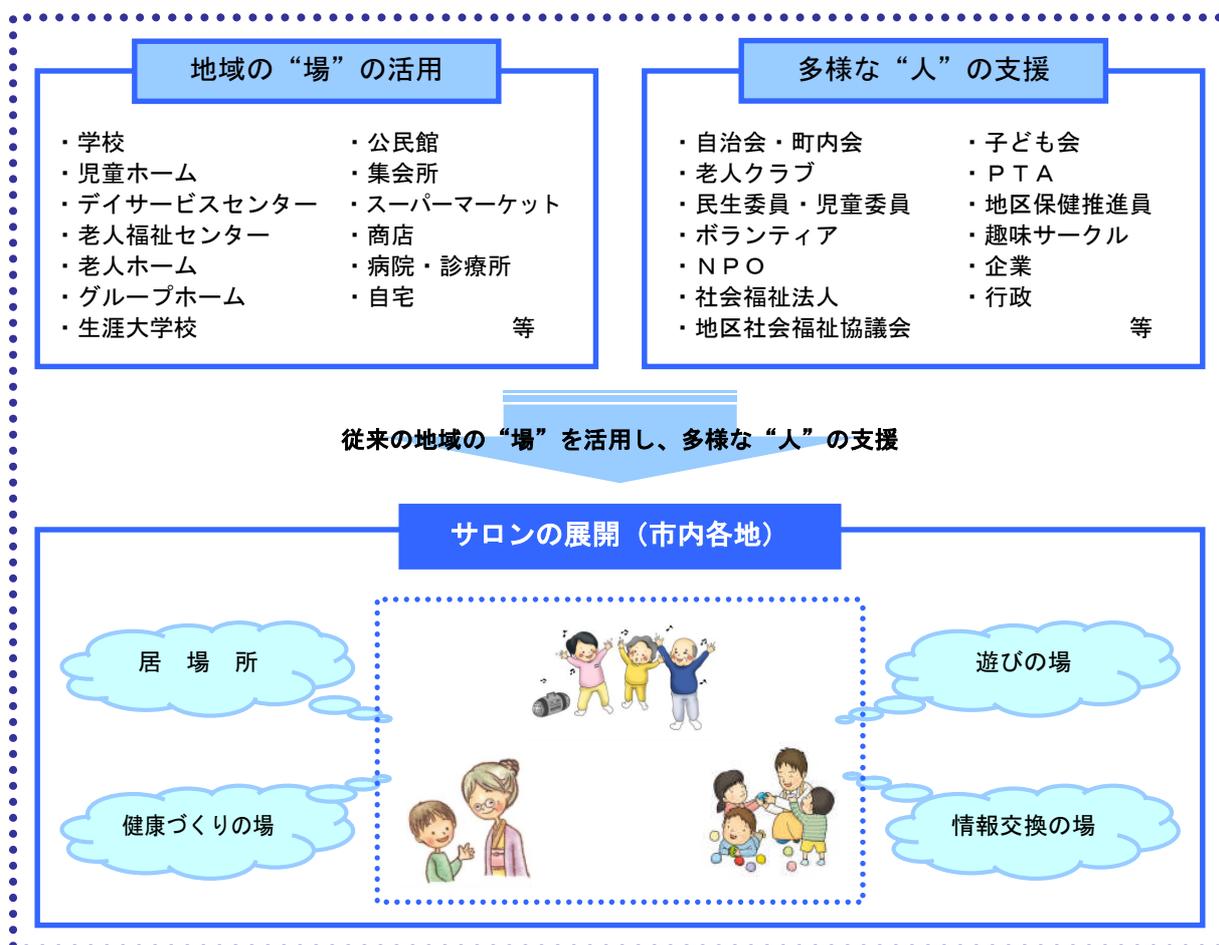
市民懇談会においても、地域において子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず誰もがふれあい、つながりのできる交流の場を求める意見が数多く出されました。

そのため、地域のさまざまな資源を活用して、話し合いや情報交換、憩いの場として誰もが気軽に交流できるサロンづくりを進めます。

サロンづくりについては、新規に設置する場合や、地区社会福祉協議会が開催している「ふれあい・いきいきサロン」や子ども会、老人クラブなどの既存団体や事業を活用するなど、地域にに応じてさまざまな方法が考えられます。

また、広報や市ホームページ等で広く参加を呼びかけるとともに、参加者の口コミや地域の掲示板のような身近な媒体も利用して周知に努めます。

### ■サロンの展開イメージ図



## 2. 情報提供の充実と情報の共有化の推進

核家族化の進展により、祖父母などの育児や生活に関する知恵が伝承されにくいことや、地域のつながりが薄れ、福祉サービス情報などが隣近所の口コミ等で伝わりにくいといった状況がみられています。近年、社会福祉に関するさまざまな制度改革が行われており、特に新制度下の多様なサービス情報を幅広く周知して、いかにサービス利用につなげていくかが重要となっています。

そのため、今後はさまざまな支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、さまざまな媒体を通じて、きめ細やかな情報提供の充実に努めます。

一方、保健・福祉・教育等に関する相談は、ライフステージや立場に応じてさまざまな機関が対応しています。今後は、行政各課がさらに連携を図り、個人情報に留意しながら相談情報の共有化を図り、ライフステージを通じて総合的・一貫的に支援していく仕組みづくりを進めます。また、地域の相談窓口や関係機関・団体等ともさらなる連携を図ります。

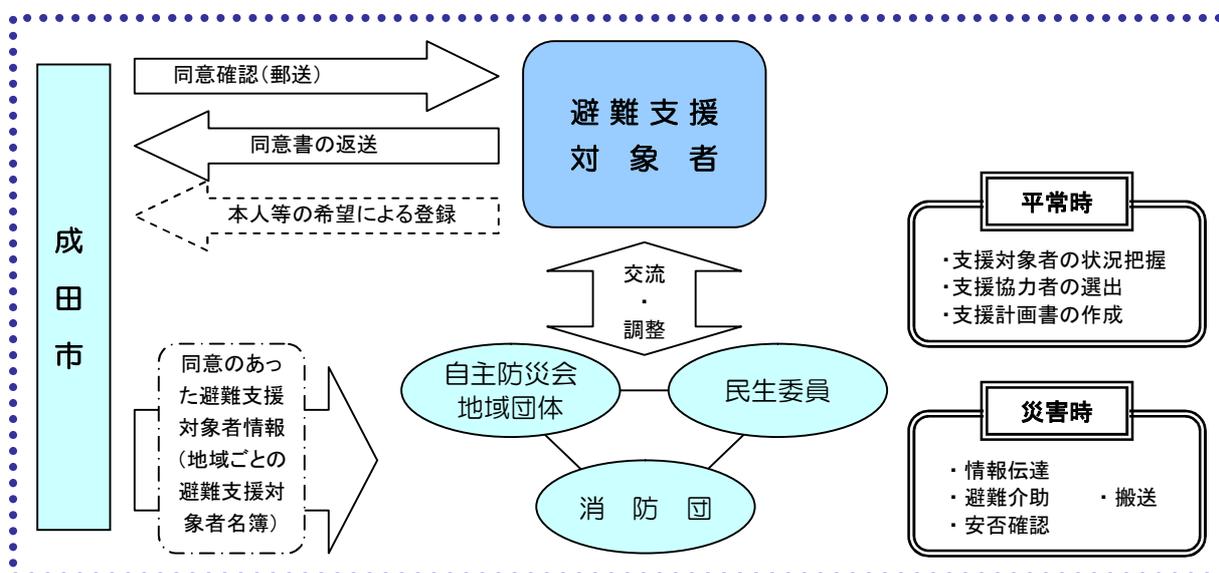
## 3. 災害時要援護者を支援するための総合的な仕組みづくり

地震などの災害発生時において、自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時要援護者の安全確保は、防災対策の中でも極めて重要な課題です。

そのため、本計画の重点施策として、福祉及び防災関係機関と関係団体、地域などが連携して、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう、総合的な支援体制づくりに取り組みます。

具体的には、庁内関係各課の連携を強化するとともに、地域、関係機関、関係団体等とのネットワーク化を図り、個人情報に配慮しつつ要援護者の把握と情報共有方法、避難支援方法などを定めた「災害時要援護者避難支援制度」の普及・定着を図ります。

■災害時要援護者避難支援制度のフロー図



## 第2章 地域福祉の推進

---

### 1. 支えあう地域づくり

#### 【施策の方向】

#### (1) 助けあいのまちづくり

- 身近な地域において、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- みんなで支えあう福祉社会を確立するために、困った時に「助けて」と気軽に言える地域づくりを目指します。
- 地域において、子育て家族や高齢者、障がい者など、悩みや問題を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、登下校時の子どもたちの安全の確保など、地域全体での見守りネットワークを構築します。
- 当事者団体・家族会・ボランティア・NPOなど、市民の自発的意思に基づくさまざまな福祉活動を支援します。

#### (2) 気軽に相談できる仕組みづくり

- 地域の民生委員・児童委員や地区保健推進員などの活動を推進し、気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- 同じ立場の人が相談を受け、アドバイスできるような相談事業を進めます。
- 子どもの保護者や子ども自身、高齢者、障がい者など、だれもが身近な所で気軽に相談できるよう、地域の福祉施設を活用しながら、相談窓口の整備を進めます。

#### (3) 思いやりの心を育む

- 地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動など、支えあいの仕組みづくりの大切さや、地域の福祉に関する情報について広報・啓発に努め、住民の福祉意識の醸成を図ります。
- 関係機関が連携し、福祉教育や福祉に関する体験学習を推進します。

## 【主要事業】

- コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 地域包括支援センターの充実（高齢者福祉課）
- 障がい者相談センター、精神障害者地域生活支援センターの充実（障がい者福祉課）
- 保育園における子育て支援事業の充実（保育課）
- 家庭児童相談室の充実（子育て支援課）
- 民生委員・児童委員、地区保健推進員活動の充実  
(社会福祉課・子育て支援課・健康増進課)
- NPO支援の充実（市民協働課）
- 福祉教育の充実（教育委員会教育指導課）

※平成 21 年4月に組織・機構の大幅な見直しを実施するため、課名は新しい課名で表記しました。

### ■成田市立桜田小学校の取り組み

(昭和 32 年創立、児童数 109 人、学級数 7 学級)

本校は成田市が一番東端に位置し、大栄インターの近く三角屋根の時計台がある学校です。国道 51 号線と佐原多古県道は交通量が多く危険ですが、一步内側に入ると、さつまいも畑やにんじん畑が広がる落ち着いた地域です。本校では「心の美しい たくましい子ども」を学校教育目標に掲げて教育活動をしています。特色ある活動として1年生から6年生までの各学年が特養老人ホームとの交流活動を行っています。その活動では、嚙下体験、ベッドメイキング体験、入浴体験などをはじめ、ミニ運動会などの交流会を通し、学校とは違う子どもの一面を発見できる喜びがあります。お年寄りと接することにより思いやりの心が育ってきています。そのほかに花植え教室、田植え・稲刈りやしめ縄作り教室などを地域の方を講師にお招きして指導してもらっています。今年度も「わかる楽しさを味わえる算数学習をめざして」をテーマに学習することの楽しさや発見することの楽しさを知り学習意欲と学力の向上を目指しています。



特別養護老人ホームでの  
ベッドメイキング体験



しめ縄作り教室

「なりたの教育 平成 20 年度」より

## 2. 利用者主体の福祉サービス

### 【施策の方向】

#### (1) 利用者主体のサービスの実現

- 福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。
- 援助を必要とする人の生活課題を、総合的かつ継続的に把握し、最も効果的なサービス利用の計画を作成するケアマネジメント体制の構築を図ります。
- 判断能力の低下等により、日常生活に必要な金銭管理のできない人や、福祉サービスを選択できない人に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・活用を推進します。
- サービスの選択・評価、苦情解決のために情報公開を進めます。

#### (2) 地域福祉活動の活発化

- 自治会、子ども会、老人クラブなどへの参加を促進し、地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域における福祉活動の担い手の育成や発掘に努めます。
- 地域で暮らす外国人永住者が地域の福祉活動に参加できるような取り組みを進めます。
- 地区社会福祉協議会活動やボランティア活動、ボランティアセンターの運営を支援します。
- 関係機関との連携を図りながら、ボランティアの支援を必要とする人と活動をしたい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。

#### (3) 地域資源の活用

- 地域福祉活動の活性化を図るため、公共施設の多目的利用を積極的に進めます。
- 福祉施設の持つ人的・物的資源を、地域福祉の推進に有効活用するとともに、老朽化した福祉施設については改修を進め、利用者の生活環境の改善を進めます。

### 【主要事業】

- 相談援助事業の充実（福祉部・健康こども部）
- 地域コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 成年後見制度利用支援事業の利用促進（高齢者福祉課・障がい者福祉課）
- 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の充実（社会福祉協議会）
- 福祉施設機能の地域開放の推進（関係各課）
- 福祉サービス基盤の整備（福祉部・健康こども部）
- 福祉情報の電算化・統合化の推進（福祉部・健康こども部・行政管理課）

### 3. 人にやさしいまちづくり

#### 【施策の方向】

##### (1) 福祉のまちづくりの推進

- だれもが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリーを推進します。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知に努めながら、民間建築物等のバリアフリーを促進します。
- 子どもや高齢者、障がい者等が安全に移動できるよう、市街地や住宅地などの歩行者の多い道路を中心として、車道と歩道の分離、歩道の新設、拡幅等の交通安全対策、休憩施設や緑化等の配慮により、快適な歩行空間の整備を推進します。

##### (2) 日常生活行動範囲の拡大

- 高齢者や障がい者の生活圏の拡大を進めるため、移送サービスなどの充実を図ります。
- 車いす利用者や視覚障がい者などを含めたすべての人が、放置自転車や看板、商品などの路上占有によって通行を妨げられないよう、モラルの向上を図り、安全な歩行環境の確保に努めます。

##### (3) 地域における防災・防犯活動の推進

- 地域ぐるみでの防災体制の充実を図るため、自主防災組織の活動、防災器具の設置等を支援するとともに、防災訓練の実施に努めます。
- 高齢者などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実を図ります。

#### 【主要事業】

- 安全で快適な歩道整備（土木課・道路管理課）
- 鉄道駅バリアフリー化推進事業の実施（交通防犯課）
- 新バリアフリー法の啓発（社会福祉課・建築住宅課）
- 千葉県福祉のまちづくり条例の啓発（社会福祉課・建築住宅課）
- 放置自転車・路上放置物等除去への取り組み（交通防犯課・道路管理課）
- 移送サービス事業の充実（社会福祉協議会）
- 自主防災組織の育成（危機管理課）
- 自主防犯パトロール隊の取り組み促進（交通防犯課）
- 悪質商法防止に向けた啓発（商工課）

## 第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進

---

### 1. 子どもの健康づくりと福祉の充実

#### 【施策の方向】

#### (1) 母子保健・医療体制の充実

○少子化や核家族化に伴う育児の不安や負担感の軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊婦、乳幼児に対する各種健康診査の受診率の向上に努めます。また、医療機関等との相互連携・協力のもとに疾病・障がいを早期に発見し、治療につなげるとともに、あわせて保健指導などの充実を図ります。

#### (2) 障がいのある子どもへの支援

○共に生きる社会づくりを推進するため、保健・医療・福祉が連携し、障がいを早期に発見し、適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの訓練や指導など支援体制の充実を図ります。

#### (3) 健康教育の充実

○高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にあることから、生活習慣病に関する学習を強化し、あわせて、年少期の薬物乱用を防止するため、薬物の乱用防止に関する学習を強化します。

#### 【主要事業】

- 健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健診）の充実（健康増進課）
- こんにちは赤ちゃん事業の充実（健康増進課）
- 2歳児歯科健診事業の実施（健康増進課）
- 地区保健推進員活動の充実（健康増進課）
- 簡易マザーズホームの充実（障がい者福祉課）
- 各種健康教室の充実（健康増進課）
- 学校保健の充実（教育委員会教育指導課・学務課）

## 2. 子どもがのびのび育つまちづくり

### 【施策の方向】

#### (1) 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実

- 年齢の違いや障がいの有無等にかかわらず、子どもたちの個性と豊かな可能性を伸ばし、子どもたちが自由に、元気に遊べる環境づくりを推進します。
- 子どもたちが自然や文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、仲間づくりや高齢者とのふれあいを通して多様な体験ができるよう、さまざまな活動の場や機会の提供に努めます。

#### (2) 子どもの人権の尊重

- 児童虐待に向けた意識の啓発や相談活動に努めるとともに、地域や関係機関等と連携し、虐待の予防や早期発見、早期対応を図るネットワークの充実を図ります。
- 子ども自身が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

#### (3) 子育てに配慮したまちづくり

- 子ども連れでも安心・安全に移動できるよう、子どもや子ども連れの親の視点に立った公共施設のバリアフリーや道路交通環境の整備を図ります。

### 【主要事業】

- 子どもの遊び場・公園の整備（子育て支援課・公園緑地課）
- 子ども館、なかよし広場の充実（子育て支援課）
- 子ども110番（23-5110）・家庭児童相談室の充実（子育て支援課）
- 教育相談の充実（教育委員会教育指導課）
- 子どもセンターの充実（教育委員会生涯学習課）
- 放課後子ども教室の充実（教育委員会生涯学習課）
- わくわくひろばの充実（教育委員会生涯学習課）
- ヤングスペースなりたの充実（成田国際文化会館）
- こども体験学習セミナーの充実（公民館）
- 子育て支援事業の充実（子育て支援課）
- 福祉のまちづくりの推進（関係各課）
- 子育て交流ひろば事業の充実（社会福祉協議会）



保健福祉館 ちびっこ広場

### 3. 子育て家庭への支援

#### 【施策の方向】

#### (1) 地域における子育て家庭への支援

- 地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターの拡充や機能の強化を図るとともに、保育園や幼稚園の相談機能の充実や園開放等により、地域における子育て支援を充実します。
- 子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークルやボランティア活動への支援を図ります。

#### (2) 子育ての相談・情報提供体制の充実

- 子育ての不安や悩みなどについて、身近なところで気軽に相談できるよう、家庭児童相談室の機能を充実するとともに、より複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関との連携のもとで、相談支援体制の充実に努めます。
- これから親になる人や子育て中の親が、出産や子育てについての知識を身につけたり、親のあり方について学ぶことができるよう、子育てに関する情報の提供に努めます。

#### (3) 子育て家庭への経済的支援

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の給付や医療費の助成などを行います。

#### 【主要事業】

- 青空ゆめひろば・保育園による子育て支援の充実（保育課）
- ファミリーサポートセンターの充実（社会福祉協議会）
- 子ども110番（23-5110）・家庭児童相談室の充実（子育て支援課）
- 母親学級・育児相談等による相談活動の充実（健康増進課）
- 家庭教育の充実（教育委員会生涯学習課）
- 乳幼児・小学生医療費助成事業の実施（子育て支援課）
- ひとり親家庭に対する医療費等助成事業の実施（子育て支援課）
- 児童生徒の就学援助（教育委員会学務課・教育指導課）
- 児童手当・児童扶養手当の支給（子育て支援課）
- 幼稚園就園の補助（保育課）

## 4. 子育てと仕事の両立支援

### 【施策の方向】

#### （１）多様な保育サービスの充実

- 子育てと仕事の両立ができるよう、保育受入れ枠の拡充を図るとともに、低年齢児保育や延長保育、一時保育など弾力的で多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育サービスが行われるよう、保育士等の資質向上に向けた取り組みを行います。

#### （２）放課後児童の健全育成

- 子どもの豊かな人間性を育み、交流や遊びを通してさまざまな体験が得られるよう児童ホームの充実や指導員の資質向上に取り組むとともに、地域の実情に合わせて児童ホームの整備・拡充に努めます。

#### （３）ワークライフバランスの促進

- 働きながら子育てができるよう、育児休業や部分休業など、仕事と育児の両立支援のための制度の一層の利用促進と普及・啓発を図るなど、就労環境づくりに努めます。
- 男女が共に子育てに参加し、喜びと責任を分かち合えるよう、男性の育児参加の意識を高める取り組みを推進します。

### 【主要事業】

- 低年齢児保育・延長保育の充実（保育課）
- 一時保育の充実（保育課）
- 子どもの遊び場・公園の整備（子育て支援課・公園緑地課）
- 児童ホームの整備・拡充（保育課）
- 育児・介護休業法の普及・啓発（関係各課）
- パパママクラスの充実（健康増進課）
- 預かり保育の充実（保育課）

## 第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進

### 1. 健康づくりの推進

#### 【施策の方向】

#### （1）成人保健の推進

- 市民一人ひとりが健康について関心を持ち、意識を高めていけるよう、効果的な情報提供体制の充実を図るとともに、気軽に健康教育や健康相談が受けられる体制づくりに取り組みます。
- 生活習慣病の予防を目的として、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導の利用促進に努めます。
- 成人の死亡原因として高い割合を占めているがんを早期に発見するため、がん検診の充実に努めます。
- 豊かな食生活を維持するために8020運動を推進し、歯や口腔内の健康に対する知識の普及を行います。

#### （2）積極的な健康づくり

- 健康寿命の延伸を目指し、それぞれのライフステージに応じた健康づくり事業の実施に努めます。
- 健康度の評価を実施し、一人ひとりのニーズにあわせた保健・福祉に関するサービスや情報の提供を行います。
- 生活習慣病や骨粗しょう症を予防するために、食生活や運動習慣に関する正しい知識の普及を進めます。
- こころの病気についての正しい知識を普及するとともに、早期治療に結びつけるために相談事業の充実を図ります。

#### （3）介護予防の推進

- すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、一人ひとりが日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供するなど、介護予防の充実に努めます。
- 要介護状態等となる可能性の高い65歳以上の方（特定高齢者）を対象に、介護予防事業を実施し、生活機能の低下の予防・改善を図ります。

#### 【主要事業】

- 健康づくり意識の普及・啓発（健康増進課）
- がん検診等の健康増進事業の充実（健康増進課）
- 特定健康診査・特定保健指導の充実（保険年金課・健康増進課）

- 健康フロンティアモデル事業の充実（健康増進課）
- 人間ドック助成事業の実施（保険年金課）
- 健康教育・健康相談の充実（健康増進課）
- 8020運動の推進（健康増進課）
- 成人歯科検診事業の充実（健康増進課）
- 機能訓練事業の充実（健康増進課）
- 健康づくり運動「健康ちば21」推進事業の実施  
（健康増進課・教育委員会生涯スポーツ課）
- 地域包括支援センター運営事業の充実（高齢者福祉課）
- 介護予防事業の充実（高齢者福祉課）



健康フロンティアモデル事業（ノルディクウォーキング）



介護予防事業（セラバンドを用いた健康体操）

## 2. 生きがいつくりの推進

### 【施策の方向】

#### (1) 社会参加・生きがいつくりの推進

- 団塊世代の高齢化に伴い、地域には健康で活力があり積極的な元気高齢者が増えることも期待されることから、高齢者の生きがいつくりが地域社会での社会貢献活動につながるよう、より実践的な生涯学習、スポーツ、世代間交流などを支援していきます。
- 老人クラブの活動が、会員相互の親睦を深めあうことや、自らの教養・健康の増進を図るだけでなく、地域における社会的活動を果たせるよう支援します。
- 生涯大学院及び各種学級・講座などの充実を図り、社会参加に意欲ある人材が、学習の成果を生かせる仕組みづくりを推進します。また、各種スポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ・イベントなどの情報提供や指導者の育成を進めます。

#### (2) 就労の促進

- 高齢者がこれまでの知識や能力、経験を生かし、自らの役割を持って暮らし続けるため、雇用機会の増大や相談体制の充実など、就労に関する支援体制づくりに努めます。
- 高齢者就業の拡充を図るため、シルバー人材センターの職域の開拓や地域社会に密着した独自の事業への取り組みなどを進めます。

### 【主要事業】

- 老人クラブ活動の活性化（高齢者福祉課）
- 生涯大学院等高齢者教育事業の充実（教育委員会生涯学習課）
- 高齢者のスポーツ活動の推進（教育委員会生涯スポーツ課）
- 老人福祉センター事業の充実（高齢者福祉課）
- コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 高齢者に配慮した雇用制度導入の促進（商工課）
- シルバー人材センターの充実（高齢者福祉課）



老人クラブ連合会主催の健康づくり事業(ピラティス体操)

### 3. 安心して暮らせる環境づくり

#### 【施策の方向】

#### (1) 相談機能・情報提供の充実

- 身近な地域で高齢者の介護や介護保険サービスの利用に関わる相談・申請が行えるよう、地域包括支援センターの整備と充実を図ります。
- 地域資源を有効活用しながら効果的・効率的なケアマネジメントを確立するため、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- 広報やホームページなどを利用して広く情報発信を行うことで、ねたきりや認知症についての正しい知識の普及に努めます。また、虐待や尊厳の保持に関する啓発に努めるとともに、適切なサービスが選択できるよう情報提供の充実を図ります。

#### (2) 介護サービスの充実

- 介護サービス利用者の選択肢を広げるため、サービス提供事業者の新規参入や業務拡大を働きかけます。
- サービスの質の向上を図り、利用者が安心して介護サービスを選択できるよう、介護相談員の派遣や職員等への研修支援、福祉サービス第三者評価<sup>\*</sup>の普及に努めます。
- 介護サービス従事者の確保と育成を図るとともに、地位の向上を働きかけます。

#### (3) 認知症高齢者への包括的な支援

- 認知症に関する正しい知識を普及し、地域全体で見守り活動や早期発見等の対応を行うなど、認知症になっても住みなれた地域で生活ができるよう、支援体制の充実を図ります。
- かかりつけ医と地域包括支援センターの連携を強化し、認知症の予防や早期発見、早期対応など、適切な対応を行います。
- 判断能力が不十分な人に対応する日常生活自立支援事業や、成年後見制度などの利用促進を図ります。
- 認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援として、認知症に関する知識を習得し、また、家族介護者同士で交流を持つ機会を創出するなど、本人だけでなく、家族に対しての支援も行います。

#### 【主要事業】

- 地域包括支援センターの充実（高齢者福祉課）
- 介護サービスの充実（高齢者福祉課・介護保険課）
- 介護相談員派遣事業の充実（介護保険課）
- 成年後見制度利用支援事業の充実（高齢者福祉課）
- 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の充実（社会福祉協議会）
- 徘徊高齢者位置情報提供事業・SOSネットワーク事業の充実（高齢者福祉課）
- 認知症サポーターの養成（高齢者福祉課）

※福祉サービス第三者評価は、「事業所の特徴やサービスの質」を公正・中立な第三者機関が評価するもので、サービスを選択する際の目安となります。

ご存じですか? **お年寄りを守る** **2市1町**

# SOSネットワーク

認知症などが原因で、お年寄りの徘徊等が増えています。SOSネットワークは、成田市・富里市・栄町の関係機関や民間団体が協力し、いなくなったお年寄りを一刻も早く発見・保護するシステムです。

自宅 → 成田警察署 → 民間団体へ情報伝達 → 駅 → コンビニ → タクシー → ガソリンスタンド

市役所・町役場

地域ぐるみで捜索 発見・保護

**迅速に広い地域へ  
捜索願いが伝わります**

SOSネットワークには、2市1町の警察署・市役所・町役場などの関係機関と、駅・コンビニなど多くの民間団体が参加しています。いなくなったお年寄りの情報は、これらのネットワークからFAXや防災無線を通じて、すばやく広い地域に伝達されます。

**窓口は共通、  
どこに連絡してもOKです**

2市1町の関係機関が共同で行っているサービスですので、成田警察署・市役所・町役場のどちらでも相談いただいても、SOSネットワークを利用することができます。

■成田警察署生活安全課 0476(27)0110 ■成田市高齢者福祉課 0476(20)1537  
 ■富里市高齢者福祉課 0476(93)1111 ■栄町福祉課 0476(95)1111

## 4. 住みよい生活環境の整備

### 【施策の方向】

#### (1) 生活支援の充実

- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、在宅生活を支援し安否確認等を行うため、配食サービスや緊急通報装置の設置などの福祉サービスの充実を図ります。
- 閉じこもり防止のため、地域での交流活動や機能訓練事業の充実を図ります。

#### (2) 福祉のまちづくりの推進

- だれもが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。また、公共施設・公共交通機関については、バリアフリーの整備改善を計画的に進めます。
- 移送サービス等により、外出が困難な高齢者の移動手段の確保に努めます。
- 高齢者や幼児を対象とした交通安全教育を推進するとともに、高齢者などの交通安全対策やドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。

#### (3) 防災・防犯対策の充実

- 広報やその他の媒体を利用し、防災意識の普及・啓発を行います。
- 災害発生時においても高齢者等の安全が確保されるよう、災害時要援護者避難支援制度の普及や自主防災組織の育成など、地域との連携による災害対策の充実を図ります。
- 高齢者などを狙う悪質商法などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、地域や関係団体、関係機関との連携を強化します。

### 【主要事業】

- 高齢者の福祉サービスの充実（高齢者福祉課）
- コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 福祉のまちづくりの推進（関係各課）
- 移送サービスの充実（社会福祉協議会）
- 自主防災組織の育成（危機管理課）
- 緊急通報装置の普及（高齢者福祉課）
- 悪質商法防止に向けた啓発（商工課）



公津の杜2丁目の皆さんによる防災訓練

## 第5章 障がい者の保健福祉の推進

---

### 1. 健やかで安心して暮らせる保健・医療の充実

#### 【施策の方向】

#### (1) 早期発見・早期療育の推進

- 障がいや障がいを伴う疾病が発見された子どもに対し、早期に適切な治療・療育が行えるよう、医療機関などとの連携を強化します。
- 発育についての不安や悩みを気軽に相談でき、継続的な指導・支援が行える体制の充実を図ります。
- 生活習慣病の予防や障がいの早期発見・早期治療ができるよう、各種健康診査、検診等の充実を図るとともに、診査結果に基づく適切な指導を行います。

#### (2) 保健医療体制の充実

- 医療機関・保健所等と連携し、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病疾患など、さまざまな障がい・病気に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- 機能回復・機能低下防止のため、関係機関が連携・協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。

#### 【主要事業】

- 母子保健事業の充実（健康増進課）
- 療育相談の充実（健康増進課・障がい者福祉課）
- 健康診査の充実（健康増進課）
- 訪問指導の充実（健康増進課）
- 言語指導・機能訓練の充実（健康増進課）
- 乳幼児健全発達支援会議の充実（健康増進課）
- 簡易マザーズホームの充実（障がい者福祉課）

## 2. 個性と可能性を伸ばす保育・教育の充実

### 【施策の方向】

#### (1) 障がいのある子どもの保育の充実

- 障がいのある子どもが地域の保育園や幼稚園で保育を受けられるよう、障がい児保育の充実を図るとともに、職員等の資質向上を図るため、支援体制の充実を図ります。
- 園児や保護者が、障がいの理解を深められるよう支援し、地域の中で共に育つ環境づくりを進めます。

#### (2) 学校教育の充実

- 関係機関と連携し、障がいのある子どもへの適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。
- 障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいに応じた教育を受けられるよう、指導体制や設備の充実、教職員の資質向上などを図ります。
- 義務教育修了後に希望した進路を見出せるよう、進路指導の充実を図ります。
- 福祉教育の充実を図り、障がいのある子どもが共に学び・遊ぶ環境を学校から地域へ広げます。

### 【主要事業】

- 障がい児保育の充実（保育課）
- 特別支援教育の充実（教育委員会教育指導課）



簡易マザーズホームの療育場面



### 3. 豊かな生活を支える福祉の充実

#### 【施策の方向】

#### (1) 利用者本位の生活支援体制の整備

- 障がい者が地域で安心して自立した生活を続けていけるよう、身近な相談支援体制の整備を図ります。
- 関係機関が連携し、障がい者一人ひとりのライフステージに応じて、適切で一貫した支援の充実を図ります。
- 判断能力が不十分な人に対応する日常生活自立支援事業や、成年後見制度などの利用促進を図ります。
- 当事者グループや家族会などの自主的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

#### (2) 福祉サービスの充実

- 地域で自立した生活を続けるために、訪問系サービスや日中活動系サービス等の在宅サービスの質的・量的な充実に努めます。
- 障がい者が地域で自立して暮らしていけるよう、グループホームやケアホームなど、自宅でも施設でもない住まいの整備を進めます。
- 障がい者本人の意思を尊重し、地域での暮らしを基本としながら、真に入所が必要な障がい者のための施設の確保に努めます。
- 福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の普及を図ります。

#### 【主要事業】

- 相談支援体制の充実（障がい者福祉課・健康増進課・教育委員会教育指導課）
- 成年後見制度利用支援事業の充実（障がい者福祉課）
- 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の充実（社会福祉協議会）
- 保健福祉館障がい者団体活動室の利用促進（障がい者福祉課）
- 福祉サービスの充実（障がい者福祉課）
- 障がい者自立支援施設の整備・充実（障がい者福祉課）

## 4. 社会参加の促進

### 【施策の方向】

#### (1) 雇用の拡大・就労の促進

- 法定雇用率の達成へ向けて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用や職域等の拡大を働きかけていきます。また、トライアル雇用やジョブコーチ制度等を広く周知し、利用促進に努めます。
- 障がい者の職場定着を図るため、事業主と従業員への支援を行い、共に働きやすい職場環境づくりを進めます。

#### (2) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの振興

- 障がい者の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、障がいのない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努めます。
- 障がい者の健康増進・社会参加を進めるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を図ります。

#### (3) 住みよい居住空間の整備

- だれもが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。また、公共施設・公共交通機関については、バリアフリーの整備改善を推進します。
- 行動が制限される障がい者等の安全が確保されるよう、災害時要援護者避難支援マニュアルの作成や自主防災組織の育成など、地域との連携による災害対策の充実を図ります。

### 【主要事業】

- 障がい者就労の促進（商工課・障がい者福祉課）
- 障がい者自立支援施設の整備・充実（障がい者福祉課）
- 障がい者雇用率制度を柱とした施策の推進（商工課・人事課）
- 生涯学習への支援（教育委員会生涯学習課・生涯スポーツ課・図書館・公民館）
- 障がい者スポーツの振興（障がい者福祉課・教育委員会生涯スポーツ課）
- 福祉のまちづくりの推進（関係各課）
- 自主防災組織の育成（危機管理課）
- 緊急通報装置の普及（障がい者福祉課）



## **第4部 計画の推進に向けて**

# 第1章 市民・行政等の役割分担

地域における生活課題が複合化・多様化・重度化していく中で、今後さらに保健福祉施策を推進していくためには、市民・地域社会・関係団体・事業者・行政等が、お互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から取り組んでいくことが必要です。

## 1. 市民、家庭に期待される役割

市民一人ひとりが健康づくりや福祉に対する認識を新たにし、生涯をいきいきと豊かに送ることができるよう、自らのライフプランを考えることが大切です。

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努め、あわせて趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが望まれています。

また、自らの地域を知り、地域で起きているさまざまな問題の解決策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行い、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

とりわけ高齢者は豊富な経験や技能等を生かし、積極的に地域社会とのつながりを広げ、その持てる能力を還元することが期待されています。

一方、家庭は社会を構成する最小単位であり、親子のふれあいや家族の団らん等を通して、基本的なしつけや社会規範を身につけるところであり、人間形成が行われる最初の場です。しかしながら、近年、核家族化や家庭観の変化等により、家庭機能・環境は大きく変化してきています。

このようなことから、その原点に立ち返り、家族のみんなが楽しく過ごし、お互いに成長していく場として、また、子どもが成長する上での「心の居場所」としての役割が求められています。

## 2. 地域社会に期待される役割

地域社会においては、環境美化、緑化、防災・防犯活動等に地域が一体となって取り組むことが求められています。また、精神的・文化的な豊かさの向上につながる社会参加、世代間交流、地域文化の形成等の機能を担うことも望まれています。

さらには、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化に伴い、地域社会における各家庭の相互扶助の重要性はますます高まるものと見込まれ、市民あるいは家族同士の交際からボランティア活動等をはじめとする社会活動に至るまで、さまざまな連帯意識の醸成を図り、心と心をつなぐ地域社会を形成していくことが求められています。

### 3. 団体等に期待される役割

当事者団体や家族会などは、構成員全体の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を担っています。また、各地区でのきめ細かい地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会が設置されており、地域の実情に応じた活動を行うことが期待されています。

福祉サービスの事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等に当たっては、ボランティア体験やさまざまな人々との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、その機能を地域に開放することにより、地域福祉の拠点となることが期待されています。

NPO法人は、自由な発想のもと、それぞれの得意分野を生かしながら、市民の多様なニーズにきめ細かく、しかも迅速に応えることができ、今後の地域福祉を支える主体の一つとして期待されています。

### 4. 企業に期待される役割

市民が安定した生活を営むためには、企業の健全な発展が不可欠となっています。育児休業制度をはじめとする子育て支援の充実や、中高年齢者・障がい者に働く場の提供を行うことが求められています。

また、新規参入・業務拡大が進む在宅サービス関連企業は、そのサービスの質と倫理観を維持・向上するための自主的な取り組みが求められています。

企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

## 5. 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、広範囲にわたる保健福祉施策を総合的・一体的に推進する責務があります。

そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細やかな施策を推進することが求められています。

また、施策の形成過程も含めて、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民生活に必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた行政運営に努めていくことが求められています。

## 第2章 計画の推進

---

### 1. 計画の推進

本計画は、市民の意見を反映させた計画とするため、「成田市保健福祉審議会」において討議を進めてきました。計画を実施していくにあたっては、進行管理を含めた推進体制を整える必要があります。このため、本市では年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、「成田市保健福祉審議会」に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を図ります。

市内においては、今後、本計画の実現に向けて、子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じてきめ細やかな保健福祉サービスを総合的・一体的に提供できるよう、市内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ります。

### 2. 行財政の効率的運用

本計画の期間は平成 21 年度から平成 26 年度までの6ヶ年ですが、市民ニーズの変化や人口の変動、景気の低迷による財政事情の悪化など、社会経済情勢の変化が予想されます。

そのため、今後多様化、複雑化する福祉ニーズに的確に対応していくため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、介護保険制度や障害者自立支援制度、医療保険、各種年金等の社会保障制度の見直しなど、国の動向を見極めながら計画を着実に推進していくとともに、財源措置について国や県の補助制度の改善を働きかけていくものとします。



# 資料編

## 1. 団体アンケート調査の結果

### (1) 調査の概要について

本計画を策定するにあたって、保健福祉分野に関連する機関・団体等を対象に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、保健福祉施策についてのアンケート調査を実施した。

#### ■ 調査票配布数と回収数

	配布数	回収数	回収率
高齢者関係機関・団体	13	10	76.9%
障がい者機関・団体	21	11	52.4%
児童関係機関・団体	11	3	27.3%
医療関係機関	3	2	66.7%
地域関係機関・団体	39	17	43.6%
合計	87	43	49.4%

### (2) 意見の概要について

#### ① 地域福祉の推進について

内 容
○人権意識向上への啓発 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障がいによる差別禁止)を広めてほしい
○福祉教育・福祉体験の充実 保・幼・小・中・高等学校での福祉教育、老人体験等の福祉体験授業の展開(介護キャラバン隊) 土・日学校を開放しての市民講座の展開 「高齢者疑似体験学習」や「福祉施設体験学習」等、既存の福祉体験教育のフォローアップ、充実が必要 地区内の中学校生徒へ福祉教育充実に協力、推進したい インターシップの積極的な受け入れ 小中学校の体験学習の積極的な受け入れ、交流会の積極的な実施 学校教育の中で障がい児、高齢者とのボランティア活動を取り入れてほしい
○地域福祉の担い手の育成 潜在介護福祉士の職場復帰講座の実施 農村地帯での研修会、勉強会、講演会などへの参加促進、奨励が必要 障がい児(者)の継続的指導、支援のため福祉関係専門職の増員、養成を希望(言語聴覚士など)
○地域交流・世代間交流の促進 既存の「いきいきサロン」を、高齢者だけではなく「ふれあいサロン」として地域交流・世代間交流の場に発展してほしい(活動主体は地域住民であることが望ましい) 老若男女を問わない地域行事への参加を促進する 地区青少年健全育成協議会と共催して世代間交流を推進、地区社会福祉協議会として充実する 「お知り合いにNARITAい〜」助成(福祉施設が地域住民と交流、福祉理解のために交流行事を催した場合に助成してほしい)
○地域ぐるみの福祉ネットワークの充実 各専門分野との情報の共有、それが可能なネットワークの構築が必要
○ボランティア・NPO活動への支援 ボランティア活動を自分の老後に役立たせるようなやりがいのある方法はないか ボランティアとの協働による施設運営、ボランティア活動の積極的な受け入れが必要 NPO担当課は市民支援課であるという広報活動の充実をしてほしい 地域ボランティアの量的確保を希望する 学生、青年、社会人、シルバー世代など多様な年齢対象の講座でボランティアの質的向上を図る 中高生ボランティアを子育て支援団体でも受け入れる

○自治会・老人クラブ等への参加促進
老人クラブの参加団体、状況の把握が必要ではないか(各人の都合で参加、役職就任への拒否への言及)
老人クラブの活発な活動に期待、クラブへの参加促進に取り組みたい
実施状況の開示、行政と代表による年間企画などの作成が必要ではないか→入会の意義周知
老人クラブ入会への行政による支援が必要
○利用者主体のサービスの実現
共同利用施設等を福祉活動での利用の際は、無料にしてはどうか
「利用者主体」の浸透の意識づけ、理解の共有・推進が必要
行政機関(保健福祉館、急病診療所など)を拠点とする健診事業以外の在宅訪問歯科診療事業・休日救急歯科診療事業などへの参画に併せた、歯科コミュニティーセンター(口腔ケアセンター)・市内診療所にての事業広報・意見の汲み上げなどの支援
公共施設の一律月曜休館を見直してほしい
空き施設の有効利用の検討(利用料の徴収や指定管理者制も視野)
交通の利便性を考慮したサービスの提供をしてほしい
○社会福祉協議会への活動支援
地区社会福祉協議会の活動を充実してほしい(一般住民のボランティア参加を呼びかけるなど)
○福祉施設等の地域資源の活用
夜間や休日の使用に対応している
地区社会福祉協議会や市民活動団体の事務所、活動拠点として学校の余裕教室の活用
放課後の空き教室を開放し、地区社会福祉協議会・老人クラブ連携の「いきいきサロン」を実施
○バリアフリー化の推進
歯科診療所におけるバリアフリーの推進に併せた、移送サービス等の利用による高齢者や要支援者・要介護者の診療受け入れ態勢の推進
○移送サービスの充実
好評につき移送サービスをますます充実させたい
ドライバー研修の実施、定年後の男性を対象にした福祉車輛運転・ボランティア講習の実施、育成を希望する
車の台数ドライバー不足、65歳定年の年齢引き上げ、往復利用・片道利用での料金金額の変更を検討してほしい
○地域防災・防犯体制の充実
災害時の要支援者に対して、行政など関係各位がネットワークを組み支援システムの構築が必要
市として組織を設計、訓練・指導による体制づくりが必要
防災訓練などを通じた防災意識の向上に加え、有事に際しての救援・救済体制の確立と、歯科としてできる食に対しての支援体制の確立
○地域における相談支援体制の充実
「心配ごと相談」のような場の拡充が必要ではないか
相談機関の広報などによる周知の徹底を希望(老人にも見てもらえるような広報誌の工夫)
地域自立支援協議会の活用、個々のケースを明白化し、みんなで考える体制づくりを希望
小学校区に1つ程度、何でも相談できるような機関があればよい
その他
各行政機関と協力して取り組みたい
市として活動実態を把握し、実際に活動に参加して問題点の改善を希望
地域特性を勘案した福祉推進が必要
ニュータウン地区は目的を明確にし、行動方法を具体的に示す
成田地区は小規模で地域に密着した施設づくり、生きがいづくり型のサービス提供、初老期の住民をボランティアとして育成、格安で活用する
障がい者、若年の方が通える施設の増設を希望
デイサービスに関して、市主催の研修会があると望ましい(問題点は地域によって異なるため)、同じ地域でデイサービスに携わる者として話し合いがしたい
社会福祉協議会取扱いの貸付金制度の周知・対応を希望

## ②子どもと子育て家庭の保健福祉の推進について

内 容
○母子保健・医療体制の充実(健康診査等)
就学前までの親子での毎年の歯科健診実施、障がいの程度にあわせた治療受診体制の推進
各年代に応じた一生涯を通しての口腔の健康と全身の健康に対する知識・情報伝達の場の確保、プログラムの確立
○障がいのある子どもへの支援

障がい児支援の拠点として、子育て支援、障がい児保育、保育施設のアドバイザーとしての機能が必要
○子どもの豊かな遊びと体験機会の充実
子どもの豊かな遊びと体験機会の充実に協力したい
老人と子どもによる「昔の遊び」「茶話会」の実施
「赤ちゃんとあそぼう」という体験学習の継続的な実施
○子どもの人権の尊重・児童虐待の防止
母親(父親)教室、3・6ヶ月検診の際に「子どもの権利条約」について学ぶ機会を設ける
○子どもを健やかに育む地域活動の推進
PTA、地区社会福祉協議会の「コスモス会」の設立、地域住民によるパトロール隊の実施
独居老人と保育園児による「クリスマス会」の実施
子どもが自然に老人、障がい者と触れ合える場の創設が必要、縦割り・横割りが明確すぎる
○子育てに配慮したまちづくり
「産んで育てよう」と思える成田にしてほしい
3歳までの医療費無料、三人目からの税金面での優遇、二人目からの出産費の無料もしくは補助
○ボランティア活動・子育てサークルへの支援
子育て支援を主事業にしているNPO団体への税金優遇策、市民税1%を市民活動に充当するシステムの導入
ボランティアによる子育てサークルの活動を充実したい(母子・父子家庭の児童のサポートなど)
○多様な保育サービスの充実
子育て中の親が一時的な休息に利用できる「一時保育制度」の創設を希望
多様な保育サービスを将来的に取り組んでいく
家庭保育制度の周知、病児・病後児保育、学童制度の拡充が必要
○放課後児童の健全育成
市内の未活用建物を児童の地域活動に使用してはどうか(ミニ美術館など)
ファミリーサポートセンターの開所時間の繰上げを検討してほしい
○子育てがしやすい就労環境づくり
空港関連勤務者支援のため、三里塚地区に早朝・深夜対応の保育所の設置の提案
子育てがしやすい就労環境づくりに将来的に取り組む(認定こども園か保育所設置を検討中)
男性の育児休業、短縮労働などの推進
○地域における子育て家庭への支援
地域における子育て家庭への支援に協力したい
○その他
次世代健全育成を業務の優先度と勘案してどのように対処すべきか検討している
各行政機関と協力して取り組みたい

### ③成人・高齢者の保健福祉の推進について

内 容
○成人保健の推進(健康診査等)
学校保健以後、年に一度の歯科健診の実現、口腔機能向上支援事業の拡大(介護予防、閉じこもり防止などに寄与)
○積極的な健康づくり
各人の意欲保持のための継続的な啓発を希望
○就労の促進
ホームヘルパーの養成、介護福祉士・社会福祉士の資格取得支援、医療・福祉事務員の養成
在職者のための就労継続支援(スキルアップ研修)
成田市認定資格の取得を進める
シルバー人材センター会員の就業、生きがいづくり促進を希望
航空関連会社による特例子会社の設立の提案
60歳定年以降の方向づけにヘルパー講習を実施、人材の確保を希望
○社会参加・生きがいづくりの推進
ボランティア養成事業、地域への講師派遣
福祉教育の支援活動、夜間や休日の教室・設備の開放
夜間や休日のセミナー・イベントの実施
交流、レクリエーションの実施・推進が必要
高齢者の生きがいとして各地にグランドゴルフの設置を希望
多様な主催教室を開催、参加しやすく生きがいを見つけてもらう
○相談機能・情報提供の充実

死後の不安、生前の心の問題への対応
○介護サービス・福祉サービスの充実
孤独死防止に対する市民への啓発活動が必要
介護認定にかかる時間の短縮化はできないか
介護サービスについては、住みなれた地域で生活を続けられるようにサポートしている
介護サービス・配食サービスで独居の高齢者・認知症の方の状況、安否確認を実施、緊急時には行政・ケアマネジャーとの連携も図っている
各人にあった在宅サービスを支援したい、そのための施設サービスの量・質の充実が必要
日常生活自立支援事業における生活支援員の補充、介護予防教室の指導員・開催場所の確保を希望
50代、60代を対象にした認知症予防教室も必要ではないか
ケアホーム入居者の週末余暇の充実が課題→外出機会創出のため移動支援事業を立ち上げたい
○認知症高齢者への支援
在宅で認知症高齢者を介護する家族に、医療・行政・介護従事者として適切な助言を行える体制づくりに取り組みたい
○バリアフリーの推進
歩道の新設、拡幅などの検討を希望(子ども、高齢者にとって危険な歩道が見受けられる)
○移動手段の確保
将来的に装備していきたい(スタッフの充実に伴って)
社会参加教室への交通手段がないので、コミュニティバスなどの導入を検討してほしい
○防災・災害対策の充実
避難支援対象者名簿の支援協力者への連絡ネットワーク構築の早期対応を求める
避難支援対象者、支援者の趣旨徹底が望ましい
○その他
各行政機関と協力して取り組みたい
シルバー世代を含めた3世代交流事業を共催・協働で実施したい

#### ④障がい者の保健福祉の推進について

内 容
○早期発見・早期療育の推進
精神科と他科の医療機関が連携し、情報の共有というような医療体制の構築を希望
「自閉症」に関して、時間をかけて見守っていく姿勢も必要ではないか(母親が追い込まれるケースがある)
○保健指導・リハビリテーションの充実
精神障がい者への退院促進に対する行政的支援を期待
障がい者の食に対する問題に対して、歯科の立場での支援、障がいの程度にあわせた治療受診体制の推進が必要
○障がい児保育・教育の充実
障がいのある児童の「普通学級」受け入れの柔軟化を希望(親に付き添いを求めるケースも多いが、学校が一義的にみるべき)
教育委員会に言語指導の教諭を配置、各校に訪問指導してほしい
○福祉教育の充実、啓発活動の推進
介護キャラバン隊のような啓蒙活動、接客業者へのユニバーサルサービスの推進
軽度障がい者への福祉教育の実施
中学校から教師、生徒、父母に対する精神疾患、精神障がいに関する啓発の推進が必要
福祉教育の充実に取り組んでほしい(創意工夫)
教育委員会と連携の上、学校での精神障がいに関する授業に関わりたい
○地域移行への支援
グループホーム・ケアホーム利用希望把握のための調査が必要(その上で賃借住宅の交渉、世話人などの助成)
不二学園の卒園生も成田市民としての受け入れを希望
○障がい福祉サービスの充実
精神障がいヘルパーの派遣を実施(ボランティアヘルパー向けに障がいのある方との関わりについて講演を実施してほしい)
障がい者への料理教室を実施する
精神障がい者に対するデイケアだけでなく、ナイトケアの拡充も地域主導で行うのが望ましい
発達障がいに関して、幼児から成人まで一貫して相談できるような発達障がい児・者支援センターの開設を希望
小学校統廃合の際、校舎を通所施設・小地域福祉の拠点として活用したい
○雇用の拡大、就労支援

障がい者の就労支援システムづくり
精神障がい者の就労に対する啓蒙活動が必要
市内福祉施設が障がい者雇用に取り組む姿勢を見せることが重要(のぞみ園)
公園清掃などの業務を障がい者の雇用拡大、工賃アップの目的で受託したい
施設での生産物販路の支援を希望
○生涯学習・障がい者スポーツの推進
精神障がい者ソフトバレー大会の際の市の体育館利用料を無料にしてほしい
運動不足になりがちな障がい児・者が利用できる温水プールを設置してほしい(ごみ焼却場の熱利用など)
○防災・災害対策の充実
福祉施設を高齢者、障がい者向けの避難所として活用を提案
障がい児・者の避難場所として、市内の障がい者施設を避難所指定してほしい(障がい児・者の特性から)
○その他
各行政機関と協力して取り組みたい
地域特性を勘案した福祉推進が必要
ニュータウン地区は目的を明確にし、行動方法を具体的に示す
成田地区は小規模で地域に密着した施設づくり、生きがいづくり型のサービス提供、初老期の住民をボランティアとして育成、格安で活用する

### ⑤行政に対する意見等について

内 容
○成田市に足りない保健福祉施策
就労訓練前の、人間関係に親しみ共同作業に慣れる緩やかな活動の場の設置が必要(精神障がい者にとっては即就労が困難なため)
利用者の実情に沿ったジョブコーチの育成が必要(週20時間の緩やかな就労希望者にはハードルが高く、数も圧倒的に不足)
ノーマライゼーション実現のためヘルパーの増加、「見守り」制度の設計が必要
生活サポート、精神保健福祉士などの専門職員の配置
市営住宅への優先的な入居
グループホーム増設のための運営側への資金援助
ショートステイやレスパイト施設を市内に確保
アパート入居時の保証人制度
市の施設などでの障がい者の就労場所の提供
グループホーム改修費の補助
相談した際の課のたらい回しを防ぐため、現行の窓口を総合相談窓口にしてほしい
通所リハビリ施設、訪問看護の充実
地域住民への介護の仕事への呼びかけ
医療福祉全般
親の高齢化に伴う親の生活の場の対策
ケアホーム、グループホーム整備時の助成
○成田市が今後重点的に進めるべき保健福祉施策
市民講座による福祉教育の充実、福祉啓蒙活動の推進
「介護難民」をなくすことや、介護負担に苦勞している家族への支援
市立保育所の指定管理受け入れの提案
健常児へのサポートとして、職員のスキルアップやベテラン保育士の養成
ボランティアの育成
保育園、学童保育、高齢者団体等との交流
地域福祉に参加しやすい施策の提供
福祉に対する意識づけを行う教育
○地域と関係機関・団体、行政などがさらに連携していくあり方
各分野、施設関係者との現場における課題・問題点の洗い出し、情報不足の解消が必要
児童・障がい者・高齢者といった対象の複合的な問題に対しての体制の確保が必要
高齢者の増加に対する介護者の減少が問題
外国人の導入は止めてほしい、今の資格保有者へのアピールの方が必要
地域にあったサービスの提供
関係各所が一同に介し、障がい者を取り巻く状況の理解とネットワークの強化
○要望

保健福祉館の施設拡充を検討してほしい(高齢者の増加に伴う、高齢者参加イベントでの収納能力の限界への懸念)
障がい者のリハビリ施設、メタボリック防止のための運動施設の付設を希望
敬老会を実施している国際文化会館の施設拡充
敬老会の内容の検討
グランドゴルフ場の設置
公津地区の道路整備
現行施策の拡充
介護支援の対策にならない軽作業の支援
定年退職後の人材活用による、高齢者家族や独居者の要望への支援 (買い物、掃除など作業は点数制、チケットによる時間料金制、年間交付、市の一部費用負担等の提案)
福祉の当事者、保護者、地域住民に対する啓蒙・教育活動の推進、研究者との情報交換・研修会の実施
縦割り行政の弊害の改善
グループホームなどの入所施設に代わる、障がい者たちが住む場所の確保
全体として現場のレベルでは当事者、保護者、施設運営者、行政ともども、人権意識や福祉サービス等は依然として相当遅れている。福祉理念の構築、内容の点検、法の柔軟な運用が必要
寝たきり老人向けに、時間帯別相談窓口電話番号札の導入
地域レベル(中学校単位)での地域包括支援センターの設置
歯科衛生士のマンパワー不足を懸念、母子保健・老人保健・急病診事業から学校保健事業に関わるため、その峻別・雇用推進を希望
医療機関や福祉施設の地域間格差を埋める移動手段の確保や、容易に通院・帰宅ができるシステム
結婚しない方を対象にしたイベントなどの開催や、新婚2年未満の世帯への家賃助成
保健福祉館大栄分館の手続き窓口変更の周知徹底
市民活動支援センターの早急な開設
NPOなどの情報を載せたHPや広報紙の作成(子育て支援への掲載や、母子手帳と共に配布するなど)
障がい者のグループホームやケアホームの増設、重度の障がい者対象の小規模入所施設の設置
のぞみ園の近くにコミュニティバスの停留所をつくってほしい

## 2. 市民懇談会の結果

### (1) 市民懇談会の実施目的

今回の市民懇談会は、成田市総合保健福祉計画策定の取り組みのひとつとして、ワークショップ形式で実施しました。市民懇談会の目的は、地域にある資源や課題を洗い出し、地域の状況を再確認するとともに、さらに、そこから住みやすい地域にしていくためにはどのような取り組みが必要になるのか、地域の将来像も含めて5つのグループに分かれて話し合い、共通の情報や目標を共有する場とするものです。

### (2) 市民懇談会の全体プログラム

	開催日時	会場	内容
第1回	8月23日(土) 13:00~15:00	保健福祉館	地域福祉って何!? 私たちの身の回りのいいとこ・わるいとこについて意見を出し合いましょう! 地域福祉計画の基本的なことを学びます。そして、地域の課題について洗い出していきます。
第2回	9月21日(日) 13:00~15:00	保健福祉館	地域の課題等について、私たちのできることにについて話し合いましょう! 前回で出た課題の中で特に取り組んでいかなければならないこと・取り組んでいきたいことなどについて整理し、解決策を考えていきます。 自分たちができること・行政に取り組んでほしいことなど自助、互助・共助、公助に分類し、まとめていきます。
第3回	10月11日(土) 13:00~15:00	保健福祉館	これまでの成果を発表しましょう! 「これだけは優先的に取り組んでいく!」という解決策を話し合ってください、みんなで共有します。 最後に、全3回の市民懇談会で話し合った内容についてみんなで発表し合います。

### (3) 各グループ発表（第3回市民懇談会）

#### ①A班の発表

##### ●まちの目指すべき姿

おもいやりの心で安心してらせる町

##### ●発表内容（阿部さん）

A班としては、いろいろと皆さんと話し合った結果、自分たちでできることと、どうしても行政がタッチしないとできないのではないかとということに分けて話し合った。

その中で一番大事なことは、世代間とか地域とか、交流の場をはっきり確立して集まれるようにしたらいいのではないかとということである。

1つの例として、成田市は5つの地域に分かれて「いきいきサロン」があるが、そのサロンには、65歳以上の高齢者が主体で、元気で歩いて行かれる人だけが参加している。今、社会福祉協議会のいろいろなセクションの団体の方たちが応援に来ているが、そこに世代間で交流できるよう、子どもたちやお年寄り、働き盛りの人も集まって何かできるような、「いきいきサロン」ではなくて「ふれあいサロン」というようなものを組織して、皆さんに協力して集まってもらい、1つの地域活動の場としたらどうか。それにより、いろいろなわだかまりなどがなくなってくるのではないだろうかという話し合いをした。

行政に対しては、あれもこれもやってほしいという要望もあるが、それを整理すれば、自分たちがまず行動して済むもの、行政の立ち会いが必要なものという仕上げをした。その中で皆さんからは、在宅ケアに励んでいる家族を支援してほしいという要望が一番強く出た。これは、介護保険に該当しないような方や、自宅で療養している人たちを介護保険ではなく、他の面から行政として支援できないか、そういう支援策を考えてほしいという意見を取りまとめた。

いろいろな意見はあったが、その中で全部を統一すると、「思いやり」に行き着いた。世代間、地域間、家族、行政と住民、すべて「思いやり」という気持ちがなければうまくいかないだろう。だから、これから行政としては、このようなニーズ、いろいろな幅広いニーズをどうやって汲み上げるか、その方策を考えていただくと同時に、「思いやり」を持った行政のサービスを考えてほしいという結論になった。



#### ②B班の発表

##### ●まちの目指すべき姿

みんなにやさしい成田になりたい ～子ども会と老人会の活性化～

## ●発表内容（石井さん）

私たちのグループは終始、人づくりや心の問題についてが話し合いのベースになった。A班からお話があったように、やはり「思いやり」であるとか、当たり前のことを当たり前にするということが、どんなシステム・制度よりも最も大事なのではないかという考え方が、ずっと底辺にあっての話し合いになった。



その中で、例えば駅前の整備、子どもたちの登下校の見守り、街並みの整備等、いろいろな切り口からの話し合いがあったが、ほかの班の資料を読ませていただき、あえて私たちの班では、人づくりの部分を「子ども会」という切り口で考えてみた。

まずはキャッチコピーだが、「みんなにやさしい成田になりたい」とした。少しダジャレっぽく入れて、サブタイトルを「子ども会と老人会の活性化」とした。見てお分かりになると思うが、「子どもと老人」なので中間が抜けている、大事なところを飛ばしているのではないかとのご指摘があるかもしれないが、当然、子ども会をやるならば、その親御さんも巻き込んでくる。高齢者のことをやるならば、当然、そのご家族を巻き込んでくるということで、あえて中間層をダイレクトに絞るのではなくて、行政の方に言わせれば、次世代育成を子ども会という切り口から入っていく。それから、今後の高齢化対策を老人会という切り口から入ってはどうかということ、わざと初めと後ろの部分にターゲットを絞ってアプローチをするというご提案をさせていただいている。

子ども会だが、「子どもたちが少なくて、なかなか組織化がうまくいかないんだよ」とか「親御さんが、ケガでもしたら心配だからと言って家から出さなくなっているんだよ」ということがあるが、あえて、少子化というところを逆手に取って、中身の濃い、いろいろな活動ができるような子ども会を、プラスに考えてみたらどうだろうと思っている。

当然そこには、おじいちゃん、おばあちゃんたちによる昔の遊びの伝承ということで、世代間のつながりが出てくる。若いお父さん、お母さんは、そういう地域に出てきて子ども会活動をやるのがちょっと苦手ということで、子ども会の運営スタッフをやる人がなかなかいない。ならば、地域のお年寄りが「自分たちでよかったら子どもたちと一緒にやるよ」ということもある。

私は施設職員で、ボランティアに来ていただくことは当然と考えてきたが、子どもたちの扱いに慣れている保育士が我々にはたくさんいるので、その我々が地域の子ども会のスタッフとしてボランティアに参加するというのも1つの考えであろうかと思う。

聞くとところによると、「移動手段として大変重宝だった市のバスがなくなってしまって」というお話だが、例えば市内にある通所施設などは、土曜・日曜は車がそっくり空いている。とてももったいないので、そういう車を使ってもお手伝いができるのではないかと考えている。

最後に、これは私見になるが、皆さんご承知のように平成18年10月から障害者自立支援法が施行された。この中では相談を受けることがすごく大事だということで、成田市地域自立支援協議会が立ち上がっているが、その会を逆にこういう部分の活性化のためにうまく取り込んで、システム化してはどうか。富里市さんや八街市さん、浦安市さんがやら

れているようなことではなく、成田モデルみたいなのができてくると、すごく成田の福祉の幅が広がって、深さが増していいなということ、3回を通して勉強させていただいた。

### ③C班の発表

#### ●まちの目指すべき姿

福祉を行政だけに頼らず、地域住民全員で実行するまち

#### ●発表内容（澤田さん）

今回で第3回目になるが、C班の意見を集約して、回を追って話をさせていただく。

まず第1回目は、私たちが住んでいるこの成田市で何が問題かという話がなされた。私はお年寄りの福祉をやっている人間なので、当然、議論はお年寄りを中心に展開するであろうと見越していたが、私たちのC班は多種多才、非常に人材が豊富で、問題は環境からはじまり、子どもさんの教育の問題、お年寄りの問題、障がいの方の問題、自然環境の問題といったように、幅広いフィールドで非常に問題があるという意見が出た。



特に私自身、ジェネレーションの話が一番ショックを受けたというか、これだけやはり多くの分野から参加していると、いろいろな角度の見方によって多くの問題が出るのだなというのが実感であった。特に印象的だったのが、山口地区のYさんのご意見だったのだが、都市部と農村部によって、もしくは地域によって問題の視点というものが全く違うということであった。ある地域では問題であっても、別の地域では問題でないと。そういう地域間の問題の格差、意識の格差というのも非常に第1回目の会議では勉強させていただいた。第2回目の話し合いでは、実際にそういった問題を「自助・互助・共助・公助」に移していこうということになり、大きく分けるとほぼ3つの問題に集約されて出てきた。

まず第1が、お年寄り、高齢者、子どもさん、そういう世代間をすべて包含した、交流を深めるような場所の確保や施設の確保等、そういったものが現在ないのではないかということ。そういう世代間交流を活性化させるための、何らかの自助・互助・共助・公助が必要ではないかということが一つの問題として挙がった。

2つ目は、その問題に比例して、女性の参加者が多いということもあると思うのだが、少子化の問題である。この少子化の問題で言えば、自助・互助・共助・公助だけではどうにもならないかもしれないが、何とかこの少子化を抑えないといけないという意見が多く出て、そのためには、やはり子どもの教育、学童保育の充実等、そういった部分でどう自助や互助・共助をやっていくかということが2つ目のテーマになった。

3つ目として、第2回目からは、自ら障がいを持たれるOさんが非常に強力なメンバーとして参加され、自らの実体験を基に、現状の成田市では退院後のリハビリ、急性期を過ぎたリハビリが不十分だということであった。自らも行政等々に訴えられたそうだが、なかなか

思うように動かないということ、実感を持ってお話をしていただいた。最初はリハビリの問題だけかなと思っていたが、Oさんの発言が、今日の最終の話し合いで、課題1・課題2、すべてに通じる問題ではないかということがはっきりした次第である。

最後のまとめとして、今回、互助・共助、また自助の部分で皆さんに丸を付けていただいたが、端的に言うと、コーディネーターの育成が必要であるという傾向が出てきた。

これは、既存のコーディネーターさんを否定しているわけではないが、要は傾聴ボランティアさんとか、ケースに応じてのボランティアさんも必要であろうから、そういったボランティアさんを調達する斡旋型のコーディネーターというのではなくて、例えばOさんの話でいえば、何としても助木がほしい、リハビリの機会がほしいとなると、そういったものを組織化、グループ化して、PTや学校の先生を巻き込んでいく。そういうものをグループ化していくようなコーディネーターというか、そういったものの育成、ボランティア化とか、ボランティアの質を高めてグレードアップ化した、要はソーシャルアクションというか社会的活動を促すようなコーディネーターを、ボランティアで募っていく。もしくは講師によってそういう育成を図っていく。そこに問題点が集約されるのではないかという話にまとまった。

私たちのC班のテーマは「実行する」である。ここで話し合っただけでは何も解決にはならない。皆さん貴重な時間をつぶして、せっかく3回も集まって話をしたわけなので、ぜひとも私たち自らが努力するとともに、自助、共助、そして行政の方々にも意見を汲んでいただいて、少しでもより良いまちをつくっていきたいという私たちの総意を込めて、「福祉を行政だけに頼らず、地域住民全員で実行するまち」というようなテーマにさせていただいた。

#### ④D班の発表

##### ●まちの目指すべき姿

一声かけ合い、つながりのある町

##### ●発表内容（堀さんと山崎さん）

これは多分、配置してくださった方のご配慮だと思うが、玉造地区の老人会でテレビにも出られ、活動しているらっしゃる方や、障がい者をお子さんに持っている方がいらしかった。さらに、中学校の委員の方だが、気楽に集まれるスペースというのが今はゲームセンターぐらいしかなく、それではお金が掛かったり、お金の貸し借りがあつたりと、しょっちゅう問題があるというので、NPOを立ち上げられている方もいらしかったし、保育園で長年、地域の方と何とか一緒にやっという活動をしていらっしゃる方もいらしていた。



それぞれ活動されているが、ボランティア同士、それからNPO同士のつながりが無い。何とかNPOをやってきたが、どういうふうにつながりを見つけていいのか分からないし、広報にも載らない。それを管轄しているところもはっきりせず、できれば、ホームページか

何かを立ち上げて、この時に一緒にやろうなどという問いかけもあると一番いいが、それもない。

ボランティアにしても何かをやるにしても、ひとりではできないので、それらをうまくまとめてつなげることが大事だが、声をかけ合い一緒にやるのが少ないのではないかと思う。

また、老人会などでも特に独居老人には声かけが重要だが、「一緒にやらないか」と言うと、「いや、私は結構です」と逃げて引き込まれてしまう。それを何回かやっている、くじけて「どうしよう」となる。

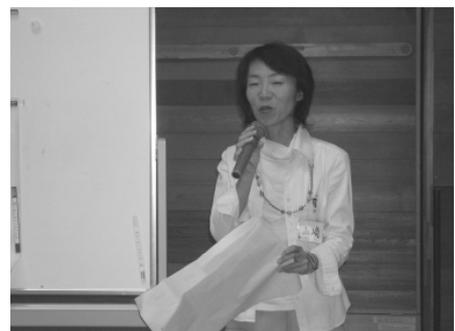
それから、この頃散歩中によく見かけるが、たばこの吸い殻を捨てたり、空き缶を捨てたりしている方、それから、子どもたちの登下校の送り迎えをサポートしている方もいる。それらの方々に対して、「ありがとうございます」とか、そういうのをやったら、言われた方もうれしいし、「私、こうやっているんですけど、こういう方法もありますよ」という対応もできる。

そういうものを、具体的にもう少し広げるような試みができるのではないかということで、それらをうまくまとめて、つながりをつくって、一緒にやっという働きかけが一番必要ではないかということで、「一声かけ合い、つながりのある町」というキャッチコピーにした。

行政に関してもそうだが、障がいのあるお子さんがいらっしゃる方は、「公津の杜」の駅について陳情をしたので、エレベーターができるようになった。それも、やはり一声かけ合ったのが力になった。

「こういう活動があるよ。何とかしたいんだけど、手が足りないんだけど」というのを、できればホームページか何かで立ち上げてほしいというのを申し上げたが、それにしても情報がなければならぬ。情報というのは、一方的に行政からくる情報よりも、意外とコミュニケーションの中で、口コミで「あの人がやっているんだから行ってみようか」というような情報は、結構インパクトが強くて、「私にもできそうだな」という感覚になる。そういうことで、「一声かけ合い、つながりのある町」ができたらいいなというのが結論である。私1人ではまとまりきれないので、優秀な方に半分お願いする。

特に補足するところはないが、この「つながる」というところで、地域の住民同士、それから近くの団体、老人会、子ども会、いろいろな団体と住民とのつながり、そして住民と行政とのつながりというところでは、情報一つ取っても、できるだけいろいろな情報を公平に出してもらえれば、それを取捨選択するのは住民であり、まずは情報がほしいということである。あとはお互いに顔を見合い、朝会ったときに声をかけ合い誘い合うことを、「何度断られても、根気よく続けていきましょう」ということでまとまった。



## ⑤ E班の発表

### ●まちの目指すべき姿

#### 相手の顔を見て、気持ちの通じる声かけのできるまち

### ●発表内容（木村さん）

E班では、第1回目の参加者が3人、第2回目、第3回目はそれぞれ1人増えて4人という中で、付箋の数は少ないが、皆さんからいろいろな意見が出た。その中で高齢者の引きこもりを一番に考えた。

どうして引きこもるのか、出かける交通手段がないからではないか、もしくは自分が留守番をしなければいけないから、家族に遠慮しているのではないか、本当は出かけたけれど、1人で出かけるのは少し気後れすると

か、家族が「うちのおばあさんはそんなの必要ないだろう、家にいればいいんだよ」というような、家族に理解がないからではないかなど、いろいろな理由が考えられるという意見が出た。

引きこもりをもう少し主に考えてみた中で、出かけない理由は一体何か。情報等はお知らせや広報、回覧板で回っているので十分目に付くはずだが出てこない。みんなの中に出ていき、みんなと触れ合ったら、きっと楽しいのではないかという話になった。

では、どうしたら引きこもりのお年寄りをとということで、家族が自助として、進んで「こういう集まりがあるから行ってきたらどうだ」とか、声をかけて行事に誘う一声運動をしたらどうか。福祉活動の人材の確保をして、いろいろ声をかけてくれる人を出していったらどうか。コミュニティバスのルートが悪いのではないか。ならばルートを見直してもらい、出たい人がいつでも出てこられるようにしたらどうか。バスのほか、地域の人的な支援の確保をという話も出た。

その中で、相手の顔を見て気持ちの通じる声かけをすると、何とか出てこようと思う気持ちのある人は出てきてくれるのではないか。交通手段が悪いとか、家族の理解がないとかあるかもしれないが、「行事がある」という回覧板だけではなく、「こういう集まりがあるから一緒に行こうよ」と何度も誘ってくれる人の存在が、「自分に声をかけてくれたんだ。じゃあ、何とかして出ていってみようか」や「近所の人と一緒にいってみようか」となる。自分からはなかなか出てこられない引きこもりの人たちに、こちらから気持ちの通じる声かけをしてみようということで、「声かけのできるまち」がE班のキャッチコピーとなった。

その他に出た意見として、軽度発達障がいの子どもに対する理解と支援がほしいということであった。重度の方たちは何かしら福祉にかかわっており、小さい時、中学生になった時、大人になった時、年を重ねた時、病気になった時など、人生のほとんどを福祉にかかわっているような人たちは、いつでも人生の追跡ができるというか、今この人はこんな感じだというのは誰かが見ていてくれる。しかし、軽度発達障がいの普通学級に在籍している子どもたちは、「留守番ができるだろう」、「自分でランドセルをしょって学校に行けるだろう」、「コン



ビニで買い物しているだろう」ということで、子どもたちの困り感というのが、なかなか皆さんに理解してもらえないというのが家族の気持ちである。

「ある程度できるから、あとは自分で」みたいな感じの中で、人付き合いの困り感だったり、コミュニケーションの困難さだったりを理解して支援してもらえるようになってほしい。「はい、学校を出たら、もうおしまいです」、あとはノートになったり引きこもりになったり、そういう感じで家族の支えや自助努力だけで何とか大きくなっていくのではなく、希望しない人もいるかもしれないが、これを成田市の保健福祉の取り組みとして、希望する人には一貫して成長に合わせた取り組みをお願いしたいという意見も出た。

#### （４）参加者インタビュー

##### ●お一人目（竹内さん）

実は、この会には第1回目と第3回目の2回参加させてもらったが、出席することにすごく心配なことがあった。というのは、皆さん、非常に発表に慣れた方がいらっしゃるような感じで、私たち高齢者はとても皆さんについていけないというのが、初めの実感であった。

だけど今日、この資料を見せてもらったことと、皆さんが発表でまとめられたことは、実際私たちの望んでいることが盛りだくさんに各班の中から出ており、とても

参考になったし、出された意見を老人クラブの方でも真剣に受け止めて、これから成田市老人クラブ連合会の糧にしたいと思っている。今日はどうもありがとうございました。



##### ●お二人目（山田さん）

今、私自身もいろいろなボランティア活動をしているが、あまり親身になれていない部分もままある。私のほうは肢体不自由児父母の会だが、我々がいつも障がい者の会として出かける時は、いつもボランティアの方も参加していただいております。そういうところで、今回3回参加させていただいた中で、今おっしゃられたように、本当にいろいろな部署から参加されている。ただ、私自身は田舎なので、部分的に見ると地域の格差が非常にある、その一言である。

そういう中で、私たちも今いろいろな問題で立ち上がっているが、一番問題なのはやはり少子高齢化で子どもさんがいないということである。何の行事をするにしても、人を集めるリーダーの人が非常に大変である。それで、そのリーダーがいても、人を集めてまとまってしまう簡単だとは思いますが、何をやるかといってなかなかまとまらないし、人数の少ないところであれば、予算面で、結局公助というところで市にお願いしなければならない。

しかしながら、行政としても今、減額的情勢で、補助金等は非常に少ない状況であり、タイアップしていくのは非常に難しいし、なかなかまとまらない。したがって、やろうと思ってもなかなかできないというのが、そういうところはやはり、自助それから共助という



ところでやっていかなくてはいけないのかなということを深く感じた。

この3回の皆さんの意見を聞かせていただき、確かに、いいまちをつくるということで非常に成功だったと思うし、今日、意見をまとめたものは、これが皆さんの意見の共通のものだと思う。これが果たして市の方、行政の方にいき、行政でどの程度生かしていただけるのか。この後、若干の補足があるということなので、それを含めて興味深く聞かせていただければと思う。

本当に3回参加させていただいて私自身も非常に勉強になり、これからボランティアの中で活動していく部分も含めて、皆さんとまた何かの機会に連絡を取り合えてやっていければいいなと、参加してこういう気持ちでいっぱいである。いろいろな意見を聞かせていただいたことが非常にプラスになった会だと思う。どうもありがとうございました。

### ●お三人目（佐藤さん）

私の住まいは成田市ではないが、成田市の老人介護の施設の方でかわらせていただいております、今回参加させていただきました。当然、皆さんの中には、障がいのある人や子どもさんのことでお仕事をしている方、地域のボランティアで活躍されている方もいらっしゃった。それぞれの分野で活躍している方たちのお話を聞かせていただき、非常にいろいろなことを私の中で勉強させていただきました、大変ありがたい会だったと思う。本当にありがとうございました。また今後、このような機会があれば参加させていただきたいと思う。



## （5）部長あいさつ

### ●あいさつ（佐藤保健福祉部長）

今日は市民懇談会の最後の会ということで、私も含めてそれぞれ担当課長も出席させていただきました。この市民懇談会は、総合保健福祉計画をつくるにあたって、こういった懇談会を開催したいなというのは前回計画時にもあった。だが、なかなか難しいということもあり、前回の総合保健福祉計画の時には開催できなかった。ただ、今回このようなことをさせていただき、本当に皆さんが積極的な意見を出していただいた。昔、福祉フォーラムをやったこともあるが、このようにワークショップ形式でやったのは初めてである。今日の発表だけしか聞いていないが、第1回目と第2回目についての報告はいただいております、その資料も読ませていただいた。今日、最後に皆さんから活発な意見をよくまとめていただいたものを聞かせていただいたが、A班からE班まで全体を通じていたことは、やはり「つながり」ということなのだと思う。



A班からは成田地区の5つの「いきいきサロン」を「ふれあいサロン」にしようということがお話にあった。B班からは、あえて子ども会と老人会を挙げられて、ただ、そこをつなぐのはやはりそこにもう一つの世代があり、世代間のつながりが必要だという思いやお話で

あった。C班のほうでは、最終的にはそういうことになるのかなと思うような結論をいただいた。福祉を行政だけに頼らず、住民自身、私たちでできることからやろうではないかということ。一緒にやっ払いこうということが最後のメッセージであったかと思う。こういった市民懇談会を進めていく中で私たちが一番望んでいたことは、何でも行政にではなく、自分たちでできる自助、それから互助・共助、そして私たちの責任のところである公助だが、そういったことについて話し合いをしていただきたいというのが一番の大きな目的だった。そういった意味では、大変いい結論を出していただいたと感謝している。また、D班のほうでも声かけ、「一声かけ合い、つながりのある町」というお話をいただいた。それも、やはり住民間のつながりが必要だということだった。E班についても、「相手の顔を見て、気持ちの通じる声かけのできるまち」ということであった。

それを全部つなげてA班からE班まで聞いていると、情報の共有であるとか、住民同士、住民と私たち行政とのつながり、いろいろなボランティア活動やNPO活動をしてくださる人たち同士のつながり、そういったものがすごく大切だということを、今回の市民懇談会で私たちは重く受け止めさせていただいた。

福祉という分野は、行政だけではどうしてもかなわないところがたくさんある。いつも申し上げることだが、5本の指があるとこの指の中はどうしても分かれているので、ここをつなぐようなものは、やはり住民同士であったり、ボランティア活動であったり、そういうものがなければ、指1本ずつあるけれどやはり1つの手のひらの形として、面にすることはできないと感じている。これからも、ぜひ皆さんのお力を借りながら私たちも頑張っていきたいと思っている。

本当に3回、ご出席をいただき、ありがとうございました。

### 3. 成田市保健福祉審議会設置条例

平成 10 年 9 月 29 日  
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) その他保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 4. 成田市保健福祉審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
市議会議員(推薦)	馬込勝未	市議会議員	
市議会議員(推薦)	海保茂喜	市議会議員	
識見を有する者	亀山幸吉	淑徳短期大学社会福祉学科教授	会長
識見を有する者	太田家和	(学)太田学園理事長	
識見を有する者	夏目幸子	夏目設計事務所 1級建築士	
保健医療福祉関係者	長谷川 修	成田市医師団	
保健医療福祉関係者	藤崎芳明	印旛郡市歯科医師会成田地区幹事	
保健医療福祉関係者	石井通子	成田市薬剤師会副会長	
保健医療福祉関係者	時田幸江	成田市ことばと心を育む親の会会長	
保健医療福祉関係者	眞鍋里美	成田市児童委員	
保健医療福祉関係者	大木恒男	成田市ボランティア連絡協議会会長	
保健医療福祉関係者	久保美和子	公津の杜保育園長	
保健医療福祉関係者	生駒博子	佐倉保健所成田支所主査	
保健医療福祉関係者	大嶋 晟	成田市社会福祉協議会会長	副会長
保健医療福祉関係者	湯川智美	プレーグ本埜 施設長	

(順不同、敬称略)

## 5. 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

成 社 第1628号

平成 21 年 3 月 6 日

成田市保健福祉審議会

会長 亀 山 幸 吉 様

成田市長 小 泉 一 成

成田市総合保健福祉計画（案）について（諮問）

成田市総合保健福祉計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により、このことに関し貴審議会に諮問します。

平成 21 年 3 月 23 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市保健福祉審議会

会長 亀 山 幸 吉

成田市総合保健福祉計画について（答申）

平成 21 年 3 月 6 日付け成社第 1628 号をもって諮問のありました「成田市総合保健福祉計画（案）」について、下記のとおり答申します。

記

「成田市総合保健福祉計画」の推進にあたっては、以下の点に留意して、施策を展開していただきたい。

#### ①相談体制の整備・充実

子育てから、障がい、介護など、さまざまな保健福祉の相談を、住みなれた地域で、気軽に受けられるよう相談窓口を整備するとともに、ライフステージを通じた継続的な相談、また、本人だけでなく家族も含めた総合的な支援が実施できるよう相談体制の充実を図るべきである。

特に、自ら助けを求められない人に対し、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域包括支援センターや障がい者相談センター、そして行政が積極的にアプローチする取り組みが必要である。

#### ②地域の中で支えあう新たな仕組みの構築

個人のプライバシーに配慮しながらも、住民同士がお互いを理解し、困った時や緊急時に、お互いに助け合い、協力できるような新たな関係づくりを、地域の中で作りあげることが求められている。

このためにも、要援護者の情報を地域で共有するルールづくりや、地域の活動を推進するためのコーディネーター役の配置が必要である。

情報の共有化については、市で取り組みが始まった「災害時要援護者避難支援制度」を着実に進め、また、コーディネーターについては、社会福祉協議会をはじめ、地域の相談機関など、それぞれの地域の状況や社会資源等を考慮しながら市が具体的な仕掛けづくりをしていくことが重要である。

さらに、地域住民が気軽に立ち寄れる居場所、また、地域活動の拠点ともなるサロンづくりを積極的に各地域で推進すべきである。

#### ③健康づくり、介護予防の推進

自らの健康は、自らが守るという視点を市民一人ひとりが持ち、健康づくりに取り組めるよう支援することが大切である。

また、生活習慣病の予防、高齢になってもいつまでも健康でいきいきした生活を送ることができるよう、必要な取り組みを充実すべきである。

#### ④サービス基盤の整備・充実

住みなれた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援から、障がい・介護等にかかる訪問・通所・入所、それぞれのサービスの基盤整備に努めるとともに、サービスの質の向上を推進すべきである。



## 成田市総合保健福祉計画

発行 成田市  
編集 保健福祉部 社会福祉課  
〒286-8585  
千葉県成田市花崎町 760 番地  
電話 0476-22-1111  
発行年月 平成 21 年 3 月  
登録番号 成社 08-048



